

意匠マニュアル  
商標・意匠・地理的表示部－INPI  
第1版  
(2019年1月7日)

目次

序論

1 総則

- 1.1 意匠審査に適用可能な基準
- 1.2 公式媒体
- 1.3 出願及び申請提出の手段
- 1.4 提出の日付及び時刻
- 1.5 行為の実施の正当性
- 1.6 期間
- 1.7 手数料
- 1.8 当事者の行為の利用
- 1.9 ユーザーサービス
- 1.10 情報へのアクセス

2 意匠とみなされるもの

- 2.1 定義
- 2.2 出願の性質
- 2.3 提示形態
- 2.4 法定要件
  - 2.4.1 新規性
  - 2.4.2 独創性
  - 2.4.3 工業生産の型

3 意匠の登録出願又は請求方法

- 3.1 e-INPI への登録
  - 3.1.1 e-INPI における登録様式の記入
  - 3.1.2 e-INPI 登録におけるデータの変更
- 3.2 サービスに関する手数料表及び料金
- 3.3 GRU の発行
  - 3.3.1 GRU の発行に関する指示
  - 3.3.2 フィールドの記入に関する指針
  - 3.3.3 追加手数料
- 3.4 GRU の納付
  - 3.4.1 銀行営業時間外の納付

- 3.5 電子請求
  - 3.5.1 電子様式へのアクセス
  - 3.5.2 電子様式の記入
  - 3.5.3 申請の様式に関する具体的な注記事項
  - 3.5.4 電子様式の送付
  - 3.5.5 提出
  - 3.5.6 電子様式の送付の受領書
- 3.6 書面申請
  - 3.6.1 書面様式の記入
- 3.7 申請に関する説明表
- 3.8 付属書類に関する追加指針
  - 3.8.1 明細書
    - 3.8.1.1 図の範囲に関する宣言
    - 3.8.1.2 図の省略に関する宣言
  - 3.8.2 クレーム
  - 3.8.3 図面又は写真
- 3.9 申請を必要としないサービス
- 3.10 手続の追跡
  - 3.10.1 RPIによる手続の追跡
  - 3.10.2 意匠データベースでの検索

## 4 方式審査

- 4.1 方式審査とは
- 4.2 方式審査手続
  - 4.2.1 提出データ
  - 4.2.2 出願人データ
  - 4.2.3 名称
  - 4.2.4 利用分野
  - 4.2.5 同盟優先権
  - 4.2.6 出願の秘密保持
  - 4.2.7 創作者
  - 4.2.8 委任状
  - 4.2.9 明細書
  - 4.2.10 クレーム
  - 4.2.11 図面又は写真
  - 4.2.12 付属書類
- 4.3 適用可能な通達

## 5 技術的審査

- 5.1 同盟優先権書類の分析
  - 5.1.1 同盟優先権日の維持の条件

- 5.2 技術的審査の分析段階
- 5.3 登録を受けることができない意匠の分析
  - 5.3.1 道徳及び善良の風俗に反するもの
  - 5.3.2 本質的に技術的又は機能的な形態
- 5.4 形状変形例の分析
- 5.5 図面又は写真の分析
  - 5.5.1 グラフィック解像度
  - 5.5.2 商標又はロゴ
  - 5.5.3 作図線
  - 5.5.4 単に説明的な要素
  - 5.5.5 公知の要素
  - 5.5.6 組み立てられた形態の外形
  - 5.5.7 断面図
  - 5.5.8 拡大された細部
  - 5.5.9 マスコット及びキャラクター
- 5.6 出願の名称の分析
- 5.7 利用分野の分析
- 5.8 図の番号付けの分析
- 5.9 図のキャプションの分析
- 5.10 登録性に関する決定
  - 5.10.1 対象物の一部
  - 5.10.2 活字書体
  - 5.10.3 人形及び人形の一部
  - 5.10.4 輪郭
  - 5.10.5 ファサード
- 5.11 適用可能な通達
  - 5.11.1 指令
  - 5.11.2 拒絶
  - 5.11.3 付与
  - 5.11.4 行政上の無効
  - 5.11.5 その他の通達
- 6 登録の付与、維持及び消滅
  - 6.1 登録の付与
    - 6.1.1 意匠登録証
    - 6.1.2 訂正された登録証の発行
    - 6.1.3 登録証の写しの発行
  - 6.2 所有者の権利
  - 6.3 所有者の義務
  - 6.4 登録の維持及び延長
    - 6.4.1 納付証明書

- 6.5 登録の消滅
  - 6.5.1 有効期間の終了
  - 6.5.2 権利放棄
  - 6.5.3 納付不履行
  - 6.5.4 LPI 第 217 条の規定の不遵守によるもの
  
- 7 審判請求及び行政上の無効手続
  - 7.1 総則
  - 7.2 審判請求
    - 7.2.1 LPI 第 100 条に基づく拒絶の決定に対する審判請求
    - 7.2.2 出願の分割を決定した決定に対する審判請求
    - 7.2.3 技術的指令の不十分な履行に起因する審判請求
  - 7.3 行政上の無効手続
  - 7.4 審判請求及び行政上の無効の審査
  
- 8 権利の移転
  - 8.1 譲渡による移転
  - 8.2 編入又は合併による移転
  - 8.3 分割による移転
  - 8.4 合法的承継による又は遺言による移転
  - 8.5 破産による移転
  - 8.6 登録又は登録出願の共同所有者又は出願人の追加又は除外の付記
  - 8.7 法人の消滅による移転
  - 8.8 移転請求の分析
    - 8.8.1 移転請求の審査の段階
  - 8.9 裁判所の決定による移転の分析
  - 8.10 適用可能な通達
  
- 9 種々の付記及び変更
  - 9.1 意匠の変更
  - 9.2 名称, 事業名称, 登記上の事務所又は住所の変更
  - 9.3 適用可能な通達
  
- 10 その他のサービス
  - 10.1 手続に関する行為の証明書
  - 10.2 所有者調査の証明書
  - 10.3 書誌データの修正
    - 10.3.1 ユーザーの過失によるデータの修正
    - 10.3.2 INPI の過失によるデータの修正
  - 10.4 書類の写し
    - 10.4.1 公認謄本

#### 10.4.2 写真複写の請求

## 序論

本マニュアルは、意匠の分析のための指針及び手続を強化すること、並びに登録出願の記入及び手続の追跡のための指導を強化することを目的とし、それにより、審査官、代理人及びユーザー全体にとって参考となるものである。

本意匠マニュアルは、それを導入した INPI/PR 決議 No. 232/2019 に従って、審査指針及び手続の改善に関する常設委員会 (CPAPD) により推進される定期的な更新の対象となる。この意匠マニュアル第 1 版は、登録出願を提出するのに必要とされる指針を提供し、方式審査及び技術的審査に関する指針並びに商標・意匠・地理的表示部 (DIRMA) 及び審判請求・無効に関する行政手続の総合調整部 (CGREC) が提供するその他のサービスへのアクセスに関する情報を記述している。

## 1 総則

商標・意匠・地理的表示部 (DIRMA) が提供するサービスへのアクセス，手数料，期限の遵守，ユーザーサービス，手続のレビュー及びその他の一般基準に関する情報

### 1.1 意匠審査に適用可能な基準

次のものは，意匠審査に適用可能である。

**連邦憲法：**

第 5 条－(…)

(XXIX) 本法は，ブラジルの社会的利益並びに技術的及び経済的発展を踏まえて，産業発明の発明者に対してその使用について，更には産業生産，商標所有権，会社名称及び他の独特な標章の保護について一時的特権を与える。

**ブラジルが加盟している条約及び協定**－産業財産権保護のためのパリ条約(CUP)及び産業財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)－又はブラジルがその後に承認する条約及び協定。

TRIPS 協定はそれ自体で適用可能な意匠の審査基準を提供しないけれども，本件についての国内法における産業財産保護の最低レベルを設定する目的でブラジル政府が負う一連の責務を創出することが強調されるべきである。

**法律 No. 9, 279/1996**－1996 年 5 月 14 日に制定された産業財産法 (LPI)

民法及び商法，並びに著作権関連法に含まれる場合であっても，最も広範な意味において，産業財産法に関連又は関係するあらゆる規則

### 1.2 公式媒体

INPI の公式媒体は，庁のポータルサイトで PDF 形式で入手可能な産業財産公報 (RPI) である。RPI は，休日を除き，毎週火曜日に発行され，休日に当たるときは，その直後の開庁日に発行される。意匠の出願，登録及び請求に適用可能な法定期間は公示日から起算することから，RPI で公示日を遵守することは重要である。

意匠の公告は，INPI ポータルサイトで RPI ページのセクション III (意匠) において行われる。

Revista da Propriedade Industrial - Resolução nº 22/2013 de 18 de março de 2013

A revista em âmbito constitui-se em um arquivo que possui informações simplificadas da RPI, por isso não contém os comunicados do Instituto. Portanto, acompanhe e andamento de seu pedido através da Publicação Oficial da versão completa em pdf.

Normativos vigentes no INPI - RPI 2002 extra.

A partir do dia 31 de janeiro, 2014, a publicação foi atendida em seções que correspondem aos serviços do INPI: Contratos de Tecnologia, Desenhos Industriais, Indicações Geográficas, Marcas, Patentes, Programa de Computadores Topografia de Circuitos Integrados.

NÚMERO REVISTA	DATA	SEÇÃO I COMUNICADOS	SEÇÃO II CONTRATOS DE TECNOLOGIA	SEÇÃO III DESENHOS INDUSTRIAIS	SEÇÃO IV INDICAÇÕES GEOGRÁFICAS	SEÇÃO V MARCAS	SEÇÃO VI PATENTES	SEÇÃO VII PROGRAMA DE COMPUTADOR	SEÇÃO VIII TOPOGRAFIA DE CIRCUITO INTEGRADO
2412	26/03/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
2411	21/03/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
2410	14/03/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
2409	07/03/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
2408	01/03/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
2407	21/02/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
2406	14/02/2017	PDF	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF	PDF   XML	PDF   TXT	PDF   TXT	PDF
		Buscar Comunicados	Buscar Contratos	Buscar Desenhos	Buscar Indicações	Buscar Marcas	Buscar Patentes	Buscar Programas	Buscar Topografia

↓ Códigos e Abreviações

INPI はまた、私的な手続追跡・管理システムによる公報に公表されたデータの読込を支援するために、TXT 形式の RPI を提供する。ただし、この形式は、INPI の公式の公表媒体ではない。

項目「3.10 手続の追跡」に記載された意匠に基づく産業財産権検索及びマイアプリケーションモジュールなど、他の非公式の追加情報媒体もある。

### 1.3 出願及び申請提出の手段

INPI への意匠に関する登録出願又は申請を行う 2 つの方法がある。

- INPI ポータルサイトで利用可能な電子請求システムによってオンラインで行う方法
- 庁のポータルサイトで印刷が可能であり、かつ、リオデジャネイロにある INPI 本部で若しくは州に設置された庁の部署の 1 つで本人が提出し、又はリオデジャネイロにある INPI 本部の提出・発送室 - SEPEX にあてた書留郵便(受領通知の有無を問わない)により郵送する書面様式を使用して行う方法

出願書類又は申請を郵便により提出するときは、郵便による追加の写しの返送用に、宛先を記入し、切手を貼った追加の封筒も送付しなければならないが、INPI は紛失物に対して一切責任を負わない。

### 1.4 提出の日付及び時刻

電子請求によって送付された申請(意匠に関する登録出願及び申請)の提出の日付及び時刻は、電子様式で送付されたときと同一とし、それぞれの請求の提出の証明において利用可能である。

書面による提出に関しては、その提出の時刻及び日付は、INPI の写し及びユーザーの写しに付される提出ラベルに記録される。郵便により提出された出願及び申請は、投函日の又は土曜日、日曜日若しくは休日に投函された場合は、その直後の開庁日の、リオデジャネイロにある INPI 本部の受領業務の終了時に受領されたと推定される。

## 1.5 行為の実施の正当性

### ブラジルに住所を有する自然人又は法人

ブラジルに住所を有する自然人又は法人は、代理人を有するか否かに拘らず、INPIにおける行為を実施できる。

### 外国に住所を有する自然人又は法人

外国に住所を有する出願人は、LPI 第 217 条に規定されるように、法廷召喚に応じる権限を含む委任状によって、ブラジルにおける法的代理人を選任しなければならない。

### 代理人

何人も、INPI に対して代理人として行為することができる。委任状は、出願人が INPI に対して自己の利益を代表する法定代理人を選出するための書類であり、これが弁護士、弁護士事務所又は自然人の何れであるかを問わない。

この書類が機関により有効とみなされるためには、許諾者及び受諾者のデータ、与えられる権限、更には日付、場所及び許諾者の署名が記載されていなければならない。この委任状は、ポルトガル語で作成しなければならないが、原本が他言語である場合は、ユーザーは、その無認証翻訳文を提出しなければならないが、領事認証も署名認証も行う必要はない。

委任状は、意匠に関する登録出願若しくは申請の提出による手続における当事者(代理人)による最初の行為時に又は出願若しくは申請の提出日後 60 日以内に提出しなければならない。

委任状が必要な期間内に提出されない場合は、請求は、LPI 第 216 条(2)に定められているように、恒久的に却下される。

共同所有に関する場合に係るときは、放棄、取下、権利放棄及び所有者の追加/除外の請求は、すべての所有者が署名し、又はすべての出願人を代表する正当な権限を有する正当に指名された代理人が行わなければならない。

委任状の審査に関する追加情報は、項目「4.2.8 委任状」において得ることができる。

## 1.6 期間

LPI に定められた期間は、原則として、RPI での公示日後最初の開庁日から起算し、連続日数で計算される。

所定の期間の満了後、LPI 第 221 条及び INPI/PR 決議 No. 178/2017 の条件に基づいて、当事者が行為を行うことを妨げた、当事者の意思に反する不測の事態による期限延長の理由がある場合を除き、行為を実行する権利は消滅する。

## 1.7 手数料

INPI のサービスに関する手数料は、庁のポータルサイトで入手可能な手数料表に記述されている。手数料表においては、書面申請の場合と電子申請の場合とで金額が異なる。電子申請は、割引の利益を享受する。

INPI/PR 決議 No. 129/2014 に基づいて、割引は、自然人；零細企業；2006 年 12 月 14 日に制定された補足法 No. 123 において定義された個人零細事業者及び小規模企業；1971 年 12 月 16 日に制定された法律 No. 5,764 において定義された組合；教育・研究機関；非営利団体並びに自身の行為に関する場合における公的機関にも適用される。

手数料は、INPI の納付書類である連邦歳入徴収伝票 (GRU) によって納付される。不要な手数料が受領された場合は、出願人は、電子発送に利用可能な特定の申請によってその還付を請求することができる。これは、INPI の総務部 (DIRAD) の手数料表に定められた無料のサービス (コード 801) であり、同部局により規制される手続を遵守しなければならない。

## 1.8 当事者の行為の利用

INPI は、LPI 第 220 条の規定に従って、可能なときはいつでも、適用可能な指令を發して、当事者の行為を利用する。

## 1.9 ユーザーサービス

### バーチャルサービス

ユーザーは、INPI ポータルサイトのトップページでアクセス可能な “Fale Conosco” (Contact Us) システムによって、問い合わせ及び質問を送付することができる。“Fale Conosco” に関する様式において、出願人は、問い合わせ又は質問に従って、関心事の主題／領域を選択しなければならない。

**ウェブマスター：**e-INPI サービスにアクセスするためのログイン ID 及びパスワードの使用又は登録に関する問い合わせ

**意匠(事務的領域)：**出願手続、出願の秘密保持、委任状、行為を行うための期間、創作者の秘密保持、方式審査、名称及び本社の変更、移転、放棄、取下、延長及び5年期間、登録取消、写真複写の請求、期限延長、証明書、公認謄本、証明書の発行に関する問い合わせ

**意匠(技術的領域)：**意匠の登録性、保護の範囲、同盟優先権、グレースピリオド、行為を行うための期間、登録の付与のための法定要件、技術的審査、実体審査、技術的要求の履行及び却下に関する疑義

**審判及び無効に関する行政手続：**審判又は行政上の無効手続の段階における意匠に関する出願、登録又は申請に関する事項

INPI は、Fale Conosco システム様式の特定のフィールドにおいて提供された電子メールに応答を送付する。

### 対面サービス

DIRMA の対面サービスは、手続のレビューによって行われ、これは電子メール vistadi@inpi.gov.br によって請求しなければならない。メッセージには、次の事項を記述しなければならない。

-手続番号

-意匠の名称

-レビューの理由

DIRMA は、電子メールによる応答において、INPI 本部 (Rua Mayrink Veiga, No. 9) への出頭の日付及び時刻を定める。レビューは、庁の職員が同伴して、手続の案件ファイルを閲覧することからなる。

手続のレビューでは、意匠登録出願の審査の手続又は実体に関する問題は議論されない。

## 1.10 情報へのアクセス

2012年5月16日に制定された大統領令 No. 7,724 により規制される 2011年12月18日に制定された法律 No. 12,527(情報入手法としても知られている)は、透明性を拡大し、国民による情報へのアクセスを容易にすることを求めて、公共行政における情報へのアクセスに関する指針を定めた。

情報入手法に従って、INPI は、次のツールを提供する。

- 「1.2 公式媒体」の項目に記載された INPI の公式媒体である産業財産権公報(RPI)
- 「3.10 手続の追跡」の項目に記載されたマイアプリケーションモジュール
- 「3.10.2 意匠データベースでの検索」の項目に記載された出願及び登録に含まれる書類の閲覧を含むデータベースでの検索、並びに
- 「1.9 ユーザーサービス—バーチャルサービス」の項目に記載された Fale Conosco システム

## 2 意匠とみなされるもの

定義，性質，提示形態，意匠法に適用される法的原則及び検索方法

### 2.1 定義

意匠は，LPI 第 95 条に定義されているように，対象物の装飾的造形体又は製品に適用することができる線及び色彩の装飾的セットであって，その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし，工業生産の型として機能することができるものである。

### 2.2 出願の性質

意匠登録出願は，2つの種類とすることができる。

-登録出願の提出：これは，国内領域での出願の最初の提出である。

-分割出願の提出：これは，技術的要求に即してのみ発生する出願である。この場合には，分割出願は，最初の出願日の利益を享受することができるように，最初の出願（親出願）に言及することが不可欠である。

### 2.3 提示形態

意匠は，その提示形態に関しては，次のとおり分類することができる。

#### 2次元

2次元意匠は，2つの寸法（高さ及び幅）から本質的に構成される。これは，印刷，表面パターン又は図形表現一般として，3次元の製品の表面に適用することができる線及び色彩の装飾的セットである。線及び色彩の装飾パターンは，出願の名称において定義された製品に適用して，あるいは平面図で，提出することができる。



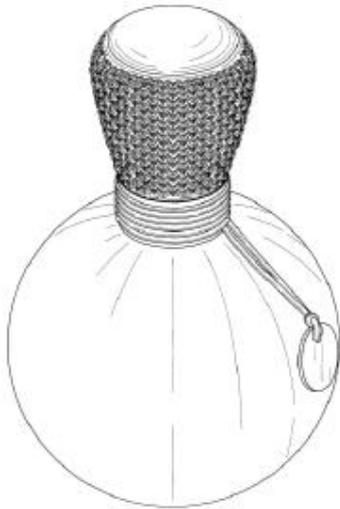
参照番号：DI 7102778-5。  
ティーカップに適用される装飾パターン。



参照番号：BR 30 2015 005141-8。  
布に適用される装飾パターン。

#### 3次元

3次元意匠は，例えば，家具，履物，宝飾品，乗物及び包装用容器など，3つの寸法（高さ，幅及び奥行）を有する対象物の装飾的造形体である。



参照番号：BR 30 2012 000635-0。  
香水瓶に適用される形状。



参照番号：BR 30 2015 002370-8。  
自動車に適用される形状。

## 2.4 法定要件

LPI 第 95 条の定めに基づき、対象物の造形体又は製品に適用される線及び色彩のセットに関する登録を取得するための所定の要件は、次のとおりである。

- 装飾的外観：LPI に定められるところに従い、意匠登録により与えられる保護の目的を定義する要件であって、技術的及び機能的側面を除くもの。これは、対象物の機能的形態と対照をなすものであり、換言すれば、対象物の外観を変更するためにその形状に付与される装飾的特徴である。
- 新規性：客観的及び相対的要件；新規であるという条件。これは、提出時より前に公知でなかったものを指す。
- 独創性：独創的であるという条件；対象物又はパターンを技術水準に関する他のものから区別し、それに個別の識別可能な性質を付与する、創作行為に起因する属性。
- 外形：造形体の視認性に関する要件であって、対象物を分解したときにのみ視認可能な内部のシステム構成要素を除くもの。
- 工業生産の型：対象物又はパターンは、完全に複製可能でなければならない、換言すれば、工業規模で、優れた一様性を伴い、大きな形状の誤差なしに複製することが可能でなければならない。

### 2.4.1 新規性

新規性要件は、LPI 第 96 条に定められている。

第 96 条 意匠は、技術水準とみなされないときは、新規であるとみなされる。

(1) 技術水準は、出願日前にブラジル又は外国において、本条(3)及びLPI 第 99 条の規定を損なうことなく、使用その他の手段により公衆の利用に供されたすべてのものから構成される。

(2) 新規性の評価のために限り、ブラジルで提出された特許出願又は登録出願であって、いまだ公開されていないものの全内容は、それが事後的であれ最終的に公開されること

を条件として、出願日又は主張されている優先日から技術水準に含まれているとみなされる。

(3) 意匠は、その開示が出願日又は主張されている優先日前 180 日以内に行われ、第 12 条(I)から(III)までに定められた状況の下で推進された場合は、技術水準に含まれているとはみなされない。

新規であるとみなされるためには、意匠は、出願日前に公開されてはならない。ただし、開示が出願日(又は該当する場合、優先日)前 180 日以内に行われた場合は、第 12 条(I)から(III)までの仮定を遵守するならば、新規性は損なわれない。

第 12 条 実用新案又は発明の開示は、その特許出願の出願日又は優先日前 12 月以内に行われ、次の者により推進された場合は、技術水準とみなされない。

(I) 発明者によるもの

(II) 産業財産庁(以下「INPI」と略称する)が、発明者から取得した情報に基づき又は発明者が行った行為に起因して、発明者の同意を得ることなく提出された特許出願を公式に公開したことによるもの、又は

(III) 第三者によるものであって、発明者から直接若しくは間接に取得した情報に基づき又は発明者が行った行為に起因して生じたもの

補項 INPI は、規則に定めた条件に基づいて、発明者に対し、証拠添付の有無に拘らず、開示に関する宣言書を提出するよう要求することができる。

これは、ブラジル又は外国において、オンラインを含め、使用その他の手段により意匠が最初に開示された日から、出願人は、180 日の期間内に登録出願の INPI への提出を行うべきことを意味する。

この期間が厳格に遵守されない場合は、先の開示を、新規性の欠如により登録を無効と宣言するための根拠にすることができる。

## 2.4.2 独創性

独創性要件は、LPI 第 97 条に定められている。

第 97 条 意匠が、先行する他の対象物から識別可能な視覚的形狀をもたらす場合は、その意匠は独創的であるとみなす。

補項 公知の要素の結合から、独創的な視覚的成果が得られることもある。

独創性要件は、意匠が識別可能な視覚的形狀を有さなければならないことを定めている。換言すれば、意匠は、その外観を先行する対象物と比べて独特なものにする特徴を有さなければならない。

したがって、意匠は、先行するものと同一でないことのみでは十分でなく、先行する他の対象物と比べて実質的に目立つものでなければならない。形態を登録する権利を正当化する創作性がなければならない。

LPI 第 97 条補項によれば、公知の要素の組合せであっても、そのような要素が第三者の所有として登録されていない限り、独創的な視覚的成果が達成されることがある。この独創的な成果は、下のイラストの例に従って、必ずしも同一の市場にあるとは限らない、別の対象物を構成しようとする技術水準における対象物の結合であるが、十分に独創的であり、技術水準に存在するものと異なる装飾的造形を有するものを指す。



参照番号：BR 30 2012 001571-5。

乗物型の包装用容器に適用される形状。

対象物の造形体は、公有に属する要素を使用して構成された。

#### 2.4.3 工業生産の型

意匠を工業生産のためのひな形にするためには、その形態は、完全に複製可能でなければならず、換言すれば、規模に関して、一様性を伴い、形状の誤差なしにそれらを複製することができなければならない。

加えて、LPI 第 98 条に従って、純粋に芸術的な性質の作品は意匠として登録を受けることができないことから、創作物は、意匠として登録を受けるためには、単に創作者の表現形態として考案されていないことが不可欠である。

第 98 条 純粋に芸術的な性質の作品は、意匠とはみなされない。

### 3 意匠の登録出願又は請求方法

INPI は、意匠登録出願及び請求を提出する 2 つの方法を提供する。

-電子請求システム：完全に電子的な方法で出願及び請求を送付するためのもの

-書面様式：書留様式の郵便で郵送される請求も受領するブラジル各地に設置された庁の受付で出願及び請求を提出するためのもの

本セクションにおいては、2 つの利用可能な方法で出願及び申請を提出するのに必要な情報並びにそれらの追跡に関する指針を得ることができる。電子出願を選択したユーザーは、料金表に含まれる値引きから恩恵が得られるのに加えて、書類がデジタル形式で送付されることから、手続の閲覧へのアクセスが簡易化される。

書面請求は、より多くの費用がかかるのに加えて、商標・意匠・地理的表示部 (DIRMA) の情報システム上で閲覧するために、最初に可視化するためにデジタル化しておく必要がある。この点に関して、電子出願を選択することは、紙による不要な支出を回避することから、持続可能性政策により即している。

#### 3.1 e-INPI への登録

意匠に関する登録出願又は申請の提出における第 1 ステップは e-INPI システムへの登録であり、これにより DIRMA サービスの利用が可能になる。

この登録は、INPI にサービスを請求することを希望する如何なる自然人又は法人にとっても必須であり、庁のすべての部局に有効である。関係当事者、その弁護士又は法定代理人は、システムへのアクセスを認証するためのログイン ID 及びパスワードからなる電子識別情報を登録することができる。

##### 3.1.1 e-INPI における登録様式の記入

最初に、e-INPI 登録ページにアクセスし、自己の登録形態（ブラジルに住所を有し、自己のために出願を行おうとする自然人若しくは法人については、顧客としての又は第三者の法定代理人として行為しているユーザーについては、特別な許可を有さない弁護士若しくは代理人としての登録形態）を選択する必要がある。ブラジルに住所を有していない自然人又は法人は、「1.5 行為の実施の正当性」のセクションの内容を遵守しなければならない。

サービスの一般条件を定めた e-INPI システムへの「同意書」を承諾した後に、関係当事者は、ログイン ID(ユーザー名)及びパスワードを作成して、データを登録様式に記入しなければならない。

パスワードは、6 文字以上 10 文字以下でなければならない、文字及び数字又はその両方をスペースなしで含むことができる。&, !, %, ?, ハイフン又は引用符の類いの特殊文字は使用しないこと。ログイン ID 及びパスワードは、ケースセンシティブ、即ちシステムは登録において大文字を小文字と区別する。

注記：

a) パスワードは、譲渡できない個人的使用のためのものであり、第三者に伝達してはならない。理想的には、意匠の出願人又は所有者が一つのパスワードを有し、その代理人又は法定代理人は、別のパスワードを有する。法定代理人は、GRU を発行するために、出願人又は許諾者のパスワードを知る必要はない。さらに、パスワードを譲渡すると、代

理人の解任後の無許可使用などの将来的な問題が発生する場合がある。

b) ユーザーは、INPI への登録を最新に保たなければならず、その理由は、登録情報のみに基づき、庁がユーザーに連絡することができるからである。出願の通知から登録証の発行まで、すべての事柄は、出願人及び／又はその代理人に関する情報の一貫性に依拠する。したがって、当然ながら、INPI における手続の進捗を妨げる変更の他、データの変更は、機関に連絡しなければならない。

#### データの記入に関する指示

e-INPI システムは、登録の完成のための補助ツールを提供するが、この段階で記入された一部の情報は電子請求システムの電子様式に自動的に移行されることから、出願人データに関する幾つかの点を明瞭化する必要がある。

様式に記述しなければならない出願人データ、換言すれば、意匠登録出願を INPI に提出する自然人又は法人のデータは、次のとおりである。

様式に自動的に含まれるフィールド	注記
完全名称	完全名称(自然人)又は事業名称(法人)を、略称を用いずに記入しなければならない。
完全な住所	住所は、通りの名称、番地、地区、追加情報、市、UF(州)及び CEP(郵便番号)を含まなければならない。出願人が外国に居住している場合は、CEP は必要とされない。
出願人の法的性質	手数料表に従って、自然人；零細企業；個人零細事業者；法律により定義された小規模企業及び組合；教育・研究機関；非営利団体並びに独自の行為に関する場合における公的機関によって所有される場合、一部のサービスは、手数料の額が 60%減額される。従って法的性質の適切な記入により、ブラジル連邦歳入徴収伝票の発行時に自動的に割引が提供される。
場合に応じて、CPF(個人納税者登録番号)又は CNPJ(法人納税者国家登録簿)	ユーザーは、これらのフィールドに記入するときは注意しなければならない。CPF は 11 桁でなければならない。CNPJ は 14 桁でなければならない。CNPJ 又は CPF ごとに 1 のみの登録が認められる。記入の際は、CNPJ と自然人の名称又は CPF と法人の名称との関連付けを回避するために、通知される名称又は事業名称が、登録すべき CNPJ 又は CPF と実際に一致するか否かを観察しなければならない。
電子メール	ユーザーは、正確な電子メールアドレスを提供することが重要である。同様に、ユーザーは、該当する電子メールアドレスに比較的頻繁にアクセスすることが不可欠であり、その理由は、DIRMA がこのチャネルによってユーザーと連絡を取る可能性があるからである。

### 3.1.2 e-INPI 登録におけるデータの変更

登録におけるデータの変更は、下記のものを除き、ポータルサイトのトップページで利用可能な GRU モジュールにおいて、出願人が直接行うことができる。

- a) CPF 及び CNPJ は、新たな CPF 又は CNPJ で登録すると新たな登録が発生することから、変更することができない。
- b) ログイン ID は、変更することができるが、出願人が直接変更を加えることはできない。これを変更するためには、ユーザーは、Fale Conosco を起動し、関心事の主題／領域として、ウェブマスターを指定しなければならない。
- c) 事務所は、Fale Conosco を起動し、関心事の主題／領域として、ウェブマスターを指定することによってのみ登録を受けることができる。そのような場合には、事務所の登録を請求しなければならない。

出願人が直接行うことができる変更を加えるためには、次の手順に従わなければならない。

- a) あらかじめ作成したログイン ID 及びパスワードを使用して、GRU モジュールにアクセスする。



#### Guia de Recolhimento da União

Logon:  Senha:

[Não possui login? Cadastre-se aqui.](#)  
[Esqueceu a senha? Clique aqui.](#)

- b) 登録にアクセスするために、名称又は事業名称にアクセスする。



Cliente:

Endereço: Rua Haymilk Veiga 9, Cidade Rio de Janeiro País: BR / RJ Telefone: 21 25698741 E-Mail: [cliente@teste.inpi.gov.br](mailto:cliente@teste.inpi.gov.br)

Anidade:

- c) 必要な変更を加える。

**Atenção!**

Recomendamos o preenchimento de todos os campos, de forma a podermos entrar em contato, quando necessário, o mais breve possível.

A senha deve ser pessoal e sigilosa, contendo o mínimo de seis caracteres e o máximo de 10 caracteres, podendo conter letras e números ou os dois itens, sem espaços. Não utilize caracteres especiais do tipo &, !, %, ?, hífen ou aspas. O Login e a Senha são do tipo "Case Sensitive", ou seja, o Sistema diferencia as letras maiúsculas das minúsculas no registro do Login e Senha. Recomenda-se não utilizar sua senha pessoal do banco. Procure utilizar uma senha que não seja de fácil identificação por parte de terceiros. Recomenda-se, por motivo de segurança, a troca da Senha periodicamente.

**Cliente**

Login:  Senha:  Confirmar Senha:

Pergunta Secreta:  Resposta Secreta:

Nome:

País:

Estado:

Cidade:

Endereço:

Cep:

Pessoa:

CNPJ:

Telefone (opcional):

Celular (opcional):

Fax (opcional):

E-Mail:

**Declaração**

Declaro, sob as penas da Lei, fazer jus aos benefícios à redução de retribuição, conforme previsto na [Resolução INPI Nº 273/2011](#).

d) 「保存」ボタンを押すことにより情報を保存し、「OK」を押すことによりシステムを終了する。

As informações foram atualizadas com sucesso!

システムに再アクセスすると、登録に加えられた変更が更新されている。

前セクションに記載されたフィールドの何れかの変更は、ブラジル連邦歳入徴収伝票 (GRU) の発行前に加えなければならない。GRU の発行時に利用可能なデータに限り、電子様式に移行される。

GRU モジュールの登録の変更は、登録の変更前に提出された出願に記載された出願人又は所有者のデータに影響を及ぼさない。

e-INPI システムの変更及び GRU の生成の前に提出された出願又は登録は、特定の申請及びそれぞれの手数料の納付、すなわち、INPI 手数料表のコード 113 に基づく申請 (113-名称, 事業名称, 登記上の事務所及び/又は住所の変更) を提出することによってのみ、代理人、出願人又は所有者の名称, 事業名称, 登記上の事務所又は住所の変更を受けることができる。

### 3.2 サービスに関する手数料表及び料金

DIRMA が提供するサービスに関する手数料表は、INPI ポータルサイトで入手可能であり、ユーザーは、自己の出願又は申請の提出を行う前に、各サービスに関する料金及び INPI が次の者に認める割引に関して知るために、手数料表を照会しなければならない。

- 自然人
- 零細企業
- 個人零細事業者
- 小規模企業
- 法律により定義された組合
- 教育・研究機関
- 非営利団体、及び
- 独自の行為に関する場合における公的機関

外国の又は外国に住所を有する出願人は、上に列記された条件を満たすことを条件として、それにより、国内法の対象となる法人を含む場合を除き、当該割引を受ける資格を有する。

出願人は、請求を希望するサービスに課せられる金額を知る責任を有する唯一の当事者である。GRU の発行日と対応する出願又は申請の提出日の間でサービスの額に変更があった場合は、出願人は、「3.3.1 GRU の発行に関する指示」の項目に定められた指針に従って、納付金額を補完しなければならない。この場合には、追納がなければ、処理段階に応じて、方式その他の指令が作成されることになる。

### 3.3 GRU の発行

e-INPI システムへの登録を行った後に、ユーザーは、GRU モジュールにアクセスして、商標・意匠・地理的表示部に請求されるサービスに関するブラジル連邦歳入徴収伝票を生成しなければならない。これは、INPI/PR 決議 No. 146/2015 第 5 条の条件に基づいて、登録出願又は意匠申請の電子様式を送付する前に及び LPI 第 101 条 (VI) の条件に基づいて、登録出願又は申請を書面で提出する前に納付しなければならず、納付しない場合は、当該出願又は申請は考慮されない。

GRU は、納付を免除されるサービスに関する場合であっても、発行しなければならない。

#### 3.3.1 GRU の発行に関する指示

e-INPI システムへの登録を行った後に、ユーザーは、下に定める指針に従って、GRU モジュールにアクセスして、所望のサービスに関する伝票を作成しなければならない。

a) INPI ポータルサイトで、ユーザーは、GRU 発行のリンクをクリックし、その後、あらかじめ登録したログイン ID 及びパスワードのフィールドに記入しなければならない。

b) 発行ページで、ユニットのフィールドにおいて、意匠登録の選択肢を選択しなければならない。

c) その後、単にそれぞれのコード(例えば、100, 104, 105)を入力することにより所望のサービスを選択し、Enter キーを押すか又は関連するボックスにおいてサービスの名称を探すことによりサービスを選択する必要がある。

#### Dados do Serviço

d) その後、ユーザーは、書面提出を行うことを希望するか又は電子形式によるかを選択し、かつ、サービスの種類に応じて異なる要求されるその他の情報を示す必要がある。

e) 意匠登録出願の場合は、ユーザーは、意匠の性質に関して尋ねられる(意匠の性質の種類間の相違に関する情報は、「2 意匠とみなされるもの」のセクションにおいて得ることができる)。

f) 請求されるサービスのプレビューを示すウィンドウが表示される。ユーザーは、所望のサービス及び意匠の性質又は該当するサービスの額などの通知されるデータを確認しなければならない。最後に、ユーザーは、サービス完了をクリックしなければならない。この段階においてサービスの選択又はその他の情報の記入において誤りを犯した場合は、サービス取消のボタンを押す。

g) 最後に、単に「サービスが正常に入力されました！」のページの指示を読み、GRU 発行のボタンを押す。

ユーザーは、選択されたユニットの別のサービスを行う場合にのみ新規サービスのボタンを押さなければならない。GRU の発行の完了時に、ユーザーは、システムリソースを他のユーザーに解放するように、システム終了のリンクをクリックしなければならない。

#### 注記：

同一のサービスを 2 回以上請求することを希望する場合は、ユーザーは、伝票を再使用

してはならず、新たな GRU が発行されるように、単に同一のサービスを再度選択する必要がある。

### 3.3.2 フィールドの記入に関する指針

「申請が言及する対象」フィールド：

申請の提出に関する徴収伝票を発行するときに、一部の場合には、「申請が言及する対象」フィールド及び「事務手続」フィールドの記入が求められる。

Dados do Serviço

Tipo de Serviço: Registro de Desenho Industrial

Serviço: Outras petições (125)

Peticionamento: --Selecione--

O objeto da petição se refere a: --Selecione--

Processo administrativo:

Confirmar

「申請が言及する対象」フィールドは、請求されるサービスを詳述するために使用される。

ユーザーは、請求されるサービスが言及する手続の番号を「事務手続」フィールドに記入しなければならない。

注記：すべてのサービス、その適用及び言及される対象の説明表は、「3.7 申請に関する説明表」の項目で入手可能であることは覚えておく価値がある。

### 3.3.3 追加手数料

INPI の手数料表に変更があった場合を含め、小額の徴収伝票は、この点に関する指令を回避するために、出願又は申請の提出前に追納することができる。

ログイン ID 及びパスワードを用いて GRU モジュールにアクセスした後に、出願人は、「総合事務」ユニットを選択し、サービスコード 800 を記入するか又は「追加手数料」の選択肢を選択しなければならない。以前に納付された伝票の一覧は、「以前の伝票」フィールドに表示される。出願人は、以前に納付された伝票の番号を選択し、追納すべき金額を示し、その後、「確認」をクリックしなければならない。

追納後に、納付証明書の写しを、電子請求によって又は書面で、出願又は申請の付属書類として提出しなければならない。電子様式を提出するためには、GRU 番号の記入用のフィールドにおいて、GRU 追加手数料番号ではなく主たるサービスに関する GRU 番号を常に提示しなければならない。GRU 追加手数料番号は、付属書類としてのみ様式に記述することが強調されるべきである。

注記：

a) ユーザーが GRU を既に納付しており、その追納を希望する場合は、ユーザーは、納付後、当該 GRU が既に勘定照合され、納付済の GRU の一覧の一部となる日まで待機しなけ

ればならない。

b) GRU は、それを発行した同一の出願人により追納されなければならない。そうでなければ、以前の GRU が見付からない。

c) 指令によって追加手数料が請求されたときは、追加手数料伝票の納付のみでは、応答とならない。指令の履行は、このための特定の申請を適時に提出した後初めて、履行として認められる。

d) 追納伝票は、記録に残らない。出願人が納付証明書を手続記録に含めることを希望する場合は、それを特定の申請によって提出しなければならない。

e) 追納がユーザーにより自発的に行われておらず、それにより、指令の対象となる場合は、追納すべき金額は、指令が履行される日に有効なサービスの額に達するために必要とされる差額に相当しなければならない。

### 3.4 GRU の納付

GRU システムにより発行されるブラジル連邦歳入徴収伝票の取得に当たって、ユーザーは次の事項を遵守しなければならない。

a) GRU の支払期日は、伝票発行日の 29 日後とする。GRU の支払期日は、事務的期間とは無関係であり、当該期間は、LPI による定めに従って、出願人により厳格に遵守されなければならない。

b) 所望のサービスの選択段階に相当する GRU の発行は、第三者ではなく、出願人又はその代理人が行わなければならない。これが、システムへのアクセスがユーザーの事前の識別を条件とする理由である。したがって、代理人が事前に存在する場合を除き、サービスの選択及びその結果として生じる GRU の発行のためのシステムにアクセスするユーザーの名称が、生成された伝票に印刷され、該当するユーザーをなされた行為と結び付ける。書類には、納付者の CPF/CNPJ 及び CEP を記述しなければならない。

c) 手数料の納付を条件とするユーザーが行う行為の有効性の目的では、所望のサービスは、それぞれの GRU の銀行勘定照合の後に初めて、有効に納付されたものとみなされることは注意すべきである。

d) 出願及び請求の納付がない場合又はその納付日が提出後である場合は、事前に指令を発することなく、かつ、料金の還付を請求する権利なしに、出願が存在しない旨又は申請が考慮されない旨の公告が行われる。

#### 3.4.1 銀行営業時間外の納付

##### 意匠登録の電子出願

意匠登録出願の提出に関する手数料の納付の目的では、銀行営業時間外又は営業日外に銀行取引が行われた場合であっても、これが有効に証明されていることを条件として、銀行取引日が有効な納付日とみなされる。

したがって、出願の納付に関する銀行取引が、電子様式の送付日までに行われたが、銀行の営業時間外又は営業日外であった場合には、ユーザーは、電子登録出願様式の付属書類として、GRU 番号、納付日及び銀行取引認証が明瞭かつ判読可能に記載された GRU の電子化された納付証明書を送付しなければならない。

すべての意匠登録出願は、方式審査の対象となる。金額の銀行勘定照合又は有効な徴収

日に関する問い合わせを解決する必要がある場合は、この目的で指令の公告日のあと連続5日以内に条件を満たすように指令が発せられる。法定期間が遵守されない場合には、出願は、存在しないものとみなされ、換言すれば、出願は、それ以上進められない。銀行取引明細表は、納付証明書として受理されない。

### 電子請求

電子請求に関する手数料の納付の目的では、銀行取引日が有効な納付日とみなされる。したがって、申請の納付に関する銀行取引が、その送付日までに行われたが、銀行の営業時間外又は営業日外であった場合には、ユーザーは、電子請求様式の付属書類として、GRU 番号、納付日及び銀行取引認証が明瞭かつ判読可能に記載された GRU の電子化された納付証明書を送付しなければならない。

申請は、適合審査の対象となり、その時に、特に有効な徴収日に関する問い合わせを明瞭化することができるように GRU の納付証明書の電子化された写しを送付するために、指令が発せられる場合がある。

指令の履行は、指令の公告日後 60 日以内に提出しなければならず、提出しない場合は、電子請求は、納付不履行により認められない。

銀行取引明細表は、納付証明書として受理されない。

## 3.5 電子請求

電子的な出願及び申請様式にアクセスするためには、まず最初に、ユーザーは、e-INPI システムへの登録を行い、請求されるサービスに関する伝票を生成することが必要であり、その後、ログイン ID 及びパスワードによって電子様式にアクセスする。

記入を開始する前に、ユーザーは、商標・意匠・地理的表示部に対して行為する方法に関して更に明瞭化するために、産業財産法を読み、また、本セクションのすべての項目を読むことも不可欠である。

### 3.5.1 電子様式へのアクセス

電子的な出願及び申請様式にアクセスするためには、まず最初に、ユーザーは、e-INPI への登録を行う必要があり、それにより、請求されるサービスに関するブラジル連邦歳入徴収伝票 (GRU) を生成することができる。ユーザーが既に登録されており、所望のサービスに関する納付済伝票を有する場合は、e-INPI と同一のログイン ID 及びパスワードを使用して、電子様式にアクセスすることができる。

INPI ポータルサイトで、ユーザーは、「e-意匠を見る」をクリックしなければならない。



その後、下に記載する図に従って、ログイン ID 及びパスワードを入力しなければならない

い。



「3.9 申請を必要としないサービス」の項目に明記された申請を必要としないサービスの GRU 番号又は「3.3.1 GRU の発行に関する指示」の項目に記載された手数料追納の GRU 番号は、このフィールドに挿入すべきでないことが強調されるべきである。追納の場合には、その額が追納される主たるサービスの GRU 番号を提示しなければならない。追納伝票は、電子様式の付属書類として付随しなければならない。申請が追納するサービスが既に提出されている場合は、別のサービスコードにより請求する。

ユーザーは、ログインした時間から、30 分以内に電子様式に記入すべきである。ただし、記入中にセッション時間が終了した場合は、その時点までに入力された情報は保存される。ユーザーは、記入を続行するために、単に再度ログインする必要がある。



## 注記

GRU 番号を使用して、DIRMA はサービスの請求及びそれぞれの納付の銀行勘定照合を確認し、したがって、これは、手数料に関する不可欠なデータ項目であり、かつ、出願の受領書の写しの将来の回復を可能にする。

### 3.5.2 電子様式の記入

#### 一般データ (GRU からのロード)

GRU 番号を適切なフィールドに挿入することにより、出願人及びその代理人(該当する場合)に関するデータのみならず、意匠の性質及び提示形態のような、出願自体に関する情報も複製することとなる意匠登録のための電子出願書式にユーザーはアクセスする。し

たがって、当該フィールドは、変更することができない。

出願人のデータは、国籍及び出願人の分類について(必須の)更新を必要とする(法人は、分類の更新を免除される)。同一の出願に 2 以上の出願人が存在する(共同所有)場合は、他の出願人のデータを含めるために「出願人を追加」ボタンを使用する。

### Dados do Depositante

Nome ou Razão Social: Cliente de desenho industrial	Tipo de Pessoa: Pessoa Jurídica
CPF/CNPJ: 73637915000195	Endereço: Rua Mayrink Veiga 9
Cidade: Rio de Janeiro	CEP: 20081-240
Estado: RJ	País: Brasil
Nacionalidade:	Qualificação Jurídica: Pessoa Jurídica
Email: cliente@teste.inpi.gov.br	Fax:
Telefone: 21 25698741	

[Adicionar Depositante](#)

代理人に関するデータ(該当する場合)は、GRU の発行時に弁護士又は弁理士自身によりその識別のために登録された情報を複製する。したがって、電子様式へのアクセスが代理人により行われる場合は、様式は、2 つの基本情報項目、すなわち、出願人のデータに関する 1 つのフィールド及び代理人のデータに関するもう 1 つのフィールドを有する。代理人が産業財産庁に登録されている場合があり、これもまた、電子様式に表示される。

### Dados do Procurador

Nome ou Razão Social: Agente desenho industrial um	Numero OAB : 147852rj
Numero API :	CPF/CNPJ : 67012872128
Endereço : rua são tests, 7	Cidade : Rio de Janeiro
Estado : RJ	CEP : 20081240
Telefone : 21 23456789	Fax :
Email : teste@teste.com.br	

### Dados do Escritório

Nome : A Provincia Marcas e Patentes Ltda.	CNPJ : 08052621000158
--	-----------------------

法定代理人を有さない出願人については、「一般データ」セッションはより単純であり、代理人及び事務所のフィールドを有さない。

意匠の性質に関するデータには、GRU で提供された情報が自動的にロードされる。出願人は、これらのデータに矛盾があるか否かを観察しなければならず、矛盾がある場合は、フィールドを更新することができる。このことを踏まえて、出願人は、「変更」アイコンをクリックしなければならない。

\*Natureza: Depósito de pedidos de Registro de Desenho Industrial (DI)

[Alterar Natureza](#)

出願人がこのデータを変更した場合は、その時点までに様式に記入されたすべての情報

が削除される。これらの場合には、必要なフィールドに、単に再度記入する必要がある。意匠の性質に関する追加指針は、「2 意匠とみなされるもの」のセクションにおいて得ることができる。

### フィールドの記入に関する指示

#### 意匠の対象物及び名称

ユーザーは、意匠の対象物、すなわち、2次元か又は3次元かを定義しなければならない。これが行われたら、「名称」フィールドに対象物の情報で完了する必要がある事前の記入（2次元のパターンの意匠については、... に適用される装飾パターン又は対象物の装飾的造形体の意匠については、... に適用される形状）がなされる。



\*Objeto do Desenho: Bidimensional \*Titulo: Padrão ornamental aplicado alem

出願の名称は、登録の対象物を、短く、明瞭にかつ簡潔に、関連のない若しくは不要な表現若しくは言葉又は利点、技術仕様若しくは単に限定的な特徴を表す表現若しくは言葉を使用することなく表示しなければならない。

3次元意匠の登録出願の場合には、名称は、「... に適用される形状」という表現から始めなければならない。図面又は写真に表現された対象物を表示すべきである。例：シェーバーに適用される形状。

2次元意匠の登録出願の場合には、名称は、「... に適用される装飾パターン」という表現から始めなければならない。図面又は写真に表現されたパターンを施される製品を表示すべきである。例：包装用容器に適用される装飾パターン。

#### 出願の性質

「出願の性質」フィールドには、GRUの発行時に選択されたパターンが自動的にロードされる。GRUで通知された出願の性質に矛盾がある場合は、フィールドを更新することができる。そうするためには、「性質の変更」ボタンを使用すること。出願の性質が変更されたら、その時点までに挿入された情報が削除されることから、様式の記入をやり直さなければならない。

意匠登録出願の性質は、提出又は分割とすることができる。



\*Natureza: Depósito de pedidos de Registro de Desenho Industrial (DI) Alterar Natureza

#### 出願の秘密保持

意匠登録出願の秘密保持は、その提出日が保護されることを保持しつつ、その出願から180日後に初めて技術的分析が可能となることを保証する。

180日以内に、秘密とする出願の提出の通知(通達コード32)、予備的指令(通達コード30)及び不存在(通達コード33.1)について公告が行われる。これらの公告は、書誌データ及び出願の許容性に関する情報のみを公表し、出願された事項については言及されない。出願が秘密であるか否かに拘らず、予備的指令(通達コード30)が公告された場合における履行のための期間は、5暦日のみである。この指令を履行しない場合は、出願は不存在

となる。したがって、秘密保持が請求された場合であっても、RPI を毎週追跡することが非常に重要である。

出願の対象物に関する審査及び公告は、秘密保持期間が終了して初めて行われる。秘密保持請求は自動的になされるものではなく、出願人の利益に応じて、特定の料金(手数料表のコード 102)を添えて請求しなければならない。電子様式で秘密保持請求にマークするときは、出願人は、それぞれの有効な納付済の GRU を有していなければならない、その番号(庁の番号)を特定のフィールドに入力しなければならない。

Requer sigilo do pedido na forma do §1º do art. 106 da LPI  Nosso Número do Sigilo(GRU):

## 利用分野

登録出願の願書における利用分野の表示は必須である。利用分野の目的は、意匠の利用分野を記載して、意匠が属する市場区分を明瞭化することである。この分類は限定的なものではなく、換言すれば、形態は、それが割り当てられた分類に拘らず、他の対象物において複製することができない。

電子請求においては、利用分野を自由に記入することはできず、その表示は国際ロカルノ分類に従うことが求められる。出願人は、キーワードにより検索し、又は更に一覧自体から選択することができる。

Campo de Aplicação Principal:

Demais Campos de Aplicação:

## 同盟優先権

出願人は、最初の出願から 6 月の期間内に、複数の国において同一の対象物の登録を請求することができる。優先権の主張は、先行する外国出願の存在を示し、先行技術審査の目的で、最先の日付の使用を保証する。ただし、証拠書類が国内出願後 90 日以内に提出されていることを条件とする。出願人が主張にマークすると、日付、出願番号及び最初の出願が行われた国を示すためのフィールドが開く。

同盟優先権の主張は、下に示す特定のボックスをクリックして、出願時に行わなければならない。

### Dados da Prioridade do depósito

O Depositante reivindica prioridades de Depósito

ユーザーが前記の選択肢を選択すると、様式に、下の図に従って、該当する意匠の出願又は登録の日付、番号及び原出願国に関するフィールドが利用可能となる。

### Dados da Prioridade do depósito

O Depositante reivindica prioridades de Depósito

\*Data Prioridade  \*Número Prioridade  \*País Prioridade

ユーザーが 2 以上の優先権を主張することを希望する場合は、それぞれのフィールドに

記入し、「追加」ボタンをクリックすることによりそれを行うことができることは注目する価値がある。

#### Dados da Prioridade do depósito

O Depositante reivindica prioridades de Depósito

\*Data Prioridade

08/01/2015

\*Número Prioridade

XXXXXXXXXX

\*País Prioridade

--- Seleccione --- ▼

ANDORRA

Adicionar Prioridade

Editar

Excluir

## 宣言書

優先権の主張は、無認証翻訳文を添付して、原書類によって証明しなければならない。

「LPI 第 16 条(5)の方式による宣言書」は、翻訳文を必要としない。当該フィールドの記入はまさに、原出願を特定するデータが出願様式で通知されるデータと同一である旨を宣言するために使用される。宣言書は、添付用紙で提出することもできる。

出願される主題が、請求される対象物の最初の開示から起算して 180 日以内に出願を提出する権利からなる LPI 第 96 条(3)に定められた期間を生じさせる場合にのみ、「新規性を損なわない先の開示に関する宣言」フィールドに記入しなければならない。

#### Declarações

Declaração na forma do artigo 9º da Instrução Normativa nº 13/03 (relativa a tradução simples da prioridade) 

Declaração de divulgação anterior não prejudicial

## 創作者

創作者は、意匠の創作に責任を有する当事者である。創作者は、自己の所有権を他の自然人又は法人に譲渡又は移転することができることから、必ずしも出願人であるとは限らない。譲渡又は移転の場合であっても、創作者の名称及び資格を様式に記述することが必須であり、創作者は、必ず自然人でなければならない。

#### Dados do Autor

Adicionar Autor

上のボタンをクリックすると、次のダイアログボックスが開く。

創作者にとって自己の名称の非開示が利益となる場合は、これは、データの記入時に請求しなければならない。

創作者の資格を記述した出願人により署名された書類を、創作者自身による自己の名称の非開示を請求する宣言書とともに、付属書類として提出しなければならない。

「創作者の名称の非開示の請求」の宣言に使用すべきテンプレートは、「創作者を追加」フィールドの情報吹き出しにおいて入手可能である。2以上の創作者が存在する場合は、非開示請求は、個別に行わなければならないことが強調されるべきである。換言すれば、創作者ごとに、創作者を指名し、資格を与える出願人の書類及び創作者による自己の名称の非開示を請求する宣言書を送付しなければならない。

2以上の創作者が存在する場合は、単に「創作者を追加」ボタンをクリックする。

### 付属書類

意匠の登録出願又は申請の付属書類は、各請求の種類の特性により、必須又は任意となり得る。下の図は、意匠登録出願の最も一般的な種類の付属書類を示す。

### Documentos anexados

ユーザーは、挿入したい付属書類の種類を選択し、「追加」ボタンをクリックし、その後、電子様式に添付したい PDF 形式のファイルをコンピューター上で選択しなければならない。これら 3 つの段階の後に、付属書類が電子様式に添付され、選択されたファイルの名称もまた示される。

その他の事前に定義されていない種類の付属書類は、「その他」フィールドを使用して追

加することができる。ユーザーは、付属書類を記載し(換言すれば、その内容をできる限り忠実に再現するように付属書類の名称を付け)、「追加」ボタンをクリックし、その後、電子様式に添付したい PDF 形式のファイルをコンピューター上で選択しなければならない。

#### Documentos anexados

\*Tipo Anexo:

ユーザーは、様式を送付する前にいつでも、各付属書類の右側に示されるアイコンをクリックして、付属書類を削除することができる。

電子的な登録出願又は申請様式に添付されるすべての書類は、デジタル又は電子化書類として INPI に送付しなければならない。したがって、本マニュアルの趣旨及び目的において、付属書類の送付に言及するときの「書類」という用語は、当初書面に記載されていた内容の電子化により又はデジタル媒体上のみのファイルの既存のコピーによって、電子ファイルの形態で送付されるテキスト及び/又は画像のセットを意味する。

セキュリティ上の理由から、ユーザーは、PDF 形式を採用しなければならない。PDF ファイルを読むためには、無料であり、かつ、オンラインでダウンロードすることができる Acrobat Reader ソフトウェアをインストールしなければならない。したがって、PDF の拡張子を有する書類のみが受理され、その理由は、この種類の拡張子は権限のない編集を防止し、これはユーザーのセキュリティ対策として構成されているからである。

テキストファイルは、LibreOffice(フリーソフトウェア)、Microsoft Word(2007 以降のバージョン)又は Acrobat Writer を使用して、PDF 形式に変換することができる。

ユーザーは、電子様式を使用した書類の転送に関する技術仕様を遵守することが必要である。

技術仕様	電子様式に使用すべきテンプレート
有効なファイル形式	PDF
最大ファイルサイズ	3MB

認証のために印刷し、それからそのページを電子化する必要があるテキスト書類の場合又は既に印刷した書類の写しを送付する場合は、次のことが推奨される。

a) 各ページは、当初のサイズの TIF 画像として、200DPI から 300DPI までの解像度により電子化すべきである。

b) 書類のすべてのページを電子化した後に、テキストエディターである Word 又は LibreOffice の文書に配置し、その後、PDF ファイルに変換しなければならない。その理由は、このファイルは、種々の画像を含むが、容量の点で圧縮され、これによりファイル変換が容易となる。

c) 3MB を超えるサイズ書類は、完全に送付することができるように分割することができる。(例：定款－第 1 部，定款－第 2 部，定款－第 3 部)。電子請求手続の完了後に書類を並べ替えることはできないことから、分割された書類を正しい順序に保つことが非常に重要である。

d) 添付書類を選択し、送付するときは多大な注意を払うべきである。特定の書類に相当するというファイルが、実際に庁に送付すべきファイルであるか否かを点検することを忘れてはならない。この手続は、完全に出願人の責任である。電子請求手続の完了後に添付書類を変更し、追加し、又は取り下げることはできない。

e) 送付されるファイルの完全性及び拡張子を忘れずに点検すること。付属書類として送付されるファイルの点検により多くの注意を払う程、登録出願又は申請が何らかの種類の方式指令を受けたり又はそれに対して応答する可能性は低くなる。

### 3.5.3 申請の様式に関する具体的な注記事項

定義上、申請とは、INPI へのサービスの請求に関する行政文書である。DIRMA の場合には、申請は、意匠の出願若しくは登録又は更に同部局が提供する別個のサービスに関する情報及び／又は請求を送付するために用いられる。

電子意匠申請様式は、出願人及びその代理人(存在する場合)に関する情報のみでなく、申請の説明、行為に関する手続番号及び請求されるサービスの性質に応じて異なるその他の種々のデータなど、請求されるサービスに関する主たるデータも複製する。これにより、当該情報は、GRU 発行環境において定義されることから、変更することができない。様式に記入するときに、請求される各サービスの特定の性質に応じて、新たな情報がユーザーから請求され、したがって、請求もまた、登録出願と同様に变化する性質を有する書類を形成する。

電子意匠申請様式にアクセスするためには、ユーザーは、登録出願の提出について採用されるものと同一の手続に従わなければならない。

あらゆる趣旨及び目的において、各申請は、1 種類のみサービスに関するものとする。したがって、ユーザーが自己の登録出願の審査に起因する指令を履行する必要があり、同時に、当該同一の出願の登記上の事務所の変更を登録することを希望する場合は、ユーザーは、対応する手数料を納付し、異なる申請に関する電子様式に記入して、2 つの異なる申請を送付する必要がある。したがって、異なる性質の請求を同一の様式にまとめることはできない。請求がまとめられている場合は、徴収された GRU に関する請求の維持及びその他の請求の新たな申請を求める応諾要求が発せられる。

### 3.5.4 電子様式の送付

登録出願又は申請に関する電子様式の記入を完了するためには、ユーザーは、下の図に従って、提供される情報の真実性を宣言しなければならない。この宣言を行わなければ、ユーザーは、様式を送付することができない。

Declaro, sob as penas da lei, que todas as informações acima prestadas são completas e verdadeiras.

下の図に従って、上記の宣言にチェックした後に、ユーザーは、様式の最後に、3 つの選

択肢，すなわち，「戻る」，「後で完成」及び「次へ」を有する。

Declaro, sob as penas da lei, que todas as informações acima prestadas são completas e verdadeiras.



**戻る**：ユーザーは，様式を再び開くために GRU を再度挿入すべき最初の画面に戻る。その時点までの情報の記入は記録される。

**後で完成**：システムからのログアウトが自動的に行われる。ユーザーは，システムに再度アクセスするために，ユーザー名及びパスワードを入力しなければならない。記入した情報は，様式のその後の送付のために記録され，情報の回復は，GRU 番号によって行われる。

**次へ**：システムは，不可欠な情報が記入されているか否か及び必須の付属書類が様式に挿入されたか否かを特定するために，点検を行う。何らかの情報が欠落している場合は，システムは，その旨をユーザーに示す。基本情報が記入されている場合は，システムは，送付前にユーザーが確認することができるように，様式のプレビューを表示する。

### 3.5.5 提出

様式のプレビューの下に，2つの選択肢，すなわち下の図に示す「戻る」及び「提出する」がある。



**戻る**：この手続は，プレビューにおいて，提出者が何らかの矛盾又は変更を希望する事柄を見付けたときはいつでも，適用しなければならない。「戻る」をクリックすることにより，ユーザーは，電子様式に戻り，希望するすべての情報を変更することができる。

**提出する**：これは，GRU が既に納付されていること及びユーザーがプレビューを承認し，意匠の出願又は申請を実際に提出することを意味する。

「提出する」の選択肢を選択したら，下のボックスが開き，本マニュアルに既に記載された GRU の発行及び納付に関するすべての問題に関してユーザーに警告する。

## Atenção

×

Antes de finalizar o seu pedido/petição, tratando-se de serviço pago, certifique-se de que o pagamento já foi realizado. Caso esteja finalizando seu pedido/petição em finais de semana, feriados ou fora do horário de expediente bancário, envie cópia digitalizada do comprovante de pagamento do serviço junto a este formulário.

A aceitação do pedido/petição está condicionada à confirmação do pagamento da respectiva GRU (Guia de Recolhimento da União) até a data deste protocolo, sob pena do pedido vir a ser considerado inexistente e da petição não ser conhecida.

Certifique-se de que a GRU, objeto deste pedido/petição foi paga. O INPI não se responsabilizará por erros na seleção dos serviços, utilização de GRU sem pagamento ou pelo uso indevido do sistema e-INPI por má compreensão ou inabilidade do usuário.

Deseja realmente protocolar?

Fechar

Protocolar

「閉じる」の選択肢を選択することにより、ユーザーは、プレビューに戻り、「戻る」をクリックして様式を再編集することができる。「提出する」を選択することにより、電子様式に入力された情報を変更することはできなくなる。これが、様式が送付され、かつ、受領書が発行される正確な日時である。

次の画面は、電子様式の有効な送付を確認する。「最初に戻る」の選択肢により、ユーザーは、GRU 番号の挿入及び新規サービスの記入のための画面に戻る。

**PETICIONAMENTO ELETRÔNICO**    ▲ Aumentar Fonte    ▲ Tamanho Normal    ▲ Diminuir Fonte    ● Alto Contraste

Seja bem-vindo | Sair do Sistema

 **Certificado Digital**

  
Clique Aqui Para receber seu Formulário Eletrônico

Número do Processo: BR 30 2015 00085 5

Número do Protocolo: 870150000438

Nosso Número: 00.000.2 - 15.0002040.8

Data de envio do formulário: 17/04/2015 09:51

Obrigado por acessar o Peticionamento Eletrônico

A partir de agora, o número acima identificará o seu pedido junto ao INPI. Contudo, a aceitação de pedido está condicionada à confirmação do pagamento da respectiva GRU (Guia de Recolhimento da União), que deverá ter sido efetuado previamente ao envio deste formulário eletrônico, sob pena do presente pedido vir a ser considerado inexistente e da petição não ser conhecida.

Após enviar o formulário eletrônico do Requerimento de Averbção, o mesmo será submetido a exame formal e, havendo condições mínimas, a Notificação do Requerimento de Averbção será publicada na Revista Eletrônica da Propriedade Industrial (RPI) para ciência da data inicial para contagem do prazo de decisão.

Não deixe de acompanhar o andamento do seu processo, acessando semanalmente a RPI.

<< Voltar ao início

自己の電子出願に関する不可欠な情報が生成されたことに留意されたい。

**手続番号**：ユーザーの INPI への登録出願を特定する番号 (BR の文字と、出願の性質により、提出については 30 又は分割については 32 と、6桁の連続番号と、チェックデジットとを含む)。この番号を使用して、指令に関するものを含め、庁のポータルサイトで入手

可能な(PDF形式の)RPIによって自己の手の進捗を追跡することができる。申請を提出しようとする場合は、これが申請が言及できる唯一の出願又は登録の番号である。

**提出番号：**出願及び申請の両方について生成される番号。申請の場合には、これは主たる書類識別番号である。この番号は、サービスが実際に請求されたことを証明する。ただし、申請によって請求されたサービスの追跡は、該当する手続番号による照会によって行わなければならない。

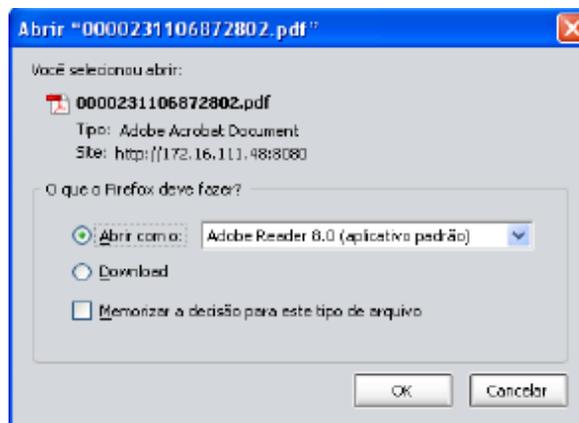
**提出の日付及び時刻：**これは、INPIシステムが出願又は申請を受領した日付及び時刻を意味する。意匠登録出願の場合は、出願を送付する日をいわゆる出願日とすることに留意されたい。

### 3.5.6 電子様式の送付の受領書

ユーザーは、下に再現したボタンをクリックすることにより、意匠の登録出願又は申請の受領書にアクセスする。



上に再現したボタンをクリックすることにより、下の画像に従って、生成されたファイルをユーザーがコンピューターにダウンロードしたいか又は単に開きたいかを尋ねる画面が表示される。

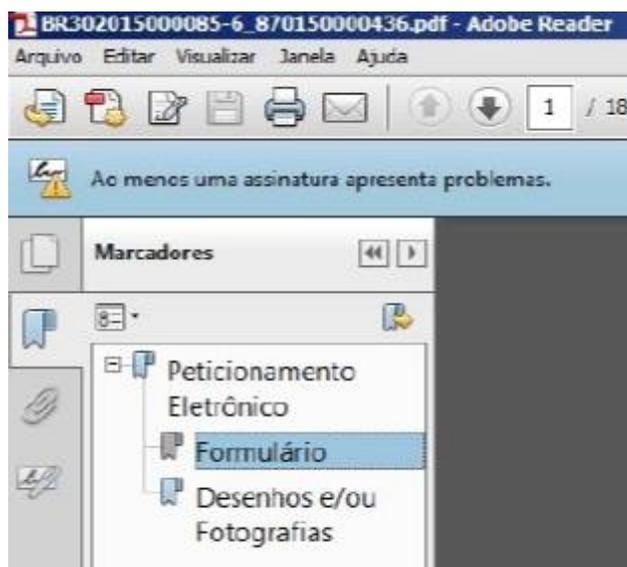


登録出願又は申請の受領書は、PDFで送付される。RPIで追跡するために、受領書を印刷し、受領書に表示される出願又は申請の番号を保管すること。

受領書には、ユーザーが注目すべき重要な側面が記載される。

a) 電子様式に記入されたデータは、添付書類とともに、変更することができない単一のPDFファイルとなり、システムユーザーに対して完全なセキュリティを与える。ページは、様式のページに加えて付属書類に関するページを数えて番号付けされる。

b) PDF形式のファイルにおいては、ユーザーは、自己の書類への迅速なアクセスを可能にするメニューを利用可能である。このメニューは、下のテンプレートに従って、電子様式に記入するときにユーザー自身が定義した付属書類の名称を含む索引を提供する。したがって、ユーザーは、一定の書類に相当するというファイルを実際に添付することが重要である。



上の例では、意匠登録出願の出願人は PDF の受領書に含まれる 2 つの書類を添付した。ユーザーは、ファイルを 1 ページずつブラウズする必要なしに各々の書類に迅速にアクセスすることができ、また、すべての所望の書類が電子出願において実際に送付されたか否かを確認することができる。

#### **注意！**

意匠の登録出願又は申請を送付したら、その後は変更することができない。意匠登録出願の提出は、必ずしもユーザーの意匠が許可され、登録の状態が得られることを意味するものではない。登録性のすべての条件が確認される技術的審査の後に初めて、出願について決定が行われる。

#### **電子様式の送付の受領書の写し**

意匠登録出願又は申請に関する電子様式を送付した後に、ユーザーは、登録出願提出の受領書の写しを取得することができる。このためには、システムにより認証された後に、ユーザーは、新たな様式に記入しようとする場合と同様に、使用される GRU 番号を入力し、「次へ」をクリックしなければならない。

ユーザーが送付を終了したときに開いた同一の画面が表示され、ファイルのダウンロードが可能となる。登録出願提出の受領書の写しは、認証されたユーザーが実際の出願人、ユーザーの代理人又は契約事務所の代理人である場合に限り提供されることが指摘されるべきである。

### **3.6 書面申請**

願書、明細書、クレーム及び図面又は写真は、書面様式に関する場合は、2 通を提出しなければならないが、1 通は提出時に出願人に返却され、もう 1 通は INPI が使用する。

書面様式では、明細書、クレーム及び図面又は写真の用紙は、可撓性があり、耐久性があり、白色で、無地の、非光沢の、297mm×210mm の寸法 (DIN A-4 テンプレート) の紙で、片面のみを使用し、しわを付けたり、破ったり、又は折りたたんだりすることなく、提出しなければならない。

出願書類又は申請を郵便により提出するときは、郵便による追加の写しの返送用に、宛先を記入し、切手を貼った追加の封筒も送付しなければならないが、INPI は紛失物に対

して一切責任を負わない。

宛先を記入し、切手を貼った封筒がないときは、出願人は、リオデジャネイロにある INPI の登記上の事務所で、提出・発送室－SEPEX において、60 日間、追加の写しを入手可能である。この期間の後に、ユーザーの追加の写しは廃棄される。

### 3.6.1 書面様式の記入

意匠登録出願を書面で提出するための最初の段階は、様式のセクションにおける正確な様式にアクセスすることである。ユーザーが正確な様式を所有しているという確信は、提出フィールド及び DI 番号の直下にあるページヘッダーの名称を参照することにより得ることができる。

部局ごとに必要な情報が異なることから、正確な様式を使用して出願を行うことが極めて重要である。これにより、別の部局の様式で出願を行うと、意匠登録出願に不可欠なデータが脱漏する場合がある。

Protocolo (22) | Nº DI (21)

**DEPÓSITO DE PEDIDO DE REGISTRO DE DESENHO INDUSTRIAL**

### 出願人

出願人は、登録により与えられる権利の所有者であり、必ずしも対象物の実際の創作者であるとは限らない。2 以上の出願人が存在する場合は、単に「添付用紙に続く」フィールドにマークし、別の用紙に、他の出願人に関する様式のフィールド 1 からの同一の情報を列記する。正確な最新の情報の記入は、INPI のデータバンクをできる限り健全かつ一貫したものに保つのに寄与する。

#### Ao Instituto Nacional da Propriedade Industrial,

O requerente solicita a concessão do registro de desenho industrial nas condições abaixo indicadas:

<b>1. Depositante</b>	
1.1 Nome (71):	
1.2 Nacionalidade:	1.3 Qualificação:
1.4 CPF/CNPJ (se houver):	
1.5 Endereço:	Bairro:
Cidade:	Estado: CEP: País:
1.6 Telefone: ( )	
Fax: ( )	
E-mail:	

continua em folha anexa

### 名称

このフィールドは、2 つの項目を示す。そのうち 1 つ目の「2.1 名称」の記入は、意匠登録出願のすべての提出において必須である。

出願の名称は、登録の対象物を、短く、明瞭にかつ簡潔に、関連のない若しくは不要な表現若しくは言葉又は利点、技術仕様若しくは単に限定的な特徴を表す表現若しくは言葉を使用することなく表示しなければならない。

3 次元意匠の登録出願の場合には、名称は、「... に適用される形状」という表現から始

めなければならず、図面又は写真に表現された対象物を表示すべきである。例：シェーバーに適用される形状。

2次元意匠の登録出願の場合には、名称は、「... に適用される装飾パターン」という表現から始めなければならず、図面又は写真に表現されたパターンを施される製品を表示すべきである。例：包装用容器に適用される装飾パターン。

2つ目の項目である「2.2 分割出願」は、技術的指令により発生する出願に使用される。換言すれば、項目 2.2 の区分は付随的なものであり、請求される出願(最初の出願)の番号により補完しなければならない。

---

## 2. Título do Registro

2.1 Título:

2.2  Pedido Dividido: DI:

continua em folha anexa

---

### 利用分野

登録出願の願書における利用分野の表示は必須である。利用分野の目的は、意匠の利用分野を記載して、意匠が属する市場区分を明瞭化することである。利用分野は、好ましくは、国際ロカルノ分類に従って記入しなければならない。この分類は制限的なものではなく、換言すれば、形態は、それが割り当てられた分類に拘らず、他の対象物において複製することができない。

---

## 3. Campo de Aplicação

continua em folha anexa

---

### 同盟優先権

排他的実施のために、出願人は、最初の出願時から 6 月の期間内に、複数の国において同一の対象物の登録を請求することができる。優先権主張は、先行する外国出願の存在を示し、先行技術審査の目的で、最先の日付の使用を保証する。ただし、証拠書類が国内出願後 90 日以内に提出されていることを条件とする。ユーザーは、権利を行使するためには、出願時に、出願様式に優先権書類を示さなければならない(LPI 第 16 条(3))。出願人は、優先権を主張することを希望するか否かをフィールド 4.1 に示さなければならない。希望する場合は、ユーザーは、これを優先権出願の原出願国、番号及び日付に関するデータで補完しなければならない。優先権書類は、出願とともに又は申請によって出願の提出から 90 日以内に提出しなければならないことに留意することが重要である。

---

## 4. Prioridade

4.1 O depositante reivindica prioridades de Depósito?  sim  não

Pais ou Organização de Origem	Número do Depósito (transcrever exatamente o nº que consta na prioridade)	Data do Depósito

continua em folha anexa

---

## 出願の秘密保持

意匠登録出願の秘密保持は、その提出日の秘密を保持して、その出願から 180 日後に初めて技術的分析が可能となるよう保証する。

180 日以内に、秘密とする出願の提出の通知(通達コード 32)、予備的指令(通達コード 30)及び不存在(通達コード 33.1)について公告が行われる。これらの公告は、書誌データ及び出願の許容性に関する情報のみを公表し、出願された事項については言及されない。出願が秘密であるか否かに拘らず、予備的指令(通達コード 30)が公告された場合における履行のための期間は、5 暦日のみである。この指令を履行しない場合は、出願は不存在とされる。したがって、秘密保持が請求された場合であっても、RPI を毎週追跡することが非常に重要である。

出願の対象物に関する審査及び公告は、秘密保持期間が終了して初めて行われる。

秘密保持請求は自動的になされるものではなく、出願人の利益に応じて、特定の料金(手数料表のコード 102)を添えて請求しなければならない。様式で秘密保持請求にマークするときは、出願人は、それぞれの有効な納付済の GRU を有していなければならない。それを出願に添付して、秘密保持様式を出願様式と関係付けなければならない。

---

### 5. Sigilo do Pedido

5.1 Requer sigilo do pedido na forma do §1º do art. 106 da LPI?  sim  não

---

## 創作者

創作者は、作品の創作に責任を有する当事者である。創作者は、自己の所有権を他の自然人又は法人に譲渡又は移転することができることから、必ずしも出願人であるとは限らない。譲渡又は移転の場合であっても、創作者の名称及び資格を様式に記述することが必須であり、創作者は、必ず自然人でなければならない。

2 以上の創作者が存在する場合は、単に「添付用紙に続く」フィールドにマークし、別の用紙に、他の創作者に関する様式のフィールド 6 からの同一の情報を列記する。

創作者にとって自己の名称の非開示が利益となる場合は、これは、様式の記入時に、フィールド 6.1 のボックスにおいて「はい」にマークして請求しなければならない。

創作者の指定及び資格を記述した出願人により署名された書類及び創作者自身による自己の名称の非開示を請求する宣言書が封筒中に封緘されて提出されなければならない。

「創作者の名称の非開示の請求」の宣言に使用すべきテンプレートは、INPI ポータルサイトで意匠様式のセクションにおいて入手可能である。

2 以上の創作者が存在する場合は、非開示請求は、個別に行わなければならないことが強調されるべきである。換言すれば、創作者ごとに、創作者を指定し適格であるとする出願人の書類及び創作者による自己の名称の非開示を請求する宣言書を送付されなければならない。テンプレートは INPI ポータルサイトにある。

---

**6. Autor (es)**

6.1 Requer a não divulgação de seu(s) nome(s) de acordo com o art. 6º § 4º da LPI?  
(vide procedimento conforme item 1.1 do Ato Normativo nº161/2002)  sim  não

6.2 Nome (71):

6.3 Nacionalidade: 6.4 Qualificação:

6.5 CPF/CNPJ (se houver):

6.6 Endereço: Bairro:

Cidade: Estado: CEP: - País:

6.7 Telefone: ( )

Fax: ( )

E-mail:

continua em folha anexa

---

### 無認証翻訳文の宣言

優先権の主張は、無認証翻訳文を添付して、原書類によって証明しなければならない。この無認証翻訳文は、様式のフィールド7に記入することによりこれに代えることができ、それにより、原出願を特定するデータが出願様式に入力されたデータと同一である旨が宣言される。宣言書は、添付用紙で提出することもできる。

**7. Declaração na forma do item 3.2 do ato Normativo nº161/02 (relativa à tradução simples da prioridade)**

continua em folha anexa

---

### 先の開示の宣言

出願される主題が、請求される対象物の最初の開示から起算して 180 日以内に出願を提出する権利からなる LPI 第 96 条(3)に定められた期間を生じさせる場合にのみ、「新規性を損なわない先の開示に関する宣言」フィールドに記入しなければならない。

**8. Declaração de divulgação anterior não prejudicial (art. 96 § 3º da LPI – Período de Graça)**

continua em folha anexa

---

### 代理人

関係当事者が代理人を通じて登録出願の提出を行うときは、委任状を、LPI 第 216 条に定められた方式及び条件に基づいて、通知又は要求に拘らず、出願若しくは申請の提出時に又は手続における当事者の最初の行為後 60 日以内に提出しなければならない。外国に住所を有する者については、行政上及び司法上本人を代表し、法的召喚に応じる権限を有するブラジルにおける代理人を指名し、かつ、維持することが必須である。

### 添付書類

このフィールドにおいては、様式に添付された書類及び各々の書類の用紙の数を区別することが必要である。

**10. Documentos anexados (assinalar e indicar o número de folhas correspondente a uma via do documento)**

Apresenta:		Nº folhas
<input type="checkbox"/>	Guia de Recolhimento <input type="checkbox"/> pessoa fisica <input type="checkbox"/> pessoa juridica	
<input type="checkbox"/>	Procuração	
<input type="checkbox"/>	Documento de Prioridade	
<input type="checkbox"/>	Relatório Descritivo	
<input type="checkbox"/>	Reivindicação	
<input type="checkbox"/>	Desenhos ou Fotografias em preto e branco	
<input type="checkbox"/>	Desenhos ou Fotografias em cores	
<input type="checkbox"/>	Outros (especificar):	
<b>Total de folhas anexadas</b>		

**真実の宣言**

このフィールドの記入は、出願の場所及び日付並びに署名の表示からなる。

**11. Declaro, sob penas da lei, que todas as informações acima prestadas são completas e verdadeiras.**

Local e Data

Assinatura e Carimbo  
(procurador ou depositante)

**3.7 申請に関する説明表**

下の表は、次の情報から構成される。

- a) サービス及び対応するコード：GRU の発行時の環境においてユーザーが示すべきサービス及び対応するコードの説明。これにより、ユーザーは、サービスの説明又はコードの両方からサービスにアクセスすることができる。
- b) サービスの適用：選択された各サービスが適用される事項に関する短い説明。
- c) 必須の付属書類：送付する必要がある書類であって、それなしにはユーザーが申請様式の記入／送付を続行することができない書類の説明。一方で、必須の付属書類がないサービスに関する場合であっても、すべての場合について、送付される可能性がある付属書類の標準カテゴリーがある。

サービス及び対応するコード	サービスの適用対象	必須の付属書類
103－新規性及び独創性に関する付与された登録の審査の申請	法律 No. 9, 279/1996 第 111 条の方式による、新規性及び独創性の側面に関する登録の対象物の実体に基づく審査の	必須の付属書類なし

	請求に関するサービス。このサービスは、登録の付与後に所有者によってのみ請求することができる。	
104－方式審査に起因する指令への承諾	法律 No. 9, 279/1996 第 103 条の規定に従う、同法第 101 条に方式上合致していないが、出願人、意匠及び創作者に関する十分なデータを含むことを考慮した、方式審査に起因する指令への承諾に関するサービス。方式指令が 5 日以内に満たされない場合は、出願は、存在しないものとみなされる。	この種類の請求には、少なくとも 1 つの付属書類が必要とされる（発せられた指令への承諾の内容）
105－方式指令（技術的指令）への承諾	法律 No. 9, 279/1996 第 106 条(3)に従う、第 101 条及び第 104 条の規定を満たしていないときに発せられる指令への承諾に関するサービス。60 日以内に履行しない場合は、意匠登録出願は、恒久的に却下される。	この種類の請求には、少なくとも 1 つの付属書類が必要とされる（指令への承諾の内容）
106－意匠 (ID) の審判請求	法律 No. 9, 279/1996 第 212 条から第 215 条までの定めに従う、同法に見られる行政決定を考慮した審判請求の提起に関するサービス。	理由／説明
107－意匠 (ID) の無効	法律 No. 9, 279/1996 第 113 条前文及び(1)の方式による、登録が法律 No. 9, 279/1996 第 94 条から第 98 条までに違反して付与されている場合における、登録の付与から 5 年以内の正当な利害関係を有する第三者による無効に関する行政手続の開始の請求に関するサービス。	理由／説明
108－意匠 (ID) の登録に対する意見書又は反論	それぞれ法律 No. 9, 279/1996 第 114 条及び第 115 条に定められた方式による、意匠登録の無効に関する行政手続の開始の公告又は所有者及び出願人に対する意見表明を行うべき旨の召喚の公告の後 60 日以内の反論／意見書の提出に関するサービス。	理由／説明
113－名称, 事業名称, 登記上の事務所及び／又は住所の変更	法律 No. 9, 279/1996 第 59 条(III)及び第 121 条の方式による、所有者の書誌データ(名称, 事業名称, 登記上の事務所及び／又は住所)に加えられる変更	変更書類

	に関するサービス。	
114－所有者の変更に する付記	法律 No. 9, 279/1996 第 58 条, 第 59 条 及び第 121 条の方式による, 全部又は 一部の譲渡による所有者の変更の付記 の請求に関するサービス。 意匠の登録又は登録出願の共同所有者 又は出願人の追加又は除外の付記は, 所有権の移転の申請によって行わなけ ればならない。	譲渡書類
115－手続に関する行為 の証明書	手続の進捗に関する行為の証明書の請 求に関するサービス。出願, 名称, 出願 人, RPI における公告及び納付, 行政上 の無効手続の提起の有無, 訴訟の存在, 所有権の移転並びに付記に関する情報 を記述した書類。	必須の付属書類なし
116－所有者による調査 の証明書	所有者の名義による出願及び登録の書 誌データ及びそれぞれの RPI での公告 を通知する, 自然人又は法人の所有下 にある手続の調査の請求に関するサー ビス。	説明 (調査すべき名 称 / 事業名称及び CPF/CNPJ を含む)
118－優先権主張の目的 での公認謄本	優先権主張の目的で所有者によつての み請求される公認謄本の発行に関する サービス。	必須の付属書類なし
121－関係当事者の障害 による期限延長の申請	関係当事者の障害による期限延長の請 求に関するサービス。ただし, 障害が正 当な理由によることを条件とする。正 当な理由とは, 法律 No. 9, 279/1996 第 221 条 (1) 及び INPI/PR 決議 No. 178/2017 第 2 条に従って, 当事者の 制御の範囲外であり, かつ, 当事者が行 為を行うことを妨げた不測の事態を意 味すると解される。期限延長の申請は, INPI により分析され, 当該延長が請求 される行為を実施するための法律 No. 9, 279/1996 に定められた期間内に 又は正当な理由が止んだ後 5 日以内に, 申請によって請求しなければならない。	正当化事由
122－INPI の過失による 期限延長の申請	期限延長の申請であつて, (法律 No. 9, 279/1996 に定められた行為の何	正当化事由

	れかを正当化するために必要とされる 手続書類の)写真複写の請求について の INPI の過失又は不履行によるもの 及び技術上の電子請求システムの利用 不能によるものに関するサービス。この 請求は、期限の延長が請求された行為 を行うための同法に定められた期間が 有効である間に行わなければならない、 行わない場合は、権利が消滅する。正 当な理由があったとみなすためには、 INPI/PR No. 178/2017 第 3 条、第 4 条 及び第 5 条に従って、INPI による対応 の遅延が、写真複写の請求の提出日 から 10 日を超えていなければならない。	
123－放棄，取下又は権利放棄	出願の取下若しくは放棄又は意匠登録 の権利放棄の請求に関するサービス。 取下は、法律 No. 9, 279/1996 第 105 条 の定めに従って、秘密保持請求がな された出願に適用される。放棄は、前 記の場合に該当せず、かつ、いまだ 付与されていない出願について請求 することができる。権利放棄は、同法 第 119 条に従って、既に付与された 登録に適用される。	必須の付属書類なし
124－手数料の徴収証明書	以前に徴収された料金の徴収証明書 の提出に関するサービス。	
125－とりわけ委任状， 同盟優先権，宣言書及び 説明の提出など，特定の サービスが定められて いない場合における書 類一般の請求に関する サービス	優先権書類の提出	優先権書類
	委任状の提出 ／名称－代理人の指名	委任状
	登録の訂正	理由／説明／創作者 の追加又は除外
	譲渡証／翻訳文の書類	譲渡証／翻訳文
	説明	理由／説明
	図／意匠の変更	この種類の請求に は、少なくとも1つの 付属書類が必要とさ れる（図面又は写真 並びに該当する場 合、明細書及びクレ ーム）。意匠の図面又

		は写真に関する場合は、出願書類において明示された最初の形状は、変更してはならない。
	代理人の解任	必須の付属書類なし
126－INPIによる誤りの訂正の請求	誤りがINPIにより犯された場合における誤りの訂正に関するサービス	理由／説明
133－申請の放棄	既に提出された一定の請求の放棄に関するサービス	理由／説明

### 3.8 付属書類に関する追加指針

#### 3.8.1 明細書

図の省略又は単に説明的な図の提出がなされる場合には、明細書は、必須の登録出願書類を構成する。明細書は、テンプレートのセクションにおいて入手可能なテンプレートに従って、請求される意匠に対して与えられるべき保護の範囲を明瞭化する宣言を含まなければならない。

明細書は、「5.9 図のキャプションの分析」の項目に従って、図の番号付け及び表現された各図を正確に關係付ける、出願の図面又は写真の一覧を提示しなければならない。明細書の用紙には、テキストを、1行おきの行間で、黒色で、少なくとも3cmの余白内に、A4判の白色用紙に、上部余白の中央に用紙番号及び用紙の総数を斜線で区切って示す連続番号を付して、記載しなければならない。例：1/2, 2/2。

明細書には、枠、境界線、標識、ロゴ、刻印、透かし、イニシャル、署名及び類似の性質を有するその他のものなどの要素を含めず、テキストのみを記載しなければならない。明細書が必須でない場合には、この目的で添付され、かつ、明細書のテンプレート(テンプレートのセクションにおいて入手可能)に適合していない書類は、登録証に含まれない。

##### 3.8.1.1 図の範囲に関する宣言

明細書は、図においてクレームされた意匠の範囲に関する宣言を含まなければならない。

a) 意匠登録出願が、対象物の装飾的造形体に言及し、かつ、「5.5.4 単に説明的な要素」の項目の条件に基づいて、単に説明的な画像を含む場合は、明細書は、図の一覧の後に、次の宣言を含まなければならない。

図(単に説明的な図を明記)は、単に説明的なものであり、この意匠登録の保護範囲の一部を形成しない。

b) 意匠出願が、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の条件に基づいて、製品に適用される線及び色彩の装飾的セットに言及する場合は、明細書は、図の一覧の後に、次の宣言を含まなければならない。

この意匠登録の保護範囲は、装飾パターンが適用される対象物の造形体を含まない。

### 3.8.1.2 図の省略に関する宣言

明細書は、登録出願の一式の図における図の省略についての宣言を含まなければならない。

a) 意匠登録出願が、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の条件に基づいて、対称又は鏡像の図を有する対象物又は製品に言及する場合は、明細書は、図の一覧の後に、次の宣言を含まなければならない。

図(側面、上面、下面等を明記)は、図(当該図を明記)に対して(鏡像か又は対称かを明記)であることから省略した。

b) 意匠登録出願が、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の条件に基づいて、線及び色彩の平面の装飾的セットに言及する場合は、明細書は、図の一覧の後に、次の宣言を含まなければならない。

対象物に適用される装飾パターンの図は省略した。

### 3.8.2 クレーム

図の省略又は単に説明的な図の提示がなされる場合には、クレームは、登録出願の必須書類を構成し、テンプレートのセクションにおいて入手可能なテンプレートに適合していなければならない。

クレームの用紙には、テキストを、1行おきの行間で、黒色で、少なくとも3cmの余白内に、A4判の白色用紙に、上部余白の中央に用紙番号及び用紙の総数を斜線で区切って示す番号を付して、記載しなければならない。例：1/1。

クレームには、枠、境界線、標識、ロゴ、刻印、透かし、イニシャル、署名及び類似の性質を有するその他のものなどの要素を含めず、テキストのみを記載しなければならない。クレームが必須でない場合には、この目的で添付され、かつ、クレームのテンプレート(テンプレートのセクションにおいて入手可能)に適合していない書類は、登録証に含まれない。

### 3.8.3 図面又は写真

各図面又は写真は、1枚の用紙で、個別に、請求される意匠を完全に理解するのに適切な寸法、十分な明瞭性及びグラフィック解像度により、最低300dpiを遵守して、提出しなければならない。

図面又は写真は、少なくとも3cmの余白内に、A4判の白色用紙に、上部余白の中央に用紙番号及び用紙の総数を斜線で区切って示す連続番号を付して、提示しなければならない。例：1/7, 2/7, 3/7, 4/7, 5/7, 6/7 及び 7/7。

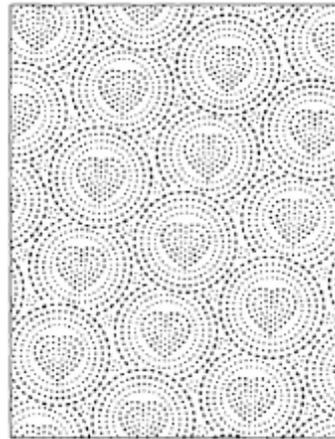
製品に適用される線及び色彩の装飾的セット(2次元意匠)の登録出願においては、図は、出願の名称に記載された製品の図に適用される装飾パターンを提示しなければならない。これらの図における製品の表現は、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の規定に従わなければならない。



参照番号：DI 7102778-5。

ティーカップに適用される装飾パターン。  
製品に適用される2次元意匠の例。

例外として、出願人は、請求される装飾パターンの平面図のみを提出することができる。この場合には、出願の名称に記載された製品の図の提示は必要とされない。装飾パターンの表現は、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の規定に従わなければならない。



参照番号：DI 7103624-5。

吸収紙に適用される装飾パターン。  
平面の2次元意匠の例。

対象物に適用される装飾的造形体(3次元意匠)の登録出願においては、図は、出願の名称に記載された対象物のすべての図に適用される形状を提示しなければならない。図は、設置された対象物の外形のみを、一貫した方法で、すべての図(正面、背面、側面、下面及び上面図並びに斜視図)で明示しなければならない。対象物の装飾的造形体の表現は、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の規定に従わなければならない。

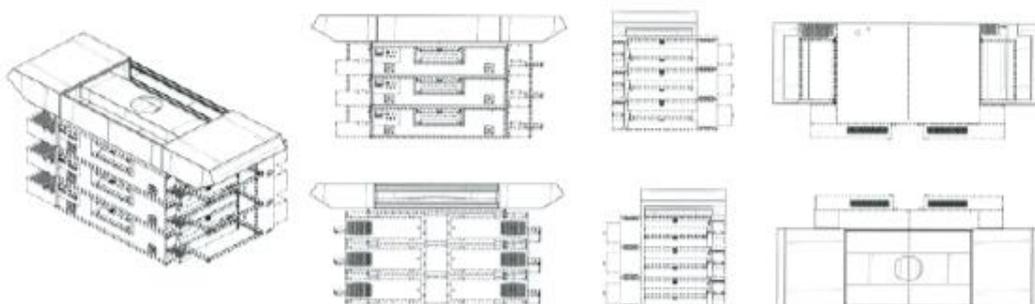


参照番号：BR 30 2015 005780-7

サンダルに適用される形状。

3次元意匠の例。

原則として、請求される意匠のみを表現しなければならないが、補足的に、単に説明的な図を追加の図面又は写真に含めることができる。ただし、それらの図が、「5.5.4 単に説明的な要素」の項目の条件に基づいて、対象物の状況を説明するために使用され、かつ、「3.8.1.1 図の範囲に関する宣言」の項目に従って、そのような図として特定されることを条件とする。



参照番号：BR 30 2015 000082-1

フードに適用される形状。

単に説明的な画像の例。

図面又は写真には、2桁のパターンを使用して連続番号を付さなければならない。出願が1のみの意匠を含む場合は、番号付けは、次のとおりでなければならない。図 1.1, 図 1.2, 図 1.3, 図 1.4, 図 1.5, 図 1.6, 図 1.7。

出願に2以上の意匠が含まれる場合は、各形状変形例の番号付けの1桁目に1つの整数を追加しなければならない。例：

3次元の対象物の造形体及び3次元の製品に適用される装飾パターンの場合：

第1の形状変形例：図 1.1, 図 1.2, 図 1.3, 図 1.4, 図 1.5, 図 1.6, 図 1.7。

第2の形状変形例：図 2.1, 図 2.2, 図 2.3, 図 2.4, 図 2.5, 図 2.6, 図 2.7。

第3の形状変形例：図 3.1, 図 3.2, 図 3.3, 図 3.4, 図 3.5, 図 3.6, 図 3.7。

平面の装飾パターンの場合：

第 1 の形状変形例：図 1.1。

第 2 の形状変形例：図 2.1。

第 3 の形状変形例：図 3.1。

### 3.9 申請を必要としないサービス

GRU 発行モジュールから自動的に抽出される、対応する手数料の納付に関する情報のみにより特定し、処理することができるサービスに関しては、電子様式の記入は必要とされない。

したがって、下の表に記載されたサービスは、申請によって提出する必要はなく、GRU の発行時にユーザーが所望するサービスを正確に選択し、納付すれば十分である（本マニュアルの「3.3 GRU の発行」及び「3.4 GRU の納付」の項目を参照）。

コード	サービスの説明
117	意匠登録証の写しの発行
129	通常期間における第 2 期 5 年期間
130	特別期間における第 2 期 5 年期間
131	通常期間における意匠登録の更新(延長+5 年期間)
132	特別期間における意匠登録の更新(延長+5 年期間)

ユーザーの利便性及びセキュリティを高めるため、申請を必要としないサービスについては、下の図に示すように、申請を必要としない GRU の納付の受領書という機能が GRU 発行モジュール内に設けられている。この受領書により、庁のシステムにおいて正当に識別されたユーザーは、様式の記入を必要としないサービスに関して行われた請求の受領書にアクセスすることができる。ただし、それぞれの納付が銀行により既に勘定照合されていることを条件とする。

#### Guia de Recolhimento da União - GRU

[ [Recibo](#) | [Termo de Adesão](#) | [Alterar Senha](#) | [Perguntas Frequentes](#) | [Tabela de Serviços](#) | [Finalizar Sessão](#) ]

上の図に従って、「受領書」をクリックすることにより、ユーザーは、下の図に記載されているように、INPI に対するサービスに関して納付された GRU の番号を選択するためのフィールドにアクセスする。



銀行により納付確認が通知された GRU に限り、受領書を入手可能である。一般に、納付は、決済の翌日に確認される。ただし、これは、納付後 5 日以内に行われる場合がある。申請を必要としないサービスに関する GRU を選択した後に、ユーザーは、次の事項が記載されたその受領書を閲覧し、印刷することができる。

-提出番号

-出願人データ

-歳入徴収書類 (GRU) のデータ

-請求されたサービスの説明

-サービスが実際の関係当事者により処理されていない場合は、代理人の事務所のデータ、

及び

-サービスが関連し得る意匠の出願又は登録の特定

### 3.10 手続の追跡

手続は、ユーザーに対し、新たな書類を送付するよう要求し得る種々の段階を経て進行する。期限に遅れないように、ユーザーは、次の方法で出願の進捗を追跡することが重要である。

-産業財産権公報の照会：毎週火曜日に発行され、RPIはINPIの公式媒体を構成する。

-検索へのアクセス：このツールを使用して、ユーザーは、自己の手続を選択し、最初の公告後に限り、何らかの動きがあったときに電子メールにより通知するシステムである「マイアプリケーション」機能に、当該手続を含めることができる。これは、INPIが提供する追加のサービスであり、RPIの照会に代わるものではない。

#### 3.10.1 RPIによる手続の追跡

意匠登録出願に関する電子様式を送付した後に、これは方式審査に付され、方式指令がない場合は、出願通知がRPIにおいて公告される。

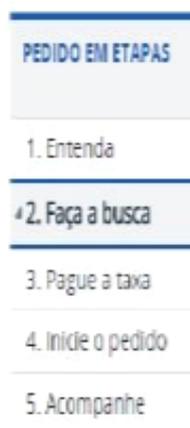
方式指令がある場合は、これは、PDF形式のRPIの公告のセクションにおいて公告される。ユーザーは、当該公告日後最初の開庁日から起算して5日以内にそれに応じるべきであり、応じない場合は、登録出願は、存在しないものとみなされることとなる。

登録出願又は登録の追跡は、INPIポータルサイトで無料にて利用可能なRPIを照会して、手続番号を使用して行わなければならない。毎週新たな版が提供される。

#### 3.10.2 意匠データベースでの検索

INPIポータルサイトで提供されるデータベースで検索を実行することによる意匠の出願又は登録の追跡は、単なる追跡手段であり、公的性質を有するものではない。INPIがその行為を公表する公式追跡媒体はRPIである。

方式審査段階を既に通過しており、かつ、RPIで通知されている出願に限り、照会が可能である。ポータルデータベースで検索を実行するためには、ユーザーは、検索を実行したい出願又は登録の番号を有し、ポータルサイトの左側にある「検索実行」のリンクをクリックしなければならない。



ログイン ID 及びパスワードを入力し、又は「続行」ボタンを押すことにより匿名で続行する。



意匠データベースに入ったら、所望のパラメーターに基づき検索を実行する。



## 4 方式審査

出願及び申請の方式審査に関する手続、適用可能な指令及び通達の作成及び応答に関する指針

### 4.1 方式審査とは

方式審査は、その適合を確認するために、登録出願に記載されたデータ及び書類を確認することを含む。この段階では、提示された指針に従って、下の項目が評価される。

方式指令は、RPI において公告され、LPI 第 103 条に従って、5 日以内に応じなければならず、応じない場合は、出願は、存在しないものとみなされることを覚えておくことが重要である。したがって、INPI ポータルサイトで電子的に入手可能な産業財産権公報における公告により、意匠登録出願を追跡することが不可欠である。

### 4.2 方式審査手続

#### 4.2.1 提出データ

書面で提出された出願においては、手続番号並びに出願の日付及び時刻のデータが、出願人により提出された様式に記載されたものと一致するか否かが点検される。情報の矛盾がある場合は、方式指令の作成及び公告が行われる。

ブラジル連邦歳入徴収伝票 (GRU) の生成は、完全にユーザーの責任である。納付が確認されない場合又は出願の提出後に納付された場合は、登録出願が存在しない旨及び申請が認知されない旨の公告が発生する。

e-INPI システムへの登録時にユーザーが定義した法的地位 (人格) は、INPI に対する各出願人の負担金額を決定する人である。法的地位に即した記入及びこの登録項目の恒常的な更新は、完全にユーザーの責任である。額が出願人のフィールドに記入された法的地位に関する手数料に満たない場合は、手数料を補完するための方式指令の公告が行われる。

異なる法的性質を有する複数の出願人の場合は、GRU は、INPI/PR 決議 No. 274/2011 により導入される割引に関して利益をもたらさない法的性質を有する当事者の名義でなければならない。換言すれば、納付は、手数料の全額であることを踏まえて行わなければならない。この指針に従っていない状況に関しては、手数料を補完するための方式指令の公告が行われる。

意匠登録出願の番号付けの性質は、GRU に挿入されたデータに即して行われる。GRU の性質 (意匠登録出願又は分割出願) に関する選択は、完全にユーザーの責任である。GRU の生成時に、意匠登録出願の不正確な番号付けをもたらす入替 (例えば、BR32 ではなく BR30) があつた場合は、説明の請求によって、機関に通知する必要がある。通知によって、機関は、出願の再番号付けの公告を進める。

適切な法的根拠、すなわち、出願の分割の要求なしに分割出願が提出された場合は、LPI 第 219 条 (II) の規定を踏まえて、法的根拠の欠如により認知されない。

GRU サイトにおける登録に関する規則は、e-INPI システムの承諾書に定められている。このように、登録は個別のものであることから、複数の出願人は、同一の GRU においては受理されない。この指針を遵守しない場合は、GRU 登録における調整及び特定の申請

(GRU104－方式指令の履行)による他の出願人のデータの提出を求める方式指令の公告が行われる。

必要な手数料を伴わずに郵送された出願及び申請は、サービスの費用要件の不遵守を踏まえて、その出願又は申請を提出することができないことに関する覚書とともに、同じく郵便により出願人に返却される。手続がその許容性のための方式手続を遵守しなかったことを考慮して、公告はなされない。

#### 4.2.2 出願人データ

出願人データが照合される。出願人の完全な民事的身元確認は必須である。この指針を遵守しない場合は、方式指令の公告が行われる。

#### 4.2.3 名称

出願の名称は、願書においてのみ通知しなければならない、クレームされた意匠の性質と一致しなければならない。

3次元意匠の登録出願の場合には、名称は、「... に適用される形状」という表現から始めなければならない、図面又は写真に表現された対象物を表示すべきである。例：シェーバーに適用される形状。

2次元意匠の登録出願の場合には、名称は、「... に適用される装飾パターン」という表現から始めなければならない、図面又は写真に表現されたパターンを施される製品を表示すべきである。例：包装用容器に適用される装飾パターン。

出願における名称の欠如、相反する性質の名称(例えば、適用される形状に適用される装飾パターン)、本指針に記載された方法で始まっていない名称(例えば、... に導入されるレイアウト)及び対象物の表示のみを含む名称(例えば、椅子)の場合は、方式指令の公告が行われる。

重複した情報を含む名称(例えば、適用される形状に適用される形状)は、方式審査時に職権により適合させる。

#### 4.2.4 利用分野

登録出願の願書における意匠の利用分野の記入は必須であり、国際ロカルノ分類に従う。出願に利用分野を記入しない場合は、方式指令の公告が行われる。

#### 4.2.5 同盟優先権

同盟優先権(PU)は、LPI 第 99 条及び第 16 条(1)の規定に従って、出願時に主張しなければならない。出願時に主張されていない優先権の証拠書類を提出する申請は、考慮されない。

出願日から 90 日の期間内に、優先権に含まれる意匠の図面又は写真、譲渡証(該当する場合)及び無認証翻訳文(これは、書面様式で／電子的に宣言し、又は別個のセクションにおいて提示することができる)を含む優先権書類を提出すべきであり、提出しない場合は、優先権の喪失の公告がなされることとなる。

方式審査時に、PU のデータが出願様式の優先権主張データと一致するか否かが照合される。相違がある場合は、システムへの登録の目的では、優先権書類に記載されたデータ

が優先する。

証拠書類が意匠の図面又は写真を伴わずに提出された場合は、優先権喪失の対象となる。証拠書類が意匠の図面又は写真のページを伴わずに提出された場合は、優先権喪失の対象となる。

証拠書類が不完全に提出された場合、換言すれば、ページが欠落した状態で提出された場合は、適合を求める種々の指令の対象となり、60日以内に履行すべきである。履行しない場合は、不履行の場合における優先権の喪失の公告がなされることとなる。

同盟優先権の証拠書類が適切な判読可能性条件を備えずに提出された場合は、期待されるグラフィック解像度標準に従って証拠書類を再提出することを求める別の指令の対象となり、履行しない場合は不履行による同盟優先権の喪失の公告がなされるとの条件のもとに、60日以内に履行しなければならない。

#### 4.2.6 出願の秘密保持

秘密保持請求は、LPI 第 106 条(1)に従って、出願時に行わなければならない。請求されたサービスに関する手数料が確認される。秘密保持請求にそれぞれの手数料が添えられていない場合は、方式指令の公告が行われる。

出願時に請求されていない場合は、後日請求された秘密保持は考慮されず、サービスについて課せられた料金は還付されない。

秘密保持を享受するために、出願は、特定の申請により、出願後 90 日以内に取り下げることが必要である。共同所有に関する出願においては、権利放棄の請求は、すべての所有者が署名し、又はすべての出願人を代表する正当な権限を有する正当に指名された代理人が行わなければならないことに注目すべきである。

秘密保持を享受する出願については、出願人は、125-説明の申請を提出することにより、秘密保持の停止及び事務手続の続行を請求することができる。

#### 4.2.7 創作者

創作者は、1998 年 2 月 19 日付けの法律 No. 9,610 第 11 条に従って、常に自然人であり、創作者のデータは、完全な形で提出しなければならない。

書面様式の「創作者」フィールドに記入しない場合は、出願を提出することができない。INPI の受付又は地方機関が当該フィールドの記入の不履行を認識しなかった場合は、登録出願の提出は、書類の受領に責任を有する部署により取り消される。

法人としての記入又は不完全な記入がなされた場合は、自然人の表示を求める方式指令の公告が行われる。

創作者の秘密保持に関する場合には、創作者の資格を記述した出願人により署名された書類を、創作者自身による自己の名称の非開示を請求する宣言書とともに、提出しなければならない。この種類の請求のテンプレートは、INPI ポータルサイトで入手可能である。この指針を遵守しない場合は、方式指令の公告が行われる。

創作者の追加又は除外は、個人を創作者として認め、その者の出願／登録への追加を請求する署名された確認書によって、出願人が請求した場合に限り受理される。この請求が付与後に行われる場合は、修正の公告後に、新たな創作者を記述した新たな登録証の請求を送付しなければならない。

#### 4.2.8 委任状

委任状を提出するための期間は、通知又は指令に拘らず、出願日から起算して 60 日である。

委任状を分析するときは、次のデータが観察される。

- a) 委任状における許諾者及び受諾者に関する情報
- b) 署名日
- c) 署名
- d) INPI における代理権の付与
- e) 委任状のデータが出願又は申請のデータと一致する(委任状が請求される意匠に言及している/許諾者が出願又は申請における申請人である)か否か
- f) 外国に住所を有する許諾者の場合には、裁判所の召喚に応じる代理権が付与されること(LPI 第 217 条)

これらの項目を遵守しない場合は、60 日以内に応答すべき別の指令の公告が行われることとなる。

委任状が適切な判読可能性を備えずに提出された場合は、期待されるグラフィック解像度標準に従って委任状を再提出することを求める別の指令の対象となる。

#### 4.2.9 明細書

明細書には、テンプレートのセクションにおけるテンプレートに従って、提出される図面又は写真を一覧表示しなければならない。

明細書の用紙には、テキストを、1 行おきの行間で、黒色で、少なくとも 3cm の余白内に、A4 判の白色用紙に、上部余白の中央に用紙番号及び用紙の総数を斜線で区切って示す連続番号を付して、記載しなければならない。例：1/2, 2/2。

明細書には、枠、境界線、標識、ロゴ、刻印、透かし、イニシャル、署名及び類似の性質を有するその他のものなどの要素を含めず、テキストのみを記載しなければならない。提出された明細書が本項第 2 段落及び第 3 段落の指針を遵守していない場合は、書類の訂正を求める方式指令の対象となる。

#### 4.2.10 クレーム

クレームは、1 枚の用紙で、かつ、テンプレートのセクションにおけるテンプレートに従って、提出しなければならない。

クレームの用紙には、テキストを、1 行おきの行間で、黒色で、少なくとも 3cm の余白内に、A4 判の白色用紙に、上部余白の中央に用紙番号及び用紙の総数を斜線で区切って示す番号を付して、記載しなければならない。1/1。

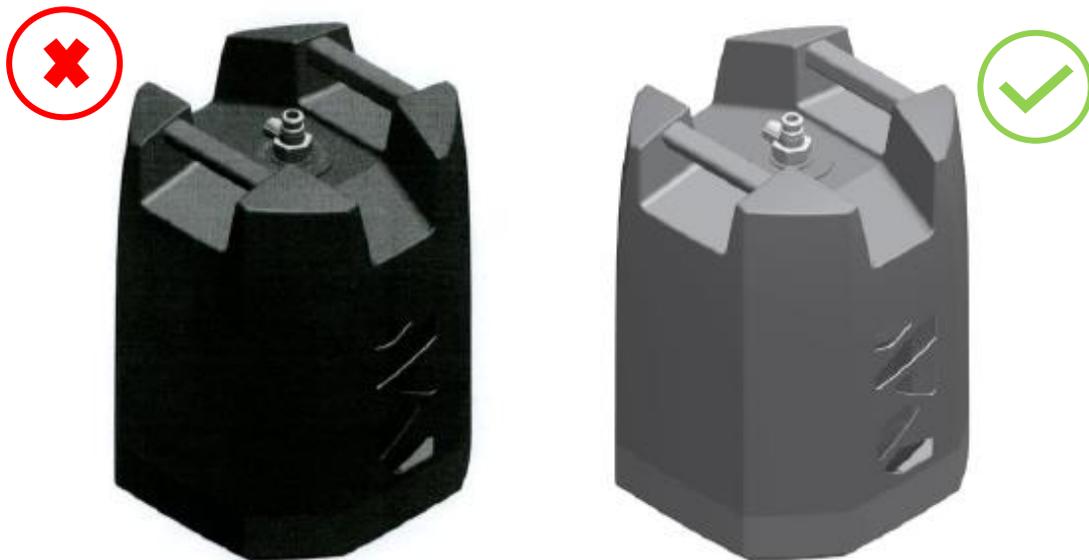
クレームには、枠、境界線、標識、ロゴ、刻印、透かし、イニシャル、署名及び類似の性質を有するその他のものなどの要素を含めず、テキストのみを記載しなければならない。提出されたクレームが本項第 2 段落及び第 3 段落の指針を遵守していない場合は、書類の訂正を求める方式指令の公告が行われる。

#### 4.2.11 図面又は写真

図面又は写真は、登録出願の最も重要な要素であるため、出願時に提出しなければならない。

方式審査時に、請求される意匠の図面又は写真がないと認められた場合は、書面で提出されたか又は電子的に提出されたかを問わず、出願は、存在しないものとみなされる。各図面又は写真は、1枚の用紙で、個別に、請求される意匠を完全に理解するために、適切な寸法、十分な明瞭性及びグラフィック解像度により、最低 300dpi を遵守して、提出しなければならない。

低解像度又は非常に小さい寸法の図が提出された場合は、その訂正を求める方式指令の公告が行われる。



参照番号：BR 30 2015 001462-8。

ガス用容器に適用される形状。

左側の写真は、グラフィック解像度が不十分であり、形態を確認することができない。

図面又は写真は、少なくとも 3cm の余白内に、A4 判の白色用紙に、上部余白の中央に用紙番号及び用紙の総数を斜線で区切って示す連続番号を付して、提示しなければならない。例：1/7、2/7、3/7、4/7、5/7、6/7 及び 7/7。

枠、境界線、商標、ロゴ、透かし、刻印、イニシャル、署名及び同一の性質を有するその他の情報などの要素は、図面又は写真の用紙に記載することは認められない。



#### 4.2.12 付属書類

出願が書面で提出されたか又は電子的に提出されたかに拘らず、添付書類が判読可能であるか否か及びユーザーが様式で宣言した書類が出願に実際に添付されているか否かが確認される。

書類は、明瞭かつ消し跡のないものでなければならず、そうでなければ、指令が発せられることとなる。書面で提出された出願については、判読可能性に関する指令が発せられる前に、電子化の不正確さの可能性を確認するために、物理的手続が求められる。

#### 4.3 適用可能な通達

通達	名称	説明
30	指令－産業財産法第103条	出願がLPI第101条の規定及び／又は出願の方式に関するその他の規定を方式上遵守していないが、暫定的に受理されている。出願人がこの日の後5日以内に応答しないことは、出願が存在しないものとされる結果となる。
31	出願通知	意匠登録出願の出願通知。出願がLPIに定められた許容性条件を満たし、技術的審査段階に進む。この通達は、第三者による写真複写の権利を生じさせない。
32	秘密保持請求を伴う出願通知	LPI第106条(1)の方式により秘密保持が請求されたことから、出願の処理が180日間停止される。出願人は、出願日後90日以内に、出願の取下を請求することができる。出願が効力を生じることなく取り下げられた場合は、その直後の出願に優先権が与えられる。
33	出願の取下	LPI第105条に基づき、出願人の請求により出願が取り下げられる。
33.1	出願の不存在	法律No.9,279/1996第103条に従って、同法第101条の規定を方式上遵守していないことにより、出願が存在しないものとみなされる。
34.2	技術的指令への応答の申請の方式審査	技術的指令への応答の申請の予備審査。提出、適時性及び納付に関する照合。
35.1	申請の却下	申請が却下される。この日の後60日の期間内に、関係当事者は審判請求をすることができる。
47	申請の不認知	提出された申請が、LPI第218条又は第219条の規定によって認知されない。
47.1	無効とされた申請	追加情報に従って、表示された申請が無効とされる。
47.3	申請の承認	提出された申請の承認。
47.5	申請の拒絶	提出された申請の拒絶。

48	申請の停止	申請の検討に必要なとされる措置を待つために、申請が停止される。
49	優先権の喪失	LPI 第 99 条に定められた規定を満たさないことにより、主張された優先権を喪失する。
51	再番号付け	不正確に番号付けされたことにより、番号付けが変更される。
52	番号付けの取消	登録の番号付けが取り消される。
55	種々の指令	指令の日から 60 日以内の法的規定との適合又は遵守を求める指令が発せられる。
65	放棄の承認	法律 No. 9, 784/1999 (行政手続法) 第 51 条に基づき、意匠に関する登録出願又は申請の放棄が承認される。
70	公告の取消	追加情報の記述に従って、公告が不正確であったことから取り消される。
71	通達の取消	追加情報の記述に従って、通達が不正確であったことから取り消される。
73	修正	前記の各項目の何れかの公告が、不正確に行われたことから修正される。当該公告は、決定又は通達の日付及びそれに起因する期間の変更を発生させない。
74	再公告	追加情報の記述に従って、公告が不正確であったことから再公告される。

## 5 技術的審査

技術的審査においては、意匠登録出願の産業財産法第 100 条、第 101 条及び第 104 条の規定との適合が分析される。審査のこの段階では、方式審査に関する事項は、分析の対象とならない。

### 5.1 同盟優先権書類の分析

技術的審査段階では、覚書 No. 0044-2016-AGU. PGF. PFE. INPI. COOPI-DJT-1.0 に定められた指針に即して、登録出願においてクレームされた意匠が、同盟優先権書類の図面又は写真に表現されたものと完全に一致するか否かが分析される。この一致は、図においてクレームされた主題に関して確認される。

技術的審査において、出願と優先権書類との間に不一致がある場合は、ブラジルで出願された意匠に対応する同盟優先権書類の提出を求める指令が発せられる。証拠を欠く場合は、同盟優先権の喪失の公告が行われる。

同盟優先権の喪失の決定に対しては、その公告後 60 日以内に審判請求を行うことができる。審判請求を申し立てると、決定の公告まで出願が停止される。出願の技術的審査は、停止の終了後に、通常どおりに続行する。

優先権日の維持は、「5.1.1 同盟優先権日の維持の条件」の項目の規定に従って行われる。

#### 5.1.1 同盟優先権日の維持の条件

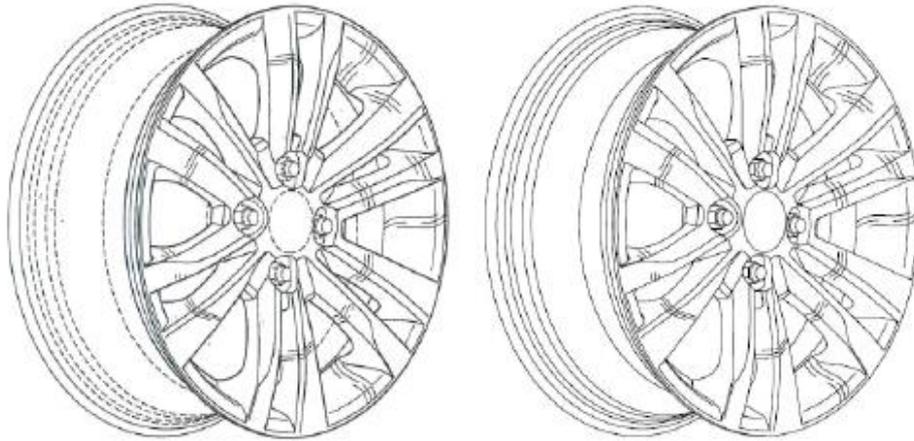
優先権の図の品質が低いことにより国内出願との対応を確認することができない場合は、より良好なグラフィック品質を有する優先権書類が再提出されるように、技術的指令が発せられる。図を確認することができない場合は、同盟優先権の喪失の公告が行われる。

出願が、LPI 第 100 条に照らして登録を受けることができない意匠に言及している場合は、当該出願は、同法第 106 条(4)に従って拒絶される。第 100 条に基づいて、登録性に関して疑義がある場合は、「5.3 登録を受けることができない意匠の分析」の項目の条件に基づいて、指令が発せられる場合がある。

3次元の対象物の登録出願は、同盟優先権の対象物の完全な形状をクレームしなければならない。

クレームされた造形体は、対象物として存続しなければならない。写真に関しては、対象物は、画像で完全に明示しなければならない。図面に関しては、対象物は、実線で完全に明示しなければならない。同盟優先権において、対象物がクレームされていない要素(例えば、点線)を有する場合は、それらの要素は、国内出願における対象物のクレームに含め(例えば、実線)、それ自体で存在する対象物を構成しなければならない。

図において完全にクレームされていない形状を有する 3次元の対象物の登録出願の場合は、指令が作成されることとなる。図面の場合には、対象物を構成しようとするすべての点線は、実線化しなければならない。写真の場合には、対象物の形態は、とりわけぼかし、マスキング及び陰影などの図形表現手段を用いずに、明瞭かつ全体を提示しなければならない。



参照番号：BR 30 2016 000635-0。

車輪に適用される形状。

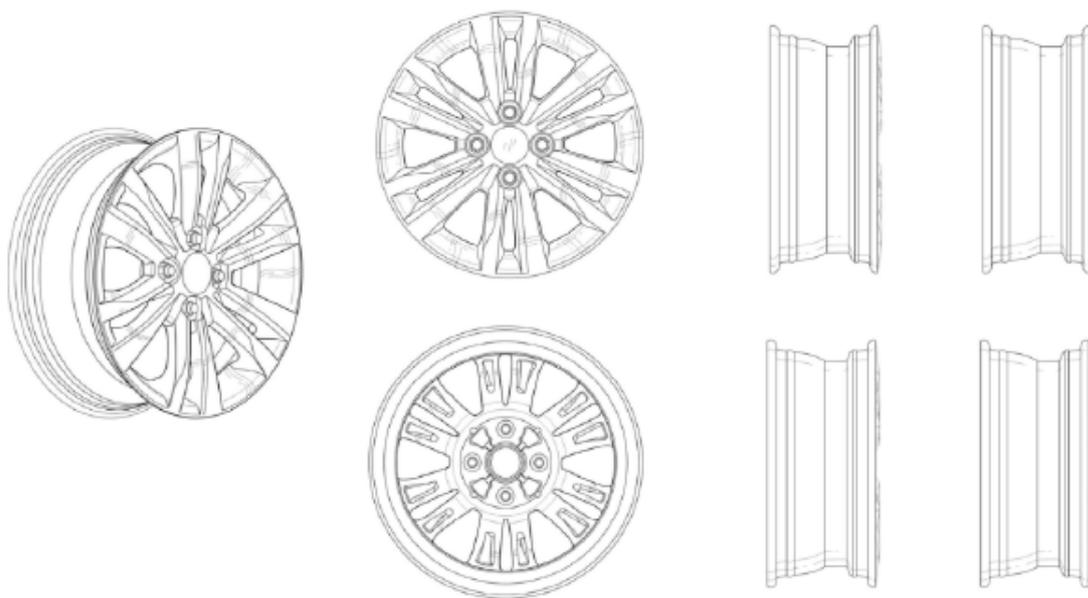
優先権図面(左側)の点線は、車輪の形状の分離できない部分を表現しており、したがって、国内出願が対象物の完全な形態(右側)をクレームするために、点線の実線化が必要である。

3次元の対象物の登録出願には、同盟優先権においてクレームされた形状のすべての図を、これらの図における単に説明的な要素を示すことなく含めなければならない。

図は、対象物を、当該事項の熟練者が複製することを可能にする完全、明瞭かつ十分な方法で示さなければならない。図面の場合には、点線は認められず、又は写真の場合には、とりわけぼかし、マスキング及び陰影などの図形表現手段は認められない。

優先権書類において対象物の表現が単に説明的な要素を含む場合の対象物の明示されていない領域は、対象物の単独の形態が国内出願における対象物の完全な形態をクレームするように、正当に補完／表現しなければならない。この追加情報は、優先権の喪失を生じさせない。

3次元の対象物の登録出願であって、単に説明的な要素を含まないクレームされた対象物の完全かつ単独の図を示さないものは、当該図の追加を求める指令の対象となる。



参照番号：BR 30 2016 000635-0。

車輪に適用される形状。

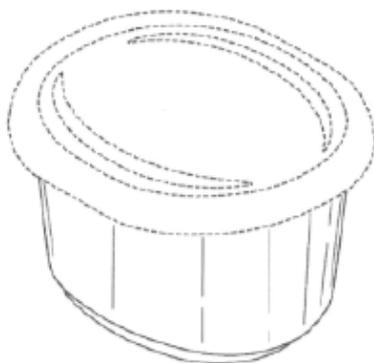
国内出願が，対象物の完全な形態をクレームしている。

3次元の対象物の造形体の登録出願は，任意に，単に説明的な要素を含む補足的な図を示すことができる。

優先権が，「5.5.4 単に説明的な要素」の項目の条件に基づいて，単に説明的な要素を含む3次元の対象物の図を有する場合は，出願人は，単独で表現された対象物の図を補完するものとしてそれらを提示することができる。単に説明的な要素を含む図は，出願の対象物の状況を説明するものであり，意匠登録証の一式の図の一部を形成する。

当該図の提出は，「5.9 図のキャプションの分析」の項目の規定を遵守しなければならない。さらに，明細書は，「3.8.1.1 図の範囲に関する宣言」の項目に従って，当該画像に関する範囲の権利放棄についての宣言を含むものとする。

単に説明的な要素を含む図であって，「3.8.1.1 図の範囲に関する宣言」，「5.5.4 単に説明的な要素」及び「5.9 図のキャプションの分析」の項目の規定を満たしていないものは，図及び／又は明細書の訂正を求める指令の対象となる。



参照番号：BR 30 2014 001011-5。

## 容器に適用される形状。

実線で表現された容器は、蓋に関する点線を削除した後に、装飾的造形体として存続する。容器の明示されていない領域は、優先権を喪失することなく、実線で提示することができる。

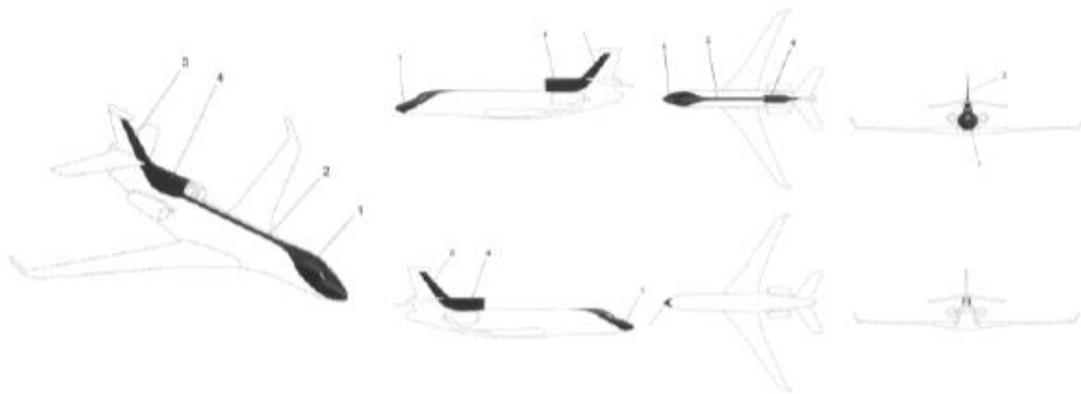
2次元の装飾パターンの登録出願は、3次元の製品のすべての図に適用されるパターンを示すことができる。

同盟優先権書類においてクレームされた主題が、3次元の製品に適用される装飾パターンに言及している場合は、国内出願の図もまた、製品に適用される装飾パターンを、パターンが適用されている各図において示さなければならない。図が図面である場合は、製品を構成しようとするすべての線は、点線でなければならない。

当該図の提出は、「5.5 図面又は写真の分析」の項目の規定を遵守しなければならない。明細書は、「3.8.1.1 図の範囲に関する宣言」の項目の規定に従って、装飾パターンが適用される製品の形状の権利放棄についての宣言を含まなければならない。これらの図は、意匠登録証の一部を形成する。

装飾パターンが適用される製品を実線で表現した図面が提出された場合は、国内出願の名称が図のクレームと一致するように指令が発せられ、換言すれば、名称は、当該対象物の形状に言及しなければならない。

装飾パターンを含む図面又は写真が、パターンが適用される製品の形状の権利放棄についての宣言を伴わずに提出された場合は、明細書の訂正を求める指令が作成されることとなる。



装飾パターンが適用される製品は、点線により表現され、保護の範囲の一部を形成しない。

同盟優先権書類においてクレームされた事項が、平面の装飾パターンに言及している場合は、国内出願もまた、平面の装飾パターンをクレームしなければならない。当該図の提出は、「5.9 図のキャプションの分析」の項目の規定を遵守しなければならない。この場合には、単に説明的な要素を含む図は、意匠登録証の一式の図の一部を形成する。

出願人は、単独で表現された装飾パターンの画像のみを提出することもできる。

明細書は、「3.8.1.2 図の省略に関する宣言」の項目の規定に従って、装飾パターンが適用される対象物の図の省略についての宣言を含まなければならない。これらの図は、意匠登録証の一部を形成する。

国内登録出願には、同盟優先権書類においてクレームされた意匠のみを含めなければならない。登録出願が2以上の装飾的造形体又は2以上の線及び色彩の装飾的セットを含むが、すべての形状変形例が優先権書類により企図されているわけではないときは、出願人が証拠書類に含まれない変形例を除外して同盟優先権を維持することを希望するか又は出願を分割することを希望するかを明瞭化するための指令が発せられる。

分割の場合は、同盟優先権に含まれない形状変形例から構成される出願は、その保護の枠組としてブラジルにおける出願日を有し、優先権を生じさせない。証拠書類において企図された変形例を含む出願は、主張されている優先日を維持する。

本項に記載された状況の適用可能性に関して疑義がある場合は、出願人が説明を行うための指令が発せられる。

## 5.2 技術的審査の分析段階

審査の最初の段階は、出願がLPI第100条に定められた禁止事項に含まれるかを確認することである。遵守しない場合は、出願は拒絶され、審判請求を提起するための期間が開始する。

意匠登録出願が方式指令の対象となった場合は、それぞれの応答の際に保護の範囲が変更された可能性が観察される。主題の変更が特定された場合は、出願は、その修正を求める技術的指令の対象となる。

意匠が登録を受けることができるとみなされる場合は、図面又は写真が、グラフィック解像度の基準(画像が良好な品質を示すか?)、記載の十分性(画像が意匠を明瞭かつ十分に表現しているか?)及び各図間の一貫性(画像が相互に一貫しているか?)に従って分析される。保護の範囲に関係しない要素の確認もまた、この段階で行われる。

同時に、登録出願に2以上の意匠が含まれる場合は、LPI第104条前文に従って、それらが同一の用途-類及び小類-並びに顕著な識別性を共有するか否かが分析される。

技術的審査の最終段階は、請求される意匠について通知された図面又は写真の番号付け、名称及び利用分野の適切性を分析することからなる。次に、分析が行われたら、登録出願は許可を得るか、又はそれを調整するための技術的指令を受ける。

指令が発せられた場合は、要求された訂正に対する出願の適合の分析が行われ、発せられた指令への応答が不十分である状況において、出願が第106条前文と組み合わせた第101条(II)、(III)若しくは(IV)及び/又は第104条に定められた法的規定を満たしていなければ当該出願は拒絶される。指令に対する抗弁があった状況では、審査官は、出された意見の妥当性の有無を確認し、許可するか、新たな指令を発するか又は拒絶するかを決定する。

## 5.3 登録を受けることができない意匠の分析

産業財産法に従って、

第100条 次のものは、意匠としての登録を受けることができない。

- (I) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、信仰の自由を損ない、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (II) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

技術的審査の最初の段階は、LPI 第 100 条の適用可能性を分析することである。意匠が (I) 又は (II) に定められたものである場合は、出願は、同法第 106 条 (4) の条件に基づいて拒絶しなければならない。

第 106 条 意匠登録出願が行われ、第 100 条、第 101 条及び第 104 条の規定が満たされている場合は、その出願は自動的に公告されるものとし、同時に登録が付与され、それに係る登録証が交付される。

(1) 出願人が出願時に請求したときは、出願は、出願日から 180 日間秘密にすることができ、その後処理が行われる。

(2) 出願人が第 99 条の規定の適用を受けるときは、出願の処理は、優先権書類の提出を待って行う。

(3) 第 101 条及び第 104 条の規定が満たされていないときは、出願人に対して要請がなされ、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。応答がないときは、その出願は、最終的に却下される。

(4) 第 100 条の規定が満たされていないときは、その登録出願は、拒絶される。

### 5.3.1 道徳及び善良の風俗に反するもの

意匠は、それがわいせつな要素又は犯罪若しくは薬物を正当化する要素及び他人又は他集団の名誉又は印象を傷付け、毀損し、又は侵害する要素を構成し、又は含む場合は、登録されない。

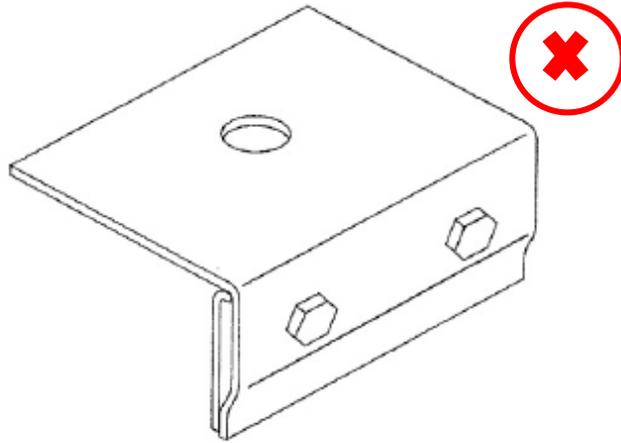
前段落に記載された要素の何れかを含む意匠登録出願は、LPI 第 100 条 (I) に関するものである場合は、拒絶される。

### 5.3.2 本質的に技術的又は機能的な形態

多くの対象物は、程度の差はあれ、技術的特徴及び装飾的特徴の両方を有する。ただし、造形体は、外観又は視覚的外観に関する配慮からよりもむしろ製品が機能する必要性から得られる場合がある。

これらの状況では、対象物の形態に一定の装飾的側面があっても、これらの特徴が技術的又は機能的と認められる特徴に対して優勢でない場合は、対象物は、意匠として登録を受けることができない。

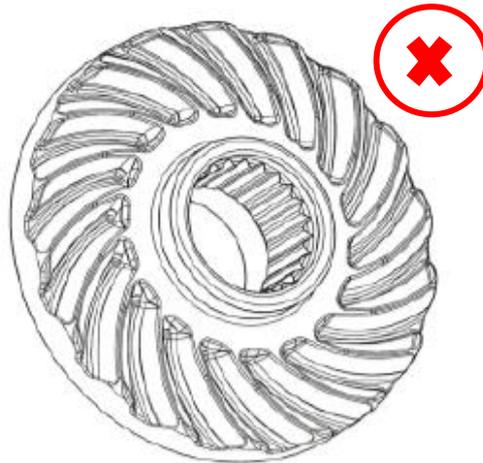
技術的又は機能的配慮により本質的に決定される造形を有する対象物を含む登録出願は、画面上の形状が新規かつ独創的である場合であっても、LPI 第 106 条 (4) に基づき拒絶される。



参照番号：BR 30 2012 000714-3。

手荷物棚を固定する支持具に適用される形状。

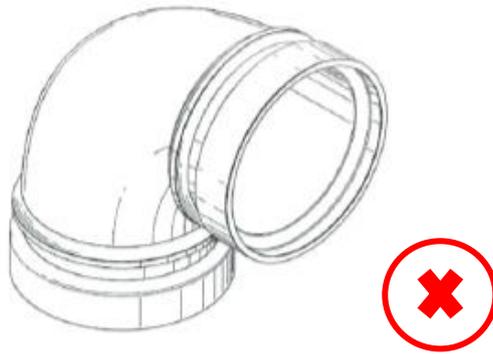
技術的又は機能的配慮により本質的に決定される形態は、登録を受けることができない。



参照番号：BR 30 2013 003609-0。

フロントギアに適用される形状。

技術的又は機能的配慮により本質的に決定される形態は、登録を受けることができない。



参照番号：BR 30 2012 000570-0。

配管継手に適用される形状。

技術的又は機能的配慮により本質的に決定される形態は、登録を受けることができない。

#### 5.4 形状変形例の分析

形状変形例の分析は、LPI 第 104 条の規定に基づく。

第 104 条 意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の変形を認めるものとする。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に含める変形の数、20 を限度とする。

補項

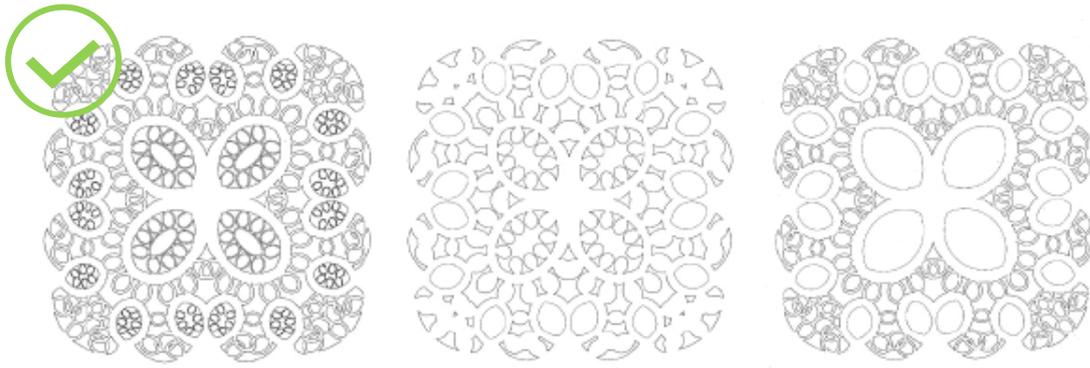
図面は、対象物及びもしあればその変形を、当該事項の熟練者が複製することができるように、明瞭かつ十分に表示していなければならない。



参照番号：BR 30 2013 006074-8。

椅子に適用される形状。

椅子は、同一の類(腰掛け)に属し、同一の識別性を共有するため、同一の出願において提出することができる。



参照番号：DI 7001561-9。  
家具に適用される装飾パターン。

これらのパターンは、同一の機能を有し、かつ、相互に類似しており、したがって、同一の出願において形状変形例として提出することができる。

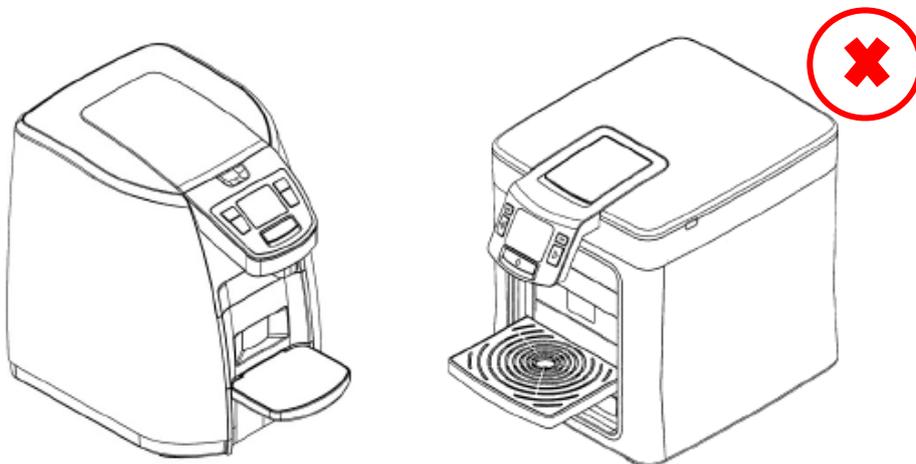
登録出願に含める形状変形例の数は、20を限度としなければならない。ただし、LPI第104条に定められた条件、すなわち、i)それらが同一の目的を有さなければならないこと、ii)それらが同一の顕著な識別性を共有しなければならないことが満たされていることを条件とする。

換言すれば、これらの条件は累積的なものであり、そのため、そのうち一方のみを満たすことでは十分でない。技術的審査段階では、対象物の共通の用途との適合について最初の分析が行われ、その後、同一の識別性の存在が確認される。

最後に、対象物は、必ず国際ロカルノ分類の同一の類及び小類に属さなければならないと想定される。出願がこの条件を満たさない場合は、これは、対象物が類似の視覚的形狀を有していても、2以上の出願への分割を求める技術的指令につながる。

識別性は、造形体又は線及び色彩のパターンの形状において視覚的に優勢な要素である。これは、対象物が同一の「ファミリー」に属するものとして、対象物に共通の視覚的同一性を維持させる要素である。

出願がこの第2の条件を満たさない場合は、対象物が同一の類及び小類に属する場合であっても、2以上の出願への分割を求める技術的指令につながる。



参照番号：DI 7101357-7 及び BR 32 2012 002907-7。

液体ディスペンサーに適用される形状。

対象物は、同一の類(飲料調理機)に属するが、同一の識別性を有さず、したがって、最初の出願を分割する必要があった。

識別性の分析は、意匠の概念又は観念によるのではなく、図面又は写真に図示された形状により特徴付けられる。したがって、共通の概念の存在は、対象物が同一の出願において維持されることを保証しない。

登録出願が 20 を超える意匠を含む状況では、変形例が同一の用途及び同一の顕著な識別性を共有する場合であっても、第 104 条前文に従って技術的指令の作成が必須である。

分割出願は、技術的指令の RPI での公告後 60 日以内に提出しなければならず、そうでなければ、当該出願は、LPI 第 106 条(3)に従って却下される。

登録出願が 2 以上の意匠を含み、かつ、1 又は複数が第 100 条に照らして登録を受けることができるか否かに関して疑義があるときは、技術的指令が発せられる場合がある。

登録を受けることができないことが確認されたときは、出願は、第 104 条前文の規定を満たしていないことによる出願の分割を求める指令の対象となる。したがって、拒絶の対象となる事項は、分割出願において提出でき、最初の出願における登録を受けることができる意匠を維持することができる。

出願人は、希望する場合は、分割出願において提出される意匠を放棄し、すべてではなく、1(又は複数)のみの出願を進めることができる。必要な場合、分割は、指令の条件を遵守しなければならない。

技術的指令に応答があり、その設定に従わない場合は、審査が行われ、登録出願は、第 104 条に基づき、要求された分割に十分に従っていないことにより拒絶される。

技術的指令に応答があり、その設定に従っている場合は、図面又は写真との適合に関して分割出願の審査が行われる。この段階では、第 104 条に定められた顕著な識別性は、新たな分析の対象とならない。

## 5.5 図面又は写真の分析

図面又は写真は、登録の保護の範囲を定義するものであり、出願の最も重要な要素を構成する。意匠の表現は、対象物又は装飾パターンの図面又は写真によって行わなければならない。図形表現においては、クレームは、実線で記載された形態に関する。写真表現においては、クレームされる対象物は、極めて明瞭に示さなければならない。図面又は写真は、カラーで、白黒で又はグレースケールで提出することができる。

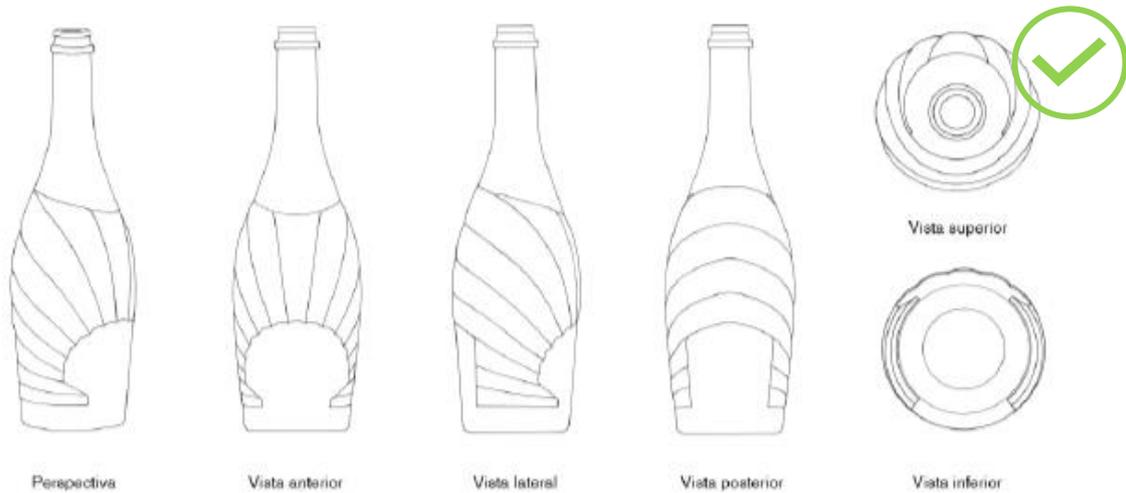
図と出願のその他のデータ(とりわけ、名称、提示形態)との間に矛盾がある場合は、出願データを訂正するための指令が発せられ、図に提示されたものが優先する。

出願後に、出願の図面又は写真に対する指令によって要求された訂正、並びに最初の技術的審査前に、図における不備の訂正及び／又は対象物のより良好な表示を目的として出願人が請求した変更を除き、請求される意匠の最初の形状は増加又は変更されてはならない。

必要とされるすべての図を含まない意匠登録出願は、提出された図面又は写真が請求される意匠を十分に明示していない場合は、技術的指令の対象となる。

技術的審査段階では、請求される意匠の表現における対応及び一様性が分析される。図面又は写真は、対象物の形状を、すべての図で矛盾がなく一貫した方法で明示しなければならない。

3次元の対象物に適用される形状の登録出願においては、図面又は写真は、意匠を、斜視図によって並びに請求される対象物を特徴付けるのに必要と認められる正投影図(正面、背面、側面、上面及び下面)で、LPI 第 104 条補項に従って明瞭かつ十分に表現しなければならない。



参照番号：BR 30 2014 002313-6。

瓶に適用される形状。

請求される意匠のすべての図の図形による複製。

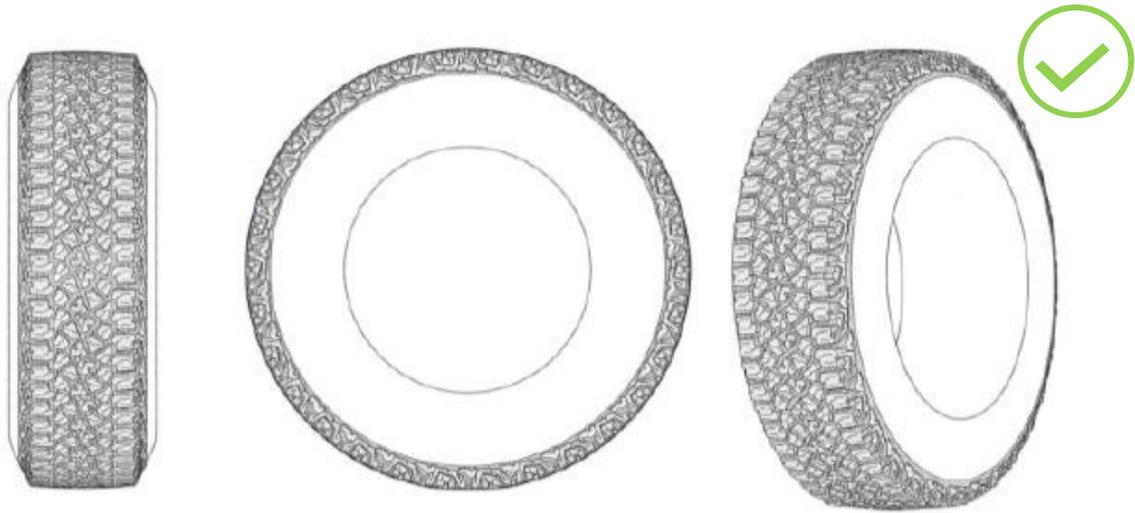


参照番号：BR 30 2014 001043-3。

包装用容器に適用される形状。

請求される意匠のすべての図の写真による複製。

例外として、対称又は鏡像の図は、一式の図から省略することができる。この場合には、対称又は鏡像でない図のみを示す必要がある。明細書では、「3.8.1.2 図の省略に関する宣言」の項目の規定に従って、対称又は鏡像の図の省略を通知しなければならない。



参照番号：BR 30 2014 001426-9。

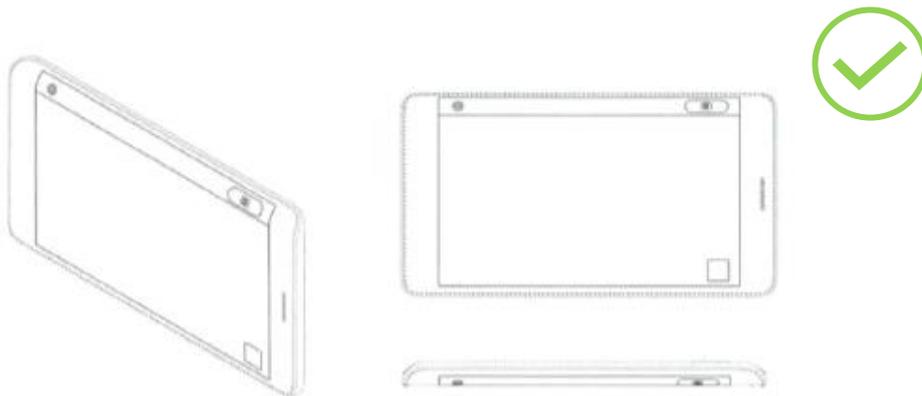
タイヤに適用される形状。

省略された図は，登録出願に示された図に対して鏡像又は対称である。

対象物の図間に不適合が認められた場合又は出願の明細書が必須の宣言を提示していない場合は，必要な訂正を要求する技術的指令が発せられる。

装飾パターンの登録出願においては，図面又は写真は，表現が LPI 第 104 条補項に従って明瞭かつ十分であることを条件として，製品に適用される装飾パターンを表現することができる。斜視図並びに請求される装飾パターンを特徴付けるのに必要と認められる正投影図(正面，背面，側面，上面及び下面)を示さなければならない。

図面の場合には，対象物は，点線で表現しなければならず，登録の保護の範囲の一部を形成しない。明細書では，「3.8.1.1 図の範囲に関する宣言」の項目の規定に従って，図に示された対象物の造形体の権利放棄を通知しなければならない。



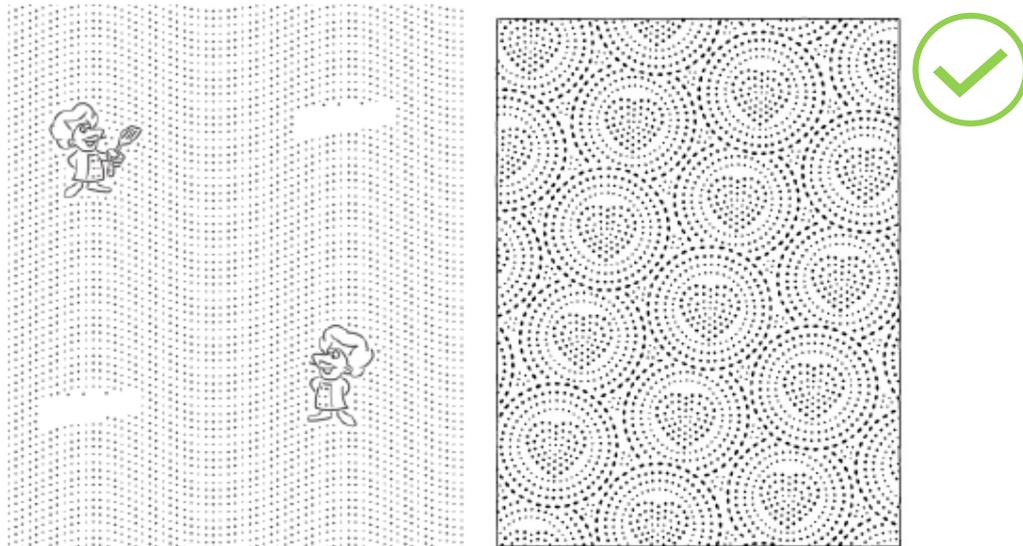
参照番号：BR 30 2015 000117-8。

グラフィックインターフェースに適用される装飾パターン。

請求される装飾パターンの図形による複製を実線で表現し，パターンが適用される対象物を点線で表現したもの。

任意に，平面の装飾パターンの図面又は写真を提出することができる。この場合には，

単一の図を提出すれば十分であり、製品に適用される装飾パターンを提出することは必要でない。明細書では、「3.8.1.2 図の省略に関する宣言」の項目の規定に従って、製品に適用される装飾パターンの図の省略を通知しなければならない。出願の明細書が図の省略についての宣言を提示していない場合は、必要な訂正を要求する技術的指令が発せられる。



参照番号：BR 30 2014 001022-0 及び DI 7103624-5。

物品／吸収紙に適用される装飾パターン。

平面図のみで表現された2次元意匠の例。

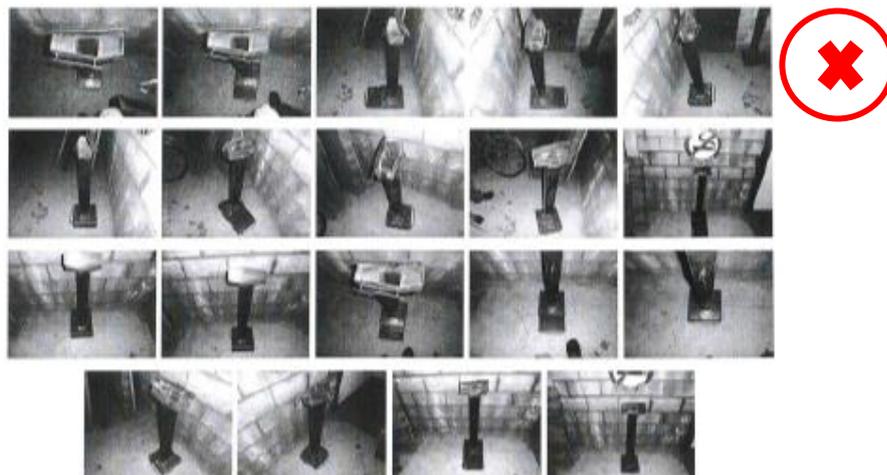
### 5.5.1 グラフィック解像度

図面又は写真は、画面上の形状の表示を損なうハッチング、陰影又は反射なしに、請求される意匠を完全に理解するのに十分なコントラスト、明瞭性及びグラフィック解像度を示さなければならない。

事前の方式指令にも拘らず、期待されるグラフィック解像度を備えていない、換言すれば、暗い、白くなった、ぼやけた又はモザイクのかかった領域を有する図面又は写真が再提出された出願は、技術的指令の対象となる。

図面又は写真の背景は、如何なるパターンも質感も明示することなく、完全に無彩色でなければならない。無彩色とは、表現された対象物又は装飾パターンの形態に一切干渉しない背景を意味すると解される。

この出願がこの指針を遵守していない場合は、技術的指令の公告が行われる。



参照番号：BR 30 2013 003014-8。

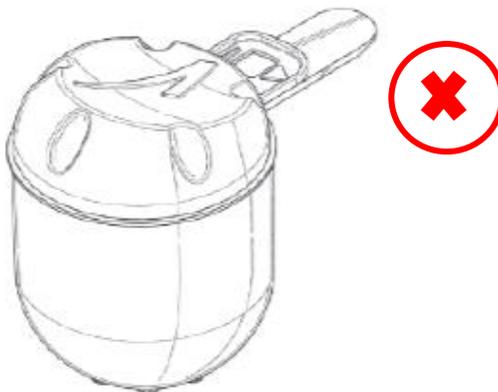
灰皿に適用される形状。

写真の背景により，対象物の表示が損なわれる。

### 5.5.2 商標又はロゴ

図面又は写真は，商標記号の複製が部分的であった場合であっても，請求される意匠の形状に表現された商標又はロゴを有してはならない。この出願がこの指針を遵守していない場合は，表現を訂正するための技術的指令が発せられる。

意匠の形状に存在する 2 次元又は 3 次元の要素の性質に関して確実性がない状況では，該当する場合，説明及び必要な訂正が要求される。



参照番号：BR 30 2013 006115-9。

ディスペンサーに適用される形状。

表現された意匠は，商標又はロゴを含んではならない。

### 5.5.3 作図線

3次元レンダリングプログラマー(対象物及び情景の写実的画像を生成するために使用される仮想モデリングプログラマー)により生成された図面においては，作図線，換言すれば，意匠の実際の形状において視認できないが，その容積を理解する助けとなる線が存在することが一般的である。

図面又は写真に不要な作図線が存在する場合は，技術的指令の公告につながる。線の性

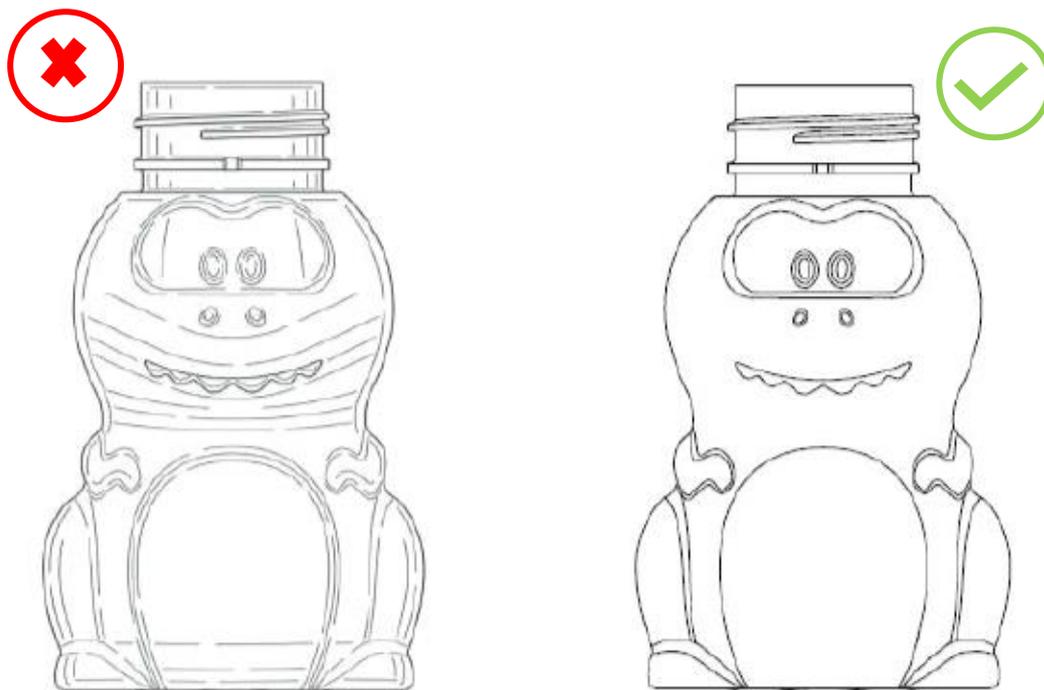
質に関して確実性がない場合は、説明及び該当する場合、必要な補正が要求される。



参照番号：BR 30 2014 006405-3。

香水瓶に適用される形状。

瓶の容積に伴う線が、単なる作図線であるか又は適用される装飾パターンであるか？という不確実性を生じさせる。



参照番号：BR 30 2014 006043-0。

恐竜型の瓶に適用される形状。

左側は、ハッチング線が多すぎる図面であり、右側は、不要な線の削除により補正された画像である。

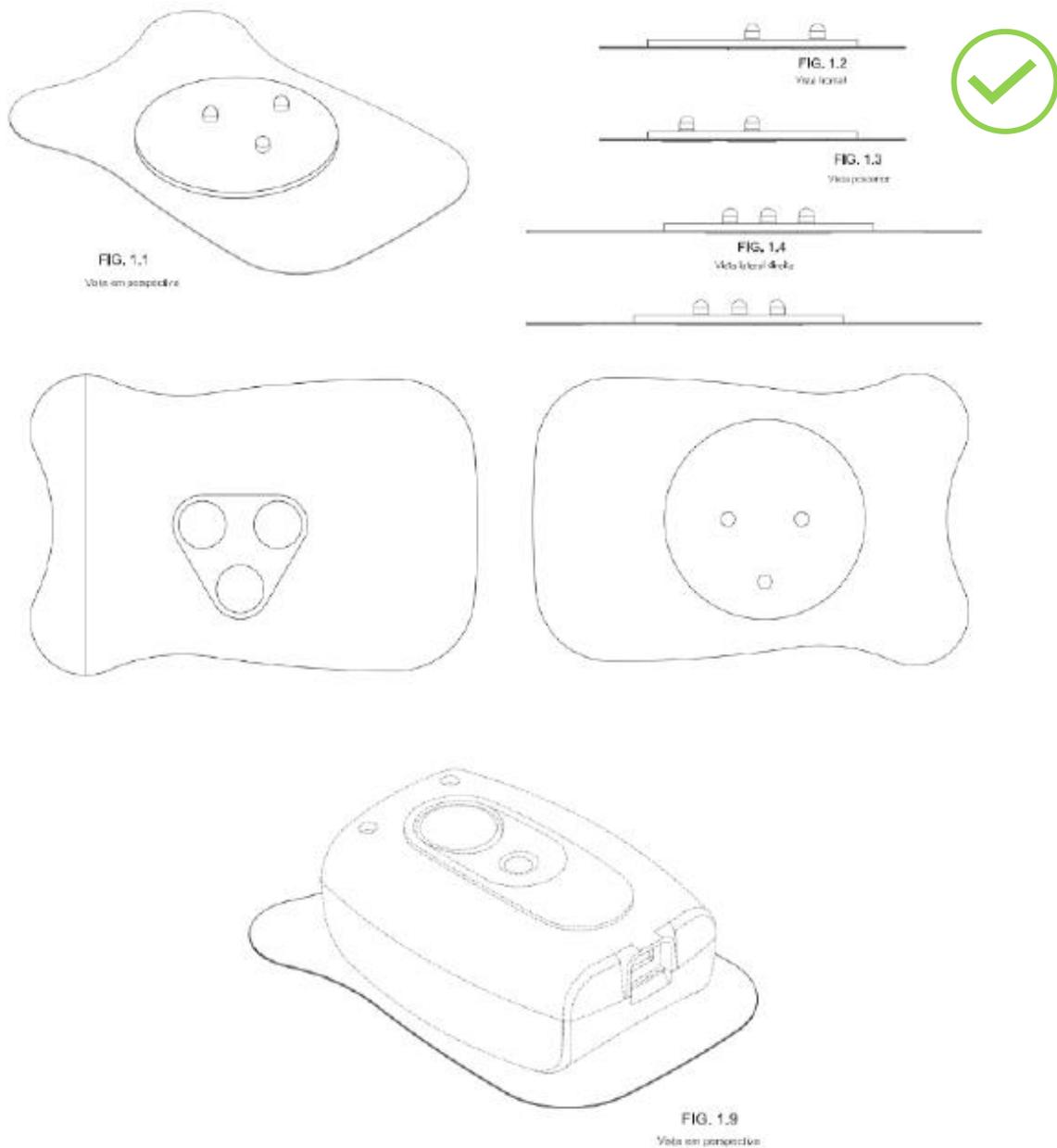
#### 5.5.4 単に説明的な要素

請求される意匠の図に加えて、出願は、クレームされる保護の範囲を構成しようとするものでない単に説明的な要素を明示した図を含むことができる。当該要素は、対象物又

は装飾パターンの理解に必要であることを条件として、点線によって表現することができる。

これらの図は、登録出願のクレームの一部を形成しない要素に適用され、組み立てられ、連結され、スロット加工され、装着され、又は固定された(又は類似の状況にある)クレームされる意匠を示さなければならない。

この目的で示される図面又は写真は必須でない。それらの図面又は写真は、その補足的な性質により、単独の意匠の図面又は写真と併せて提供しなければならない。補足的な図のキャプションには、(「5.9 図のキャプションの分析」の項目を遵守して)その単に説明的な性質を明確に記述しなければならない。単に説明的な画像は、意匠登録証の一部を形成する。



参照番号：BR 30 2016 004957-2  
 接着性電極に適用される形状。

クレームされた対象物の状況を説明する単に説明的な画像により補完された、完全で単独の対象物の表現の例。

単に説明的な画像における請求される意匠の形状は、登録出願のその他の画像のクレームと一貫していなければならない。

説明的な要素が意匠の理解に必要でない状況では、又はクレームされた対象物の表現が出願のその他の画像との一貫性を示さないときは、技術的審査段階で、図面又は写真の必要な補正を要求する指令が発せられる。

分離して存在しない対象物の一部に言及し、かつ、形状の完全性を損なうことなく強調することができない図面又は写真においては、対象物が完全に明示されていることを条件として、対象物の完全な形状の提出を求める指令が発せられる。図面においては、対象物を構成しようとするすべての点線は、実線化しなければならない。写真においては、すべての図は、形状を完全かつ明瞭に明示しなければならない。



参照番号：BR 30 2014 000475-1。  
カップホルダーに適用される形状。

単に説明的な要素(手)は、請求される意匠の利用の状況を説明していないことから、認められない。

単に説明的なもののみなされる画像及び要素は、請求される意匠登録の範囲又は第三者の知的所有権に影響を及ぼさない。

点線で表現された製品に適用される装飾パターンの登録出願の図は、「5.5 図面又は写真の分析」の項目に従って、単に説明的なものとはみなされない。

#### 5.5.5 公知の要素

請求される意匠が第三者の肖像を複製し、又は創作者若しくは出願人が所有しない公知の要素(キャラクター、芸術作品等)を組み込んでいる状況では、出願には、使用許可を添付しなければならない。

当該許可が出願において提出されていない場合は、技術的審査段階で、当該法的証書の提出を求める指令が発せられる。



参照番号：BR 30 2014 002354-3。

ミニチュアに適用される形状。

意匠が第三者の肖像に明白に言及している。

#### 5.5.6 組み立てられた形態の外形

出願が対象物の装飾的造形体を含む場合は、図面又は写真は、LPI 第 95 条に従って、装飾的造形体の外形を明示して、それを組み立てられた形態で表現しなければならない。分解図の表示は、対象物の組み立てられた形態を構成せず、かつ、その外形を明示していない限り、登録出願に含めてはならない。

この出願がこの指針を遵守していない場合は、一式の図面又は写真から分解図を削除するための技術的指令が発せられる。



参照番号：BR 30 2012 005256-4。

瓶に適用される形状。

分解図の表現は、図面又は写真に含めてはならない。

分解図の表示の他に如何なる図面又は写真も提供しない出願は、LPI 第 106 条に基づいて登録が付与され、同法第 95 条の違反により、行政上の無効の提起の対象となる。

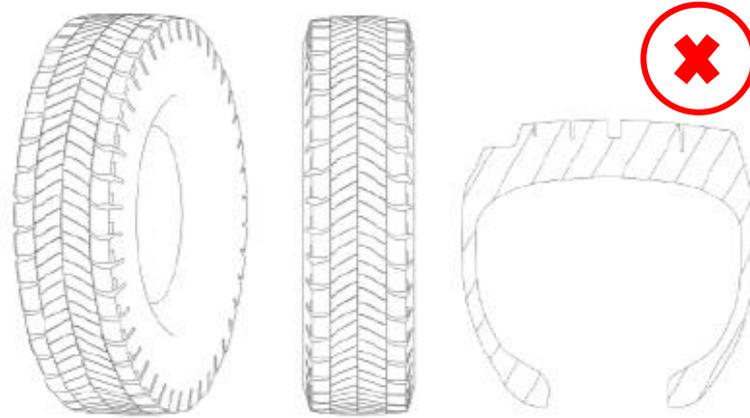
#### 5.5.7 断面図

提出された正投影図及び斜視図における対象物の装飾的造形体の表現が、形状の一定の

装飾的特徴を明示するのに十分でなかった場合は、当該特徴は、断面図によって図示することができる。

ただし、対象物の造形体の装飾的特徴を明示せず、又は本質的に技術的な要素を示す断面図は、提示してはならない。

この出願がこの指針を遵守していない場合は、技術的指令の公告が行われる。



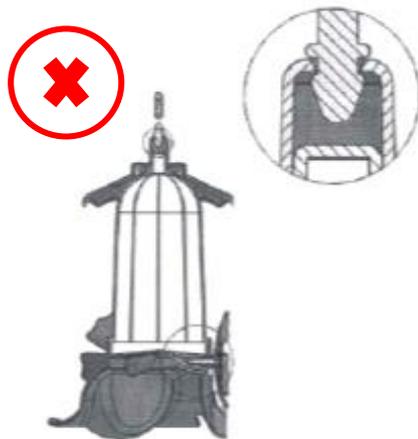
参照番号：BR 30 2013 003698-7。

タイヤに適用される形状。

断面図が、如何なる装飾的特徴も明示せず、溝の深さのみを明示している。

#### 5.5.8 拡大された細部

技術的審査段階では、登録出願に含まれる拡大された細部は、表現された要素の性質に関して分析される。拡大された特徴が対象物の技術的又は機能的側面(例えば、嵌合、連結、固定、組立等の形態)のみを示すと結論付けられる場合は、規則外の図の除外を要求する指令が発せられる。



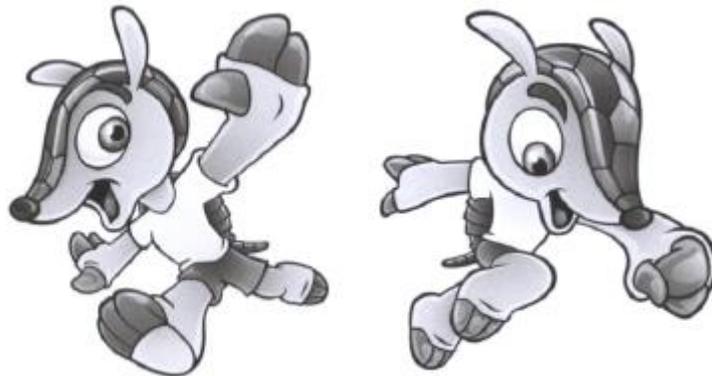
参照番号：BR 30 2013 005877-0。

ハチドリ用給餌器に適用される形状。

断面図を含むことに加えて、拡大された細部が給餌器の部品の嵌合のみを示し、したがって、装飾的要素ではない。

### 5.5.9 マスコット及びキャラクター

マスコット及びキャラクターの図形表現は、装飾パターンとして登録を受けることができる。この場合には、保護は、マスコット及びキャラクター自体(これは、著作権の分野に属する)に関するものではなく、図面又は写真における図形表現に関するものとする。登録出願がマスコット及びキャラクターを示すときは、名称は、LPI 第 95 条の条件に基づいて、装飾パターンが適用される製品を明瞭に表示しなければならない。この表示が明瞭性を欠く場合及び表示が過度に一般的である場合は、技術的指令の提示が発生する。



参照番号：BR 30 2012 002793-4 及び BR 30 2012 002798-5。

対象物に適用される装飾パターン。

パターンを施される製品が名称中に客観的に表示されていない。請求される装飾パターンが第三者の肖像を複製し、又は公知の要素を組み込んでいる場合は、出願は、「5.5.5 公知の要素」の項目の条件に基づいて審査される。

### 5.6 出願の名称の分析

出願の名称は、登録の対象物を、短く、明瞭にかつ簡潔に、関連のない若しくは不要な表現若しくは言葉又は実用上の利点、技術仕様若しくは単に限定的な条件を表す表現若しくは言葉を使用することなく表示しなければならない。

出願の名称は、それが請求される意匠と適合していないと認められたときはいつでも及び／又は下に定める場合には、技術的審査段階で職権により適合させる。

-関連のない又は不要な表現又は言葉

**不適切**：人気のある司教冠の装飾品

**適切**：司教冠に適用される形状

これが人気のある装飾品である旨の情報は必要でない。指定的機能を果たさない言葉又は表現は、出願の名称から削除しなければならない。

-実用上の又は使用により得られる利点

**不適切**：折り畳み式テーブルに適用される形状

**適切**：テーブルに適用される形状

同一の特定市場からの他の対象物に対する請求される意匠の実用上の利点を示唆し、又は特徴付ける言葉又は表現は、出願の名称から削除しなければならない。

-技術仕様又は同一の性質の情報

**不適切**：ソーラー型公衆トイレ(光起電力セル)

**適切**：公衆トイレに適用される形状

名称が実用上の利点(持続可能な)及び技術的特徴(ソーラー型，光起電力セル)への言及を含む。それらは意匠保護の性質と適合しないことから，この情報は，技術的審査段階で削除しなければならない。

-単に限定的な言葉又は表現

**不適切**：新規のタンクローリー

**適切**：タンクローリーに適用される形状

請求される意匠を分類することのみを目的とする言葉又は表現(新規の，独創的な，革新的な，排他的な等)は，出願の名称から削除しなければならない。

-名称が長い，混同を生じさせる又は冗長である

**不適切**：グラフィックユーザーインターフェースを有する表示画面又はその一部に適用されるパターン

**適切**：グラフィックインターフェースに適用される装飾パターン

名称が不必要に長く，請求される意匠の内容を即時に理解することを妨げる。対象物又は装飾パターンの明瞭かつ簡潔な表示を選択しなければならず，職権により不備を適合させる。

-製品の商品名又はコード，番号若しくはモデルの表示

**不適切**：公共照明器具，Azure M400 モデル

**適切**：照明器具に適用される形状

請求される意匠の商品名及びコード，番号又はモデルに関するデータは必要とされない。通知されたときは，それらのデータは，技術的審査段階において削除しなければならない。

-2以上の対象物への言及

**不適切**：カトラリーセットに適用される形状

**適切**：カトラリーに適用される形状

出願は，LPI 第 104 条の条件に基づいて，1又は複数の形状変形例を含むが，名称は，対象物のセットに言及してはならない。一般的な呼称を選択しなければならない。

名称が不正確な点を含むが，請求される意匠の理解の欠如によりそれを職権により適合させることができない場合には，説明及び必要な訂正を求める技術的指令が発せられる。

## 5.7 利用分野の分析

技術的審査において，登録出願の願書で通知された利用分野と，図面又は写真に表現された対象物又は装飾パターンとが一致しているか確認される。

矛盾が発見された場合は，利用分野は，職権により，図面又は写真に含まれるものに即して適合させる。

意匠が属する国際ロカルノ分類の類及び小類を確認することができないと認められる場合は，説明を要求する技術的指令が発せられる。

## 5.8 図の番号付けの分析

図面又は写真には，2桁のパターンを使用して連続番号を付さなければならない。出願が1のみの意匠を含む場合は，番号付けは，次のとおりでなければならない。図 1.1，図 1.2，

図 1.3, 図 1.4, 図 1.5, 図 1.6, 図 1.7。

出願に 2 以上の意匠が含まれる場合は、各形状変形例の番号付けの 1 桁目に 1 つの整数を追加しなければならない。例：

主たる対象物：図 1.1, 図 1.2, 図 1.3, 図 1.4, 図 1.5, 図 1.6, 図 1.7。

第 1 の形状変形例：図 2.1, 図 2.2, 図 2.3, 図 2.4, 図 2.5, 図 2.6, 図 2.7。

第 2 の形状変形例：図 3.1, 図 3.2, 図 3.3, 図 3.4, 図 3.5, 図 3.6, 図 3.7。

図面又は写真が 2 桁のパターンに従って番号付けされているが、番号付けと請求された装飾パターン又は対象物の数との間に矛盾がある場合は、出願を適合させるための技術的指令が発せられる。

## 5.9 図のキャプションの分析

意匠の図を表現する図面又は写真については、番号付けに添えるキャプションは任意である。

キャプションの例：

図 1.1－斜視図

図 1.2－正面図

図 1.3－背面図

図 1.4－左側面図

図 1.5－右側面図

図 1.6－上からの図

図 1.7－下からの図

他方で、「5.5.4 単に説明的な要素」の項目の条件に基づいて、補足的に提示される図面又は写真には、下の例に従って、その性質に言及するキャプションを添えなければならない。

図 1.8－単に説明的な図

図 1.9－単に説明的な図

図 1.10－単に説明的な図

記載されたパターンへの単に説明的な図面又は写真のキャプションが不適切な場合は、技術的審査段階で指令が発せられる。

## 5.10 登録性に関する決定

登録出願において請求された対象物又は装飾パターンの登録性に関する決定は、次に引用する LPI により与えられた意匠の法的定義を含め、案件に関連する要素を考慮するものとする。

第 95 条 対象物の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらす、工業生産のための型として提供することができるものは、意匠とみなされる。

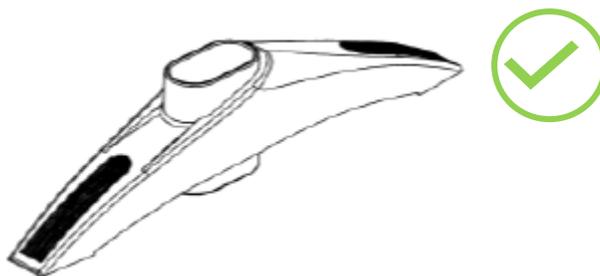
請求された対象物又は装飾パターンが意匠の法的定義に適合しないと認められる状況では、LPI 第 106 条に基づいて登録を付与し、同法第 95 条の違反により、職権による行政上の無効手続に付さなければならない。

新規性、独創性及び工業生産のための型として提供するという法定要件のうちの少なく

とも 1 つの明白な欠如を示す意匠もまた、技術的審査段階で職権による行政上の無効手続の対象となる。

### 5.10.1 対象物の一部

対象物の装飾的造形体の登録出願は、対象物の一部をそれらが組み込まれる複合形態から分離できるときは、当該対象物の一部に言及することができる。したがって、独立して製造され、かつ、完全に定義された物理的形態を有する要素及び断片は、登録の対象となる。

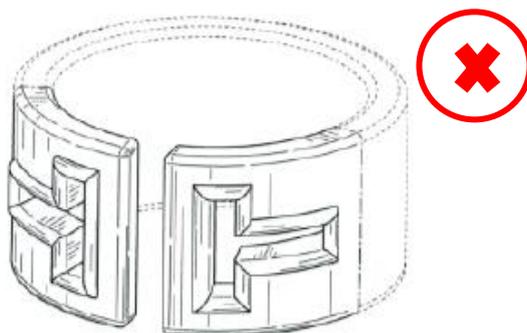


参照番号：DI 7100302-9。

学校用家具の台座に適用される形状。

対象物は、それが組み込まれる家具から分離していることから、登録を受けることができる。

意匠は、図面又は写真において完全にクレームされていない対象物の一部に言及している場合は、登録を受けることができない。これらの場合には、形状は、対象物の造形体又は製品に適用することができる線及び色彩の装飾的セットの何れをも構成しない。



参照番号：BR 30 2015 000250-6。

指輪に適用される形状。

実線でクレームされた造形体の当該部分は、対象物として存在せず、換言すれば、指輪を構成しない。

これにより、点線を実線に置き換えた、対象物の完全な形態の提出を求める指令が発せられる。指令を履行しない場合は、LPI 第 106 条に基づく登録の付与が行われ、当該登録は、同法第 95 条の違反により、職権による行政上の無効の提起の対象となる。



参照番号：BR 30 2012 003135-4。

医療機器に適用される形状。

完全に表現されていない対象物の一部は，登録を受けることができない。

一式の図の何れの画像も対象物を完全に明示していない状況では，LPI 第 106 条に基づいて登録が付与され，その登録は，同法第 95 条の違反により，職権による行政上の無効の提起の対象となる。

### 5.10.2 活字書体

活字書体のフォントは，対象物の装飾的造形体を構成せず，かつ，製品に適用することを希望する線及び色彩のパターンを構成しない限り，意匠として登録を受けることができない。

この事項に関する保護を請求する出願は，LPI 第 106 条に基づいて登録が付与され，同法第 95 条の違反により，行政上の無効の提起の対象となる。



参照番号：BR 30 2012 001184-1。

印刷物に適用される装飾パターン。

文字フォントは，意匠として登録を受けることができない。

### 5.10.3 人形及び人形の一部

衣服を着ていない人形の一部及び／又は人形であって，人間の形を複製した形状を有するものの登録出願は，装飾的外観を特徴付ける要素を明示していないことから，LPI 第 95 条を遵守していない。



照番号：BR 30 2012 001901-0 及び BR 30 2012 001902-8。  
人形の顔に適用される形状。  
人間の形を複製した人形は，登録を受けることができない。

この事項に関する保護を請求する出願は，LPI 第 106 条に基づいて登録が付与され，行政上の無効の提起の対象となる。

衣服を着ていない人形の一部及び／又は人形であって，その形態の十分な識別性を有し，意匠に対してその外形に関する新規かつ独創的な視覚的成果を与えるものは，登録を受けることができる。



参照番号：DI 6604007-8。  
人形に適用される形状。  
十分な識別性を有する人形は，登録を受けることができる。

人形の一部及び／又は人形であって，その形態の一定程度の様式化を明示し，及び／又はそれらを区別する要素(例えば，衣服及び服飾品)と結合したものは，登録を受けることができる。



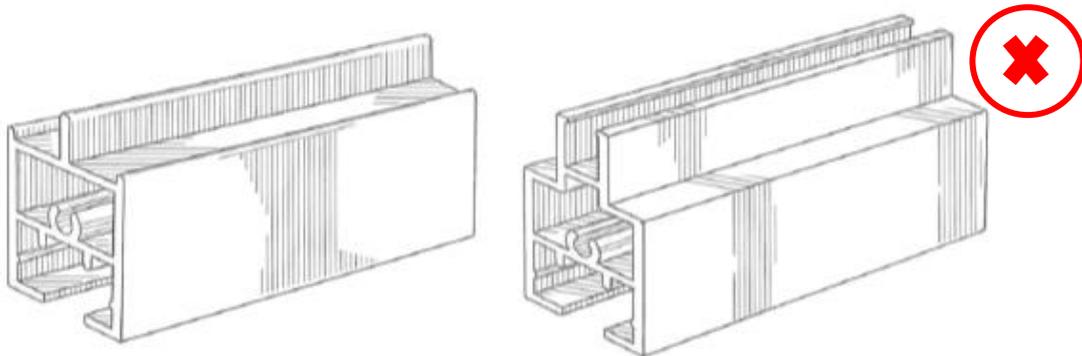
参照番号：BR 30 2014 004593-8。

人形に適用される形状。

他の要素を結合した人形は、登録を受けることができる。

#### 5.10.4 輪郭

輪郭は、その形状に装飾的性質を有することを条件として、登録を受けることができる。したがって、対象物の形態が技術的又は機能的配慮により本質的に決定される状況（例えば、形態が本質的に溝により形成される場合）では、登録出願は拒絶される。



参照番号：BR 30 2013 004997-3。

輪郭に適用される形状。

この輪郭に適用される形状は、装飾的性質を有さない。

#### 5.10.5 ファサード

ファサードは、建築物の外観の各面である。これは、建築学的解決策であることから、対象物の装飾的造形体を構成せず、かつ、製品に適用される線及び色彩の装飾的セットを構成することもできない。



参照番号：DI 6705338-6。

ファサードに適用される装飾パターン。

ファサードは、意匠として登録を受けることができない。

ファサードは法律により提案された意匠の定義に適合しないことから、この事項に関する保護を請求する出願は、LPI 第 106 条に基づいて登録が付与され、行政上の無効の提起の対象となる。

### 5.11 適用可能な通達

意匠登録出願を分析するときは、技術的審査の時点で、出願の産業財産法の規定との適合が確認される。この段階の後に、出願は、4つの異なる状況、すなわち、指令、拒絶、付与又は行政上の無効に移ることができる。

#### 5.11.1 指令

LPI 第 106 条の定めに従って、同法第 101 条及び第 104 条の規定を満たしていない出願は、指令の対象となる。

この通達は、主として、図面又は写真が規則外の又は不十分な方法で提示された状況で適用可能である。指令に対する応答は、法律により定められた期間内に提出しなければならず、公告の通達において要求された訂正及び／又は必要と認められる意見書を正当に提供しなければならない。提出された応答に同意しない場合は、必要な正当化事由を提示して、2 回目の指令を発行する結果となる場合がある。

#### 5.11.2 拒絶

拒絶は、意匠登録出願を拒絶する決定的性質の決定である。LPI 第 106 条(4)に従って、同法第 100 条の事態が認められる場合は、出願は拒絶される。すなわち、  
第 100 条 次のものは、意匠としての登録を受けることができない。

- (I) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、信仰の自由を損ない、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (II) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

LPI 第 101 条(II), (III)若しくは(IV)及び／又は第 104 条との不適合を考慮して、図面若しくは写真の適合若しくは補完又は矛盾する事項の分割を求めて作成された技術的指令に十分に從っていない出願もまた、拒絶の対象となる。

### 5.11.3 付与

付与は、意匠の所有者に対して登録を与える決定である。LPI 第 106 条前文に從って、付与は、新規性及び独創性の側面に関する実体の確認を必要としない。

第 106 条 意匠登録出願が行われ、第 100 条、第 101 条及び第 104 条の規定が満たされている場合は、その出願は自動的に公告されるものとし、同時に登録が付与され、それに係る登録証が交付される。

意匠の所有権は有効に付与された登録によってのみ取得されるにも拘らず、登録有効期間は、出願日から 10 年間である。したがって、付与が行われるまでは、LPI 第 108 条及び第 109 条前文に定められているように、権利化の見込があるにすぎない。

第 108 条 登録は、出願日から 10 年間効力を有するものとし、5 年を単位として連続する 3 回の更新を行うことができる。

(1) 更新申請は、登録存続期間の最終年度中に、更新手数料の納付証明書を添付して行わなければならない。

(2) 登録意匠の所有者が登録存続期間終了までに更新申請をしなかったときは、登録者は、追加手数料を納付することを条件として、その後の 180 日以内に、その申請をすることができる。

第 109 条 意匠の所有権は、有効に付与された登録によって取得される。

登録許可の公示は、行政無効手続に関係する如何なる所見によってもさらなる補充はなされない。

### 5.11.4 行政上の無効

行政上の無効手続の存在は、登録の有効性に疑問が呈されていることを意味する。無効を開始する公告が権利を付与した行為から 60 日以内に行われた場合は、登録は、LPI 第 113 条(2)の条件に基づいて、行政事件の終了まで停止効果を有する。

第 113 条 登録が第 94 条から第 98 条までの規定に違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

(1) 無効手続は、第 111 条補項にいう想定を損なうことなしに、登録の付与日から 5 年の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの請求に基づいて、開始することができる。

(2) 無効手続の請求又は職権による開始は、その提出又は公告が登録付与日から 60 日以内に行われた場合は、登録付与の効力を停止させるものとする。

### 5.11.5 その他の通達

技術的審査の過程において、登録出願及びそれに関する申請は、次のような他の種類の通達の対象とすることができる。

通達	名称	説明
47	申請の不認知	提出された申請が、LPI 第 218 条又は第 219 条の規定によって認知されない。
47.1	無効とされた申請	追加情報に従って、表示された申請が無効とされる。
47.3	申請の承認	提出された申請の承認。
47.5	申請の拒絶	提出された申請の拒絶。
48	申請の停止	申請の検討に必要とされる措置を待つために、申請が停止される。
49	優先権の喪失	産業財産法第 99 条に定められた規定を満たさないことにより、主張された優先権を喪失する。
55	種々の指令	指令の日から 60 日以内の法的規定との適合又は遵守を求める指令が発せられる。
70	公告の取消	追加書類の記述に従って、公告が不正確であったことから取り消される。
71	通達の取消	補完書類の記述に従って、通達が不正確であったことから取り消される。
72	決定の取消	前記の各項目の何れかに関する決定が、不正確であったことから取り消される。
73	修正	前記の各項目の何れかの公告が、不正確に行われたことから修正される。当該公告は、決定又は通達の日付及びそれに起因する期間の変更を発生させない。
74	再公告	補完書類の記述に従って、公告が不正確であったことから再公告される。

## 6 登録の付与、維持及び消滅

登録の付与及び延長、登録の消滅の条件並びに登録証の発行に関する情報

### 6.1 登録の付与

登録は、産業財産権公報(RPI)における公告時に付与される。意匠登録の最初の有効期間は、5年期間維持料金(LPI 第120条)の徴収により、出願日から10年であり、更に5年を単位として連続する3回の期間延長を受けることもできる。登録有効期間の延長に関心がある場合は、第3期登録期間から、5年期間料金及び延長料金が、「更新料」と呼ばれる単一の料金として組み合わされて徴収されなければならない。

ユーザーは、登録に含まれる情報に即して登録証が作成されることを踏まえて、通達31-出願の通知又は32-秘密とする出願の提出の通知において公告されたデータを照合することが重要である。したがって、書誌データの印刷におけるINPIの誤りが確認されたら、ユーザーは、サービスコード126に基づいて、システムにおけるデータの訂正の請求を行い、それにより、誤りを含む登録証の発行を回避しなければならない。誤りが出願人によるものである場合は、ユーザーは、コード125-登録の訂正に基づいて、登録の訂正の請求を提出しなければならない。

#### 6.1.1 意匠登録証

登録証は、意匠登録の付与の公告の結果として発行される。

LPI 第107条に従って、登録証には、意匠登録番号、名称、創作者の名称(LPI 第6条(4)の規定を遵守する)並びに所有者の名称、国籍及び住所、有効期間、図面並びにもしあれば、同盟優先権、明細書及びクレームを記述する。

電子出願の書誌データは、ユーザーの記入によりシステムに直接ロードされることから、照合の対象とならない。出願後かつ付与前の申請における登録データの追加及び/又は変更がなされているか否かに関してのみ確認がなされる。

所有権の移転又は名称及び/若しくは登記上の事務所の変更に関する付記は、当該移転又は変更がRPIにおいてあらかじめ公告されている場合に限り、登録証に含まれる。そうでなければ、付記の公告後に、ユーザーが関心を有する場合は、データを更新することができるように、登録証の写しを請求しなければならない。

所有権の移転、名称及び/若しくは登記上の事務所の変更又は延長に関する付記を含む証明書は発行されない。

INPI/PR 決議 No. 159/2016 による定めに従って、意匠登録証及びその写しは、請求があったときは、デジタル形式で発行される。登録証にアクセスするためには、下に定める段階に従わなければならない。

- a) INPI ポータルサイトにアクセスする。
- b) ページの右上隅にある「迅速なアクセス」のセクションにおける検索実行のリンクにアクセスする。
- c) 関連する登録番号を入力する。
- d) 次のページで、登録証が意匠登録を付与する通達とともに表示される。
- e) PDF 形式のアイコンをクリックすると、(マルウェアではなく人間がアクセスしていることを確認するために)キャプチャクエリが表示される。

f) データの確認後に、システムにより電子意匠登録証が提供され、これをユーザーの機器に保存することができる。

g) 書類の上部及びアドビ・リーダーの署名ボックスの両方において、意匠登録証を構成しようとする署名を点検する。

### 6.1.2 訂正された登録証の発行

INPI により犯された誤りを含む登録証が発行された場合は、ユーザーは、GRU126 のコードにより、INPI による誤りの訂正の請求を、好ましくは電子請求によって提出し、行う必要がある訂正に関する説明を提出しなければならない。

誤りが確認され、システムにおいてデータが訂正されると、矛盾を含む登録証はポータルサイトから削除され、新たな書類が作成されて入手可能となる。

サービスを請求する方法	
サービス :	INPI による誤りの訂正の請求
コード	126

登録を付与する公告は、行政上の無効手続に関する注記により更に補完されることはない。

### 6.1.3 登録証の写しの発行

登録証の写しの請求は、サービスコード 117 によって行わなければならない。これは、請求する必要はない。提出は自動的になされ、換言すれば、書面様式の記入又は電子請求を必要とせず、GRU を納付すれば十分である。銀行勘定照合及び INPI への情報伝達の後、納付システムにおいて、サービス提出番号を含む受領書が入手可能となる。

登録証の写しを発行するためには、データの変更を請求する申請の存在が確認される。写しの発行時に、ポータルサイトに既に存在する登録証は削除され、新たな書類が入手可能となる。

サービスを請求する方法	
サービス :	意匠登録証の写しの発送
コード	117
追加情報	様式免除サービス

消滅した又は無効とされた意匠登録証の写しは発行されない。この状況にある登録に関する請求は無効である。

## 6.2 所有者の権利

LPI 第 109 条に従って、意匠の所有権は、有効に付与された登録により取得され、同法第 42 条並びに第 43 条(I), (II)及び(IV)の規定を登録に準用する。

第 42 条 特許はその所有者に対して、第三者がその同意を得ることなく次のものを生産

し、使用し、販売の申し出をし、販売し、又はそれらの目的で輸入することを阻止する権利を与える。

(I) 特許の対象である製品

(II) 特許された方法又はその方法により直接得られた製品

(1) さらに、特許所有者には、第三者が本条にいう行為を他人が行うのを援助することを阻止する権利が保証される。

(2) (II)にいう方法特許の権利は、製品の所有者が、特定の司法決定を通じ、その製品を特許により保護されている方法とは異なる製造方法によって取得したことを証明しなかったときは、侵害されるものとする。

第 43 条 前条の規定は、次の事項には適用しない。

(I) 許可を得ていない第三者が、私的に、かつ、商業目的でなく行う行為。ただし、当該行為が特許所有者の経済的利益を損なわないことを条件とする。

(II) 許可を得ていない第三者が、科学的又は技術的調査又は研究に関連して、実験の目的で行う行為

(IV) 方法特許又は製品特許によって製造され、特許所有者により直接に又は特許所有者の同意を得て、国内市場に出された製品

第 121 条並びに第 58 条及び第 59 条に基づいて、意匠出願又は登録は、その内容が分割できないものは、全部又は一部を移転させることができる。

第 58 条 特許出願又は特許は、その内容が分割できない場合、全部又は一部を移転させることができる。

第 59 条 INPI は、次の付記を行うものとする。

(I) 譲渡。これには、譲受人の完全な資格を記録する。

(II) 出願又は特許に課せられている制限又は負担のすべて、及び

(III) 出願人又は所有者の名称、登記上の事務所又は住所の変更

所有者は、出願人の名称、登記上の事務所又は住所の変更に関する付記を請求することもできる。

### 6.3 所有者の義務

次のことは、登録意匠所有者の義務である。

a) 登録を延長する場合は、LPI 第 108 条に定められた期間及び条件により、納付すべき手数料の納付を行うこと。そうでなければ、登録は、同法第 119 条の条件に基づいて消滅する。並びに

b) 同法第 217 条に従って、外国に住所を有する所有者の場合には、ブラジルに住所を有し、召喚の応諾を含め、行政的及び司法的に本人を代表する権限を有する正当な資格を有する代理人を指名し、かつ、維持すること。そうでなければ、登録は消滅する。

### 6.4 登録の維持及び延長

意匠登録の保護の最初の存続期間は、出願日から 10 年であり、5 年を単位として 3 回までの期間延長を受けることもでき、合計で最長 25 年とする。登録を当該期間有効に保つためには、出願料に加えて、5 年期間維持料金及び延長料金を納付しなければならない。5 年期間維持料金は、「5 年期間料金」としても知られ、意匠登録に対しその有効期間の

第 5 年度から課せられる手数料である。付与後に、登録を維持するために徴収する必要がある最初の料金は、第 2 期 5 年期間料金と呼ばれる。この料金は、10 年の最初の有効期間が終了したときに、登録を次の 5 年間有効に保つことを可能にする。

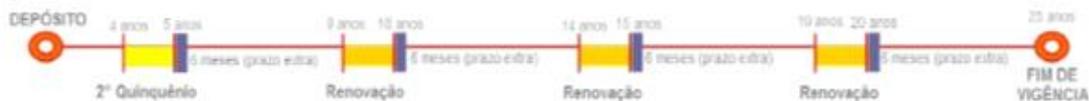
登録が 4 年を満了したときに、納付期間が始まる。この期間は、常にその出願日から起算して、登録が 5 年を満了した日に終了する。

最初の 10 年を維持したら、登録を更に 5 年間延長することに関心がある場合は、更新料の納付(更新料は、5 年期間料金及び延長料を単一のサービスとして組み合わせたものである)を徴収することが必要となる。更新料の納付期間は、登録が 9 年を満了したときに開始し、10 年を満了したときに終了する。したがって、5 年ごとに、所有者は、登録を延長する選択肢を有するが、25 年の最長有効期間を超えることはできない。

記載された期間に加えて、LPI 第 108 条(2)及び第 119 条(III)の規定に従って、納付を行うための 6 月の追加期間(特別期間)も付与される。

第 2 期 5 年期間又は更新料が徴収されていない場合は、意匠登録は、実際に受領された最終期間の終了の翌日に消滅する。

期間をより明瞭に理解するために、下の略図を参照されたい。



付与前に行われた納付については、受領日から料金納付期間の開始までの間に手数料表が更新された場合は、INPI は、追納指令を発することができる。指令を履行しない場合は、登録の消滅につながる。

5 年期間料金又は更新料は、登録出願について徴収してはならない。5 年期間料金及び／又は延長料の受領のための最初に定められた期間(出願日を基準とする)の終了後に付与が行われた場合には、それらは、登録付与日後 60 日以内に納付しなければならない、さもなければ登録は消滅する。

第 2 期 5 年期間料金及び更新料の納付は、納付日時時点で有効な INPI の手数料表に記述された金額で、GRU の受領書若しくは銀行送金(公的当局の機関若しくは団体に関する場合)により又は庁が許可するその他の手続により、行わなければならない。

提出は自動的になされ、換言すれば、書面様式又は電子請求による登録は必要でなく、GRU を納付すれば十分である。銀行勘定照合及び INPI への情報伝達の後に、納付システムにおいて、サービス提出番号を含む受領書が入手可能となる。

ブラジル連邦歳入徴収伝票の生成は、完全にユーザーの責任である。正確な期間内に、正しい金額の納付が行われたか否かが点検される。

納付が特別期間後に行われた場合は、登録は消滅する。

受領された金額に矛盾がある場合は、指令が発せられ、RPI での公告日後 60 日以内に履行しなければならない。履行のためには、好ましくは電子請求によって、サービスコード 105-指令への履行に基づく申請を、納付すべき金額のコード 800-追加手数料の伝票とともに提出することが必要である。

#### 6.4.1 納付証明書

銀行送金により行われた納付については、その納付のために定められた期間中に提出さ

れる申請によって、証明書を提出しなければならない。証明書は、行われた納付の正確な特定及び言及する期間の表示を含む説明とともに提出しなければならない。

納付証明書の提出は、サービスコード 124-INPI 手数料の受領証明書によって行わなければならない。手数料は免除される。

納付が特定されていない場合は、INPI は、適切と認めるときはいつでも、納付証明書の提出を求める指令を発することができ、これは 60 日以内に履行しなければならない。この指令もまた、サービスコード 124 に基づいて履行しなければならない。履行されない場合は、INPI は、納付が行われていないと推定し、登録を消滅させる。

## 6.5 登録の消滅

LPI 第 119 条に従って、意匠登録は、有効期間の満了によって、第 108 条及び第 120 条に定められた手数料を納付しないことによる又は同法第 217 条の規定を遵守していないことによる権利放棄によって消滅する。

### 6.5.1 有効期間の終了

ユーザーがすべての 5 年期間料金及び延長料金を徴収された場合は、登録が 25 年の最長有効期間を獲得したと推定される。この期間の後に、登録は消滅する。

### 6.5.2 権利放棄

権利放棄の申請は、登録の付与後にいつでも提出することができ、法定代理人を通じて提出された場合は、権利放棄する明確な権限を有する委任状を添付しなければならない。案件記録に委任状がないときは、申請無効の通達が公告されることになる。

共同所有に関する出願においては、権利放棄の請求は、すべての所有者が署名し、又はすべての出願人を代表する正当な権限を有する正当に指名された代理人が行わなければならないことに注目すべきである。

サービスを請求する方法	
サービス:	出願の放棄又は取下げ又は登録の放棄
コード	126

### 6.5.3 納付不履行

5 年期間料金及び更新料金が法律により定められた通常又は特別期間内に受領されない場合は、登録が消滅する結果となる。

追加手数料又は証明書を求める指令に従わない場合は、登録の消滅につながる。

### 6.5.4 LPI 第 217 条の規定の不遵守によるもの

外国に住所を有する者は、正当な資格及びブラジルにおける住所を有する代理人を指名し、かつ、維持しなければならない。代理人には、裁判所の召喚の応諾を含め、行政上及び司法上本人を代表する明確な権限を付与しなければならない。これを行わない場合は、登録は消滅する。

## 7 審判請求及び行政上の無効手続

審判請求及び行政上の無効手続の提起，審査及び決定に関する指針

### 7.1 総則

LPI 第 116 条及び第 212 条に従って，審判請求及び行政上の無効手続についての決定は，INPI 長官の排他的権限であり，行政事件を終結させる。

意匠，契約及びその他の登録に関する審判請求・行政上の無効手続の技術調整部 (CORED) は，審判請求・行政上の無効手続の総合調整部 (CGREC) の担当部署であり，数ある職務の中でも，有効な法令の方式により提起された意匠登録に関する審判及び行政上の無効手続の審査及び技術的教示並びに INPI 長官による決定に必要とされる補助を与えるための，提起された技術的テーマに関する見解書の発行に責任を有する。

CORED はまた，訴訟の提起に関して INPI に対する特別法務長官を補助するように，技術的見解書の作成に従事する。

### 7.2 審判請求

出願の拒絶に対する審判請求の権利は，LPI 第 212 条の条件に基づいて保証される。

第 212 条 別段の規定が明示されている場合を除き，本法に基づいて下された決定に対しては審判請求をすることができ，当該審判請求は 60 日以内に申し立てる。

(1) 審判請求は，完全な停止及び移審の効果をもって受理されるものとし，第 1 審における審理に関するすべての仕組みを準用する。

(2) 特許出願又は登録出願の恒久的却下を決定する決定及び特許出願，追加証明書又は商標登録を承認する決定に対しては，審判請求を行うことができない。

(3) 審判請求については INPI 長官が決定し，行政事件を終結させる。

#### 7.2.1 LPI 第 100 条に基づく拒絶の決定に対する審判請求

審判請求は，出願が次のように定める LPI 第 100 条 (I) 及び (II) の条件に基づいて拒絶されたときに申し立てることもできる。

第 100 条 次のものは，意匠として登録を受けることができない。

(I) 道徳及び善良の風俗に反するもの又は他人の名誉若しくは印象を害するもの又は良心，信条，信仰の自由若しくは尊敬及び崇拜に値する思想及び感情を侵害するもの

(II) 対象物が通常若しくは一般に備える必然的な形態又は更に技術的若しくは機能的配慮により本質的に決定される形態

第 100 条の条件に基づく拒絶に対する審判請求は，出願を拒絶された意匠への直接的言及を含む意見書であって，拒絶理由に反論することができるものを提出しなければならない。

#### 7.2.2 出願の分割を決定した決定に対する審判請求

拒絶の決定は，LPI 第 104 条の規定を遵守していないことを根拠とする。これは，登録出願の分割を求める技術的指令の不十分な履行及び／又は当該指令に疑問を呈した意見書の提出がないことに起因する。

審判請求を申し立てる場合は，審判請求人は，どのように出願の分割を希望するのかを

記載し、かつ、分割に起因する将来の出願の完全な一式の画像を提示して、説得力のある意見書及び第 1 審における決定を破棄可能と確信する要素を提出しなければならない。第 2 審における審判官が、審判請求により問題を解決することができたと考える場合は、対応する行為の継続及び出願の分割とともに、決定の破棄が INPI 長官に提案される。ただし、破棄決定の RPI での公告から起算して 60 日以内に登録出願を提出することを条件とする。分割に起因する出願は、審判請求書類に含まれる正確な条件に従って提出しなければならない。

審判請求は、登録出願において提出された形状変形例が同一の顕著な識別性を有するとの主張を根拠として、出願の分割を決定した決定に対して申し立てることもできる。行政の第 2 審は、主張を容認し、出願を分割すべきでない旨を INPI 長官に提案することができる。これらの条件に基づく決定が公告されたら、登録出願は、通常どおりに続行する。

### 7.2.3 技術的指令の不十分な履行に起因する審判請求

指令の不十分な履行による拒絶は、LPI 第 106 条前文と組み合わせた第 101 条(II), (III) 若しくは(IV)及び／又は第 104 条の違反を法的根拠とする。

意匠登録出願の請求は、本マニュアル及び図面又は写真の提出に関する主題を規制するその他の有効な規範法に定められた指針を遵守しなければならない。

図面又は写真の適合又は補完を求めて発せられた指令の履行が不十分である場合は、意匠登録出願は拒絶され、この決定に対しては審判請求をすることができる。審判請求人は、LPI 第 212 条の手続の機会を利用して行政行為の修正を進め、指令を正確に履行しなければならない。

拒絶の決定が単一の画像に関する技術的問題によりもたらされた場合であっても、審判請求は、「5.2 技術的審査の分析段階」の項目に従って、新たな完全な一式の画像とともに提出しなければならない。

### 7.3 行政上の無効手続

付与された意匠登録であって、産業財産法の規定を遵守していないものは、無効とみなされる。

登録が LPI 第 94 条から第 98 条までに違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

無効手続は、LPI 第 111 条補項に定められた可能性を除き、登録の付与から 5 年以内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの申請により、開始することができる。申請又は職権による開始は、その提出又は公告が登録付与後 60 日以内に行われた場合は、登録付与の効力を停止させるものとする。

所有者は、公告日後 60 日以内に自己の意見を表明するよう勧告される。したがって、所有者は、登録の有効性維持を実施するのに十分と認める意見書及び裏付け書類を提出しなければならない。

所有者が自己の意見を表明したか否かに拘らず、前段落に記述された期間が経過したら、INPI は見解書を発行し、所有者及び出願人に対し、60 日の同一期間内に自己の意見を表明するよう勧告する。

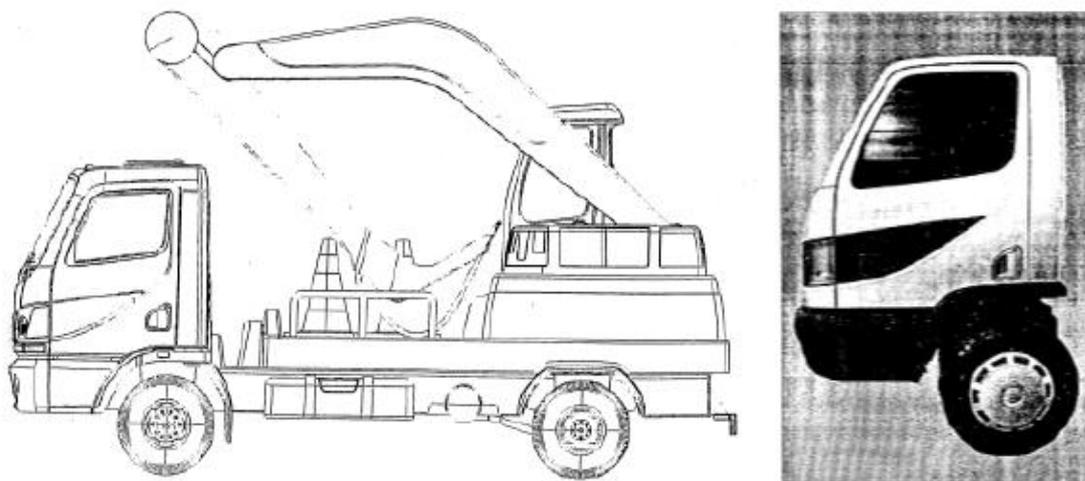
当該期間が経過したら、意見書が提出されていない場合であっても、INPI 長官がその手続を決定し、行政事件を終結させる。

無効手続は、登録が消滅した場合であっても続行する。

#### 7.4 審判請求及び行政上の無効の審査

LPI 第 95 条、第 96 条及び第 97 条に従って、新規性及び独創性は、それぞれ、技術水準及び先行する対象物に対して決定される。したがって、先行技術は、妨げとなるとみなされるためには、審査中の登録と同一の製品の類又は特定市場に属することは必要でない。

如何なる要素も追加することなく、かつ、如何なる識別可能な特徴も含むことなく、装飾的造形体の組込が完全に行われた場合は、登録は、適用可能な行政上の無効手続の対象となり、その後、LPI 第 95 条及び第 97 条の規定に基づき無効と宣言される。

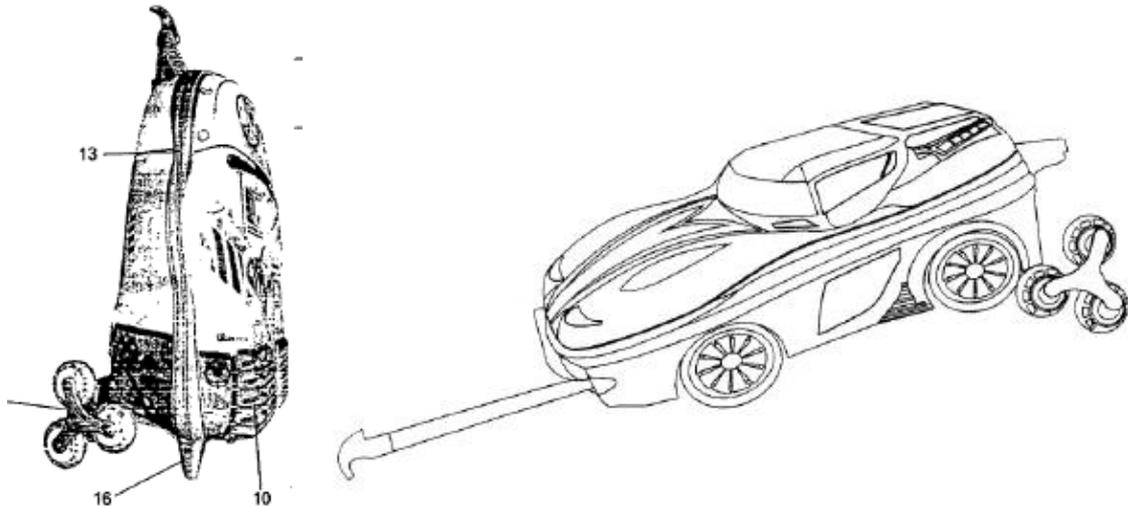


参照番号：DI 6403472-0 及び DI 5900647-1。

玩具のトラック／乗物に適用される形状。

右側に表現された DI 5900647-1 の運転台(乗物の類に属する)は、左側の DI 6403472-0(玩具の類に属する)において完全に複製されている。

装飾的造形体の複製が部分的にのみ行われたが、意匠の形状が先行する対象物に対して識別可能である場合は、元の登録が考慮される。

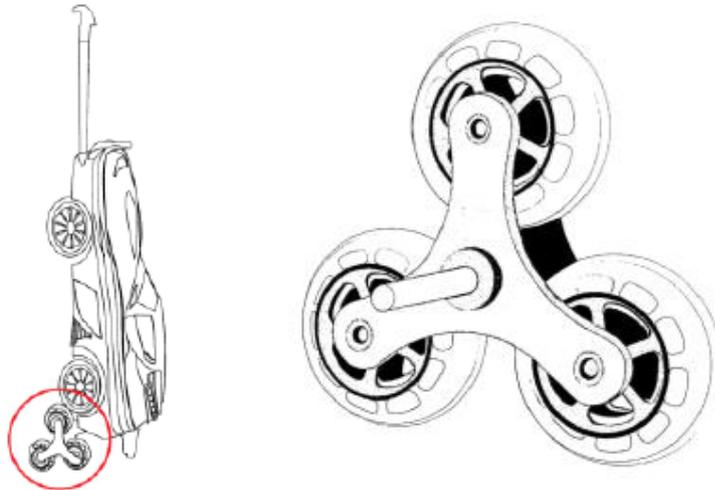


参照番号：DI 6902681-5 及び DI 6804145-4。

バッグ／学生カバンに適用される形状。

対象物が部分的に複製されている場合であっても，形状が独創的であるとみなされる場合がある。

他の要素を追加することによる場合であっても，装飾的造形体の複製が完全に達成された場合は，得られた対象物は，第三者により登録された先行意匠を組み込んでいることを考慮して，適用可能な行政上の無効手続の対象となる。



参照番号：DI 6902681-5 及び DI 6803994-8。

バッグ／トリプルキャストに適用される形状。

バッグの意匠(左側)は，第三者により登録された先行するキャストを組み込んでいる。

## 8 権利の移転

意匠の出願及び登録の所有権は、所有者の希望により又は司法決定により、全部又は一部を移転することができる。

自発的移転の場合には、次のものを挙げることができる。譲渡による移転、編入又は合併による移転、分割による移転、合法的承継による移転、破産による移転及び登録又は登録出願の共同所有者又は出願人の追加又は除外の付記。

上に定められた種類の何れかにより発生した所有権移転の付記を請求するためには、サービスコード 114 に基づく GRU (変更ごとに 1 通の GRU) の受領書によって、好ましくは電子請求によって、申請を提出しなければならない。

移転を請求するときは、上に記載され各々の種類に規定される固有の要件を遵守しなければならない。

サービスを請求する方法	
サービス:	所有者移転の付記
コード	114

### 8.1 譲渡による移転

譲渡による移転は、譲渡人と呼ばれる自然人又は法人が、意匠出願又は登録に対する自己の権利を、譲渡証書によって、譲受人と呼ばれる他の自然人又は法人に移転する場合に適用される。

譲渡の付記による所有権の移転の請求には、次の書類の原本又は写しを含めなければならない。

- (書面で又は電子的に) 正当に記入された移転請求書
- 対応する手数料の納付証明書
- 譲渡を証明する証書。これには、譲渡人及び譲受人の完全な分類並びにそれぞれの署名が記載され、譲渡が全部又は一部の何れであるかが明瞭に通知されていなければならない。
- 移転に係る最終所有者により付与された委任状、並びに
- 外国語による書類の無認証翻訳文 (領事認証は必要とされない)

### 8.2 編入又は合併による移転

編入は、1 又は複数の会社が別の会社に吸収されるときに行われる処理であり、当該別の会社は、意匠出願又は登録に対する権利を含め、そのすべての権利及び義務を承継する。一方で、合併は、2 以上の会社が一緒になって新会社を形成するときに行われる処理であり、当該新会社もまた、そのすべての権利及び義務を承継する。

編入又は合併による移転を公式に登録するためには、次の書類が必要とされる。

- (書面で又は電子的に) 正当に記入された移転請求書
- 対応する手数料の納付証明書
- 管轄機関に登録された、編入の行為又は合併に関する行為及び新会社の定款
- 移転に係る最終所有者により付与された委任状、並びに
- 外国語による書類の無認証翻訳文 (領事認証は必要とされない)

### 8.3 分割による移転

分割は、会社がこの目的で形成された又は既に存在する 1 又は複数の会社に対し、その資産の一部を移転する処理であり、財産目録がある場合は、分割会社が解散され、又は一부분割の場合は、その資本が分割される(法律 No. 6, 404/1976 第 229 条)。

意匠出願又は登録の所有権の移転は、分割に基づき行うことができる。このためには、申請人は、管轄機関により登録された当該処理の証拠書類を提出しなければならない。分割による権利の移転を公式に登録するためには、次の書類が必要とされる。

- (書面で又は電子的に) 正当に記入された移転請求書
- 対応する手数料の納付証明書
- 管轄機関に登録された、分割の行為及び新会社の定款
- 該当する場合、譲受人の委任状、並びに
- 外国語による書類の無認証翻訳文(領事認証は必要とされない)

### 8.4 合法的承継による又は遺言による移転

合法的承継による又は遺言による移転は、財産分割により意匠出願又は登録が移転されるときに行われる。これらの場合には、他の共同所有者又は出願人による許可の提出は必要とされない。

承継に基づく権利の移転を公式に登録するためには、次の書類が必要とされる。

- (書面で又は電子的に) 正当に記入された移転請求書
- 対応する手数料の納付証明書
- 合法的承継による又は遺言による移転を証明する公式書類
- 該当する場合、譲受人の委任状、及び
- 外国語による書類の無認証翻訳文(領事認証は必要とされない)

### 8.5 破産による移転

意匠出願又は登録は、破産財団の一部を形成することができ、かつ、司法決定によって移転することができる資産である。

破産財産の普遍性に含まれる登録出願又は意匠登録の移転を進めるためには、次の書類を提出しなければならない。

- 正当に記入された移転請求書
- 対応する手数料の納付証明書
- 意匠出願又は登録に関する権利の譲渡を許可する裁判所の許可証
- 他の法的方式も遵守して、財産清算人により又は裁判所から指名された税管財人により正当に署名された譲渡書類、及び
- 該当する場合、譲受人の委任状

### 8.6 登録又は登録出願の共同所有者又は出願人の追加又は除外の付記

登録又は登録出願の共同所有者又は出願人の追加又は除外の付記は、自然人又は法人が出願の提出時の自己の失念又は誤りを認め、いつでもこの誤認を訂正することを決定した場合に適用される。

登録又は登録出願の共同所有者又は出願人の追加又は除外の請求には、次の書類の原本又は写しを含めなければならない。

- (書面で又は電子的に) 正当に記入された移転請求書

- 対応する手数料の納付証明書

- 出願の提出時の誤り又は誤認を認める証書及び所有者の追加又は除外の請求であって、庁のデータベースに既に登録されているすべての所有者が署名し、又はすべての出願人を代表する権限を有する正当に設定された代理人が行うもの

- 外国語による書類の無認証翻訳文 (領事認証は必要とされない)

### 8.7 法人の消滅による移転

法人の消滅は、それ自体、意匠登録の消滅を決定する理由ではない。したがって、会社清算証書に従って、消滅した法人の登録を、当該資産が属するパートナーに移転することができる。次の書類を提出しなければならない。

- (書面で又は電子的に) 正当に記入された移転請求書

- 対応する手数料の納付証明書

- 法人の消滅及び商業登記所における定款の登録抹消の後の会社清算証書 (これは、法人が残した資産を含み、したがって、その配分を含む)

- 該当する場合、譲受人の委任状

### 8.8 移転請求の分析

移転請求の分析は、納付すべき手数料の納付の方式的確認の後に初めて開始される。この確認は、次のことを分析する。

a) サービスに関する納付が申請の送付前に行われたか否か

b) 正確なサービスコード及び関係当事者 (譲受人) の登録と一致する金額により GRU が生成されたか否か

c) 提出された移転請求ごとに 1 通のみの伝票が存在するか否か

納付が移転請求の送付日までに行われていない場合は、これは、納付不履行により考慮されない。誤ったサービス又は納付すべき金額に満たない金額の伝票が生成された場合は、金額を補完するための指令が発せられる。申請を考慮しない旨及び金額を補完するための指令は、RPI において公告される。

指令が RPI での公告から 60 日以内に満たされない場合は、申請は却下される。

#### 8.8.1 移転請求の審査の段階

移転請求の審査は、次の 2 つの基本的段階を含む。

##### 移転される出願又は登録の状態の確認

請求において即時の決定がなされるか否か又は申請が審査を続行するか否かを指示するように、移転に係る手続の状態が確認される。

a) 未解決の法的問題を有する出願又は登録 :

移転請求書に列記された出願又は登録が、審理中の状況にあり、封鎖、差押又は何らかの負担がある場合は、その移転は、司法通知によって又は関係当事者が必要な証拠書類を提出して、障害が取り除かれるまで停止される。

b) 却下された出願，存在しないものとみなされた出願，消滅した登録又は無効とされた登録：

これらの場合には，移転請求は，無効とされる。

c) その他の状況にある出願又は登録：

出願又は登録が上記の状況の何れにもない場合は，移転の審査が進行し，次の確認段階に進む。

#### **移転請求に関する基本的要件の確認**

この段階では，次の手続が確認される。

a) 譲渡人として行為する当事者が，移転を請求する権限を有するか

b) 移転手続において請求された書類(原本又は写し)が，各種類の移転，すなわち，譲渡によるもの，編入又は合併によるもの，分割によるもの，合法的承継又は遺言によるもの及び破産によるものに於いて，適切に提出されているか

c) 譲渡書類に，次の事項，すなわち，譲渡人及び譲受人又は該当する場合，それぞれ資格を有するその代理人；それぞれの署名；意匠登録又は出願番号並びに譲渡が全部又は一部の何れであるかに関する情報が記述されているか否か

d) 「3.4 GRU の納付」の項目に従って，納付すべき手数料の納付がなされているか

この段階の結果として，次のことを目的とする指令が作成される場合がある。

-申請人が必要な書類を提出若しくは補完すること

-納付すべき手数料を完納すること，及び／又は

-意匠の譲渡人である者の権限に関して疑義があるときは，申請人が説明を行い，若しくは関連する書類を提出すること

#### **意匠を譲渡する者の権限の確認**

署名者の正当性は，定款(提出された場合)において又は譲渡書類で宣言された資格(例えば，とりわけ，「管理職」，「代表取締役」，「業務執行社員」)により確認される。この申請人が手続の関係におけるその他の者である場合は，申請は拒絶される。

定款の条項の何れかが，資産の処分又は取得を「パートナーの承認」を得て又は「審議の議事録によって」行わなければならない旨を記述しているときは，当該条項の内容の証拠書類があることが確認され，証拠が欠落している場合は，証拠を求める指令が発せられる。

指令の公告は RPI で行われ，申請人は 60 日の期間内に指令を履行し，又は応答すべきである。これを行わない場合は，移転請求は却下される。

移転が行われ，産業財産権公報において公告されると，該当する意匠出願又は登録において発せられた指令を履行することは譲受人の義務である。

#### **登録が消滅した個人実業家**

見解書 AGU/PGF/PFE/INPI/COOPI No. 25/2013 に従って，登録が消滅した個人実業家は，個人実業家の資産がその自然人の資産と混同される場合は，意匠出願又は登録を譲渡及び移転する法的資格を有する。

### **8.9 裁判所の決定による移転の分析**

裁判所の決定に起因する移転の付記は，譲受人により正式に提出された申請の存在及び対応する手数料の事前の納付に拘らず，事前付記制度に基づいて直ちに履行され，換言

すれば、裁判所の移転決定は RPI において公告される。ただし、システムの登録の変更がなされるために、かつ、手続が移転の付記に関する公告を受けることができるように、譲受人(新たな所有者)は、サービスコード 114 に基づいて、所有者の移転の付記を、好ましくは電子請求によって、本マニュアルに記載された必要な書類とともに提出することが必要である。

司法決定又は司法競売通知書に起因する移転の付記は、意匠登録出願又は登録に対する制限又は負担が以前に登録されている場合であっても、前段落に従って実施される。

INPI は、資産が手続番号及び意匠番号により適切に個別化されており、かつ、譲受人が、国民であれば、その CNPJ/CPF-MF における登録番号並びに外国人であれば、完全な名称及び住所により、正当に識別されている場合に限り、付記を進める。

INPI は、RPI により裁判所の決定を公告し、その目的は、決定又は判決の認知である。

## 8.10 適用可能な通達

### 指令

その目的は、移転の審査に関連する書類に関する疑義、脱漏又は相違を修正することである。

### 承認

その登録のためのすべての法定要件が満たされた場合は、移転請求は承認される。

### 拒絶

これは、移転の登録のための法定要件が満たされていない場合に行われる。

### 申請の却下

提出日後 60 日以内に委任状が提出されていない代理人によって提出された申請及び発生した指令が期限までに満たされなかった申請は、却下される。

### 申請を考慮しない旨の決定

法定期間外に提出された申請、法的根拠が添えられていない申請又は納付証明書を伴わない申請は、考慮されない。

### 対象物の欠如により申請を無効とする旨の決定

譲渡証書に列記された出願又は登録が、それぞれ、審判請求を申し立てることなく拒絶され、又は消滅した場合は、移転請求の審査は、対象物の欠如により無効とされる。請求された移転サービスが、RPI における公告により、以前に既に処理されている場合も、同様とする。

## 9 種々の付記及び変更

INPI は、所有者の書誌データ(名称、事業名称又は住所)に発生する変更に関して付記を行う。出願又は登録に課せられている担保、権利の制限又は負担に関する変更もまた、機関の登録簿に付記される。

これらの付記は、その RPI における公告時から第三者に対して効力を生じ始める。

### 9.1 意匠の変更

図面又は写真は、登録の保護の範囲を定義するものであり、したがって、原則として、意匠は、登録出願の提出後にその範囲を変更してはならない。図における不備の訂正及び/又は意匠のより良好な表示を目的とする変更は、最初の保護の範囲を変更しないことを条件として、受理することができる。

### 9.2 名称、事業名称、登記上の事務所又は住所の変更

意匠出願又は登録の所有者は、INPI に対し、サービスコード 113 に基づいて提出される申請によって、名称、登記上の事務所又は住所の変更を、いつでも請求することができる。

事業名称とともに登記上の事務所/住所の変更があったときは、変更の付記は、単一の GRU の納付及び 2 つの変更が記載された様式の提出により請求しなければならない。

名称/事業名称、登記上の事務所及び住所に関する登録簿上の情報を変更するためには、申請人は、次の事項を遵守しなければならない。

a) 意匠登録出願を生じさせるブラジル連邦歳入徴収伝票 (GRU) の生成時に e-INPI の登録に示される名称及び住所は、出願又は将来の生じ得る登録並びに登録証及びそれに関する公式書類に記載されるものと同一とする。

b) e-INPI システムの変更前に提出された出願又は登録は、上に記述された特定の申請の提出及びそれぞれの手数料の納付によってのみ、出願人又は所有者の名称、事業名称、登記上の事務所又は住所の変更を受けることができる。

変更が出願人又は所有者の名称又は事業名称に言及するときは、名称/事業名称の変更を証明する公式の特定の書類を提出しなければならない。

変更が登記上の事務所の住所に言及するときは、関係当事者による単なる宣言で十分である。

外国語による書類の場合には、無認証翻訳文を提出しなければならない。

変更請求に矛盾がある場合は、指令が発せられ、その RPI での公告日後 60 暦日以内に応じなければならない。

名称/事業名称、登記上の事務所又は住所に関する付記は、RPI で公告される。

変更を請求する当事者が INPI における代理人を維持する場合は、所有者の更新されたデータを含む委任状を提出しなければならない。

次の場合は、名称及び/又は登記上の事務所の変更の付記に関する申請は、無効とされる。

a) 意匠出願又は登録が却下され、拒絶され、若しくは消滅した場合又は存在しないものとみなされ、若しくは無効と宣言された場合

b) 既に公告されている変更請求の後に、同一の請求により変更請求がなされた場合

サービスを請求する方法	
サービス:	名称, 事業名称, 登記上の事務所及び／又は住所の変更
コード	113

### 9.3 適用可能な通達

#### 指令

その目的は、変更の審査に関連する書類に関する疑義、脱漏又は相違を修正することである。

#### 承認

その登録のためのすべての法定要件が満たされた場合は、変更請求は承認される。

#### 拒絶

これは、変更の登録のための法定要件が満たされていない場合に行われる。

#### 申請の却下

提出日後 60 日以内に委任状が提出されていない代理人によって提出された申請及び発生した指令が期限までに満たされなかった申請は、却下される。

#### 申請を考慮しない旨の決定

法定期間外に提出された申請、法的根拠が添えられていない申請又は納付証明書を伴わない申請は、考慮されない。

#### 対象物の欠如により申請を無効とする旨の決定

譲渡証書に列記された出願又は登録が、それぞれ、審判請求を申し立てることなく拒絶され、又は消滅した場合は、変更請求の審査は、対象物の欠如により無効とされる。請求された変更サービスが、RPI における公告により、以前に既に処理されている場合も、同様とする。

## 10 その他のサービス

証明書、写し及び修正など、意匠に関するその他のサービス

### 10.1 手続に関する行為の証明書

手続に関する行為の証明書は、INPIにより発行され、手続履歴が提示される公式書類である。

この証明書は、GRU115の提出によって、好ましくは電子請求により、いつでも請求することができる。

手続に関する行為の証明書は、意匠データベースでの検索ツールにおいて Delivery(交付)により入手可能である。サービスを請求するGRUの生成において使用したものと同一のログインIDを使用してアクセスしなければならず、申請人のみが書類にアクセスできるよう保証される。

手続における決定の履歴はまた、無料で、INPIポータルサイトで、意匠データベースを検索することにより、いつでも照会することができる。

サービスを請求する方法	
サービス:	手続に関する行為の証明書
コード	115

### 10.2 所有者調査の証明書

所有者調査の証明書は、調査請求において通知された所有者の名義でINPIデータバンクに含まれるすべての出願及び登録に関する報告書を提示することを目的とする。

INPIは、そのポータルサイトで無料調査の選択肢も提供するが、機関により発行される公式調査証明書を請求することができる。このサービスは、特定の料金の納付により提供され、手数料表のサービスコード116によって請求しなければならない。申請は、好ましくは電子請求によって提出しなければならない。

調査証明書は、申請が提出された市に対して又は電子請求の場合は、申請人の属する市の最寄りの地域に対して、書面で発行される。

サービスを請求する方法	
サービス:	所有者調査証明書
コード	116

### 10.3 書誌データの修正

ユーザーは、ユーザー又はINPIの過失による、不正確なデータの修正を請求することができる。

#### 10.3.1 ユーザーの過失によるデータの修正

様式に記入するときに誤りを犯し、それにより不正確なデータが公告された場合は、ユーザーは、手数料表のコード125に基づく「その他の申請-説明」と呼ばれる申請を提

出しなければならない。

サービスを請求する方法	
サービス:	その他の申請
コード	125

### 10.3.2 INPI の過失によるデータの修正

出願又は登録の RPI での公告において過失があった場合は、ユーザーは、誤りを生じさせた行為から起算して 60 日以内に、手数料表のコード 126 に基づく INPI の過失によるデータ修正請求を提出することができる。

この申請は、無料であり、過失が INPI によるものである場合に限り使用しなければならない。過失を認めたときは、INPI は、システムにおいてデータを訂正し、該当する場合、修正を RPI で公告する。

サービスを請求する方法	
サービス:	産業財産庁の過失による誤り修正請求
コード	126

## 10.4 書類の写し

利害関係人は、書類が秘密でないことを条件として、INPI データベースに記載された書類の写しを請求することができる。

### 10.4.1 公認謄本

所有者は、手数料及び手数料表のコード 118 に基づく特定の申請の提出によって、意匠出願又は登録の公認謄本を請求することができる。

出願が存在しないものとみなされている場合は、公認謄本の請求は、無効とされる。公認謄本は、書面で提供され、請求が提出された受付に対して又は電子請求の場合には、所有者若しくは該当する場合、代理人の属する市の最寄りの地域に対して発行される。

サービスを請求する方法	
サービス:	条約優先権主張のための公認謄本
コード	118
サービス:	条約優先権主張のための公認謄本
コード	118

### 10.4.2 写真複写の請求

登録出願の決定の公告後に、第三者は、意匠の写真複写を請求することができる。このように、手続の一部及び／又は全手続の写真複写を請求することができる。

利害関係人は、手数料表の定めに従って、サービスコード 825(認証謄本)及び 824(無認証の写し)に基づいて、書面による特定の申請又は電子請求によって、意匠に関する出願、

申請及び意見書の写しを請求することができる。

(電子サービス用の)伝票番号を生成した後に、電子請求にアクセスして申請を開始する。GRUを生成するために使用したものと同一のログイン ID 及びパスワードを使用してアクセスする。

電子アドレスは追加手数料が必要なときに連絡するために使用されることから、電子メールのデータを含め、e-INPI システムへのユーザー登録は、常に最新のものとしなければならないことを覚えておくことが重要である。

追納金額が必要な場合は、追納すべき金額を記述した電子メールが登録されたアドレスに送付され、追納伝票の写しを添付して応答しなければならない。追納伝票は、写しのページ数に応じて通知された金額で、サービスコード 800 を使用して生成しなければならない。

無認証の写真複写の申請は、10MB を超えるファイルを生成する写しを除き、Delivery ツールを使用して処理される。これらは、申請が提出された受付で又は電子請求の場合は、所有者若しくは該当する場合、代理人の属する市の最寄りの地域において、書面で提供される。

認証付写真複写の申請については、書面で提供される。書類は、申請が提出された受付に又は電子請求の場合は、所有者若しくは該当する場合、代理人の属する市の最寄りの地方の受付に送付される。

追納の電子メールに 10 日以内に応答しないときは、写真複写の申請は却下される。

サービスを請求する方法	
サービス:	無認証写真複写-意匠
コード	824
サービス:	認証付写真複写-意匠
コード	825